

第1節 総記

第1項 法科大学(1899～1919年)

1. 法科大学の創設

京都帝国大学法科大学は、明治32(1899)年9月11日に、医科大学とともに開設された。京都帝国大学設置を定めた明治30(1897)年6月18日の勅令第209号に、法科大学設置のことは既に規定されており、また創立計画案において法科大学は、「目下専門学士ノ需要多クシテ入学ノ学生モ亦多」いことを理由に、最初に設立することが予定されていたのであるが、結果的には理工科大学に順位を譲り、それに2年遅れての出発であった。

京洛の地、すなわち政治の中心から離れた学都に生まれる第2の帝国大学として、先発の帝国大学に対する競争者たることを期待されて誕生した京都帝国大学の基本的な性格は、法科大学創生期の精神にも深く刻みつけられている。その期待を担った教官候補者として、明治29(1896)年4月には井上密(日本法律学校講師)と岡松参太郎(帝国大学大学院生)が、次いで5月には織田萬(陸軍経理学校教授嘱託)と高根義人(学習院授業嘱託)が文部省より在外研究の発令を受け、それぞれ欧州へと出発した。在外研究発令に際してこの4名は、西園寺公望文相から特に自邸の晚餐へと招かれ親しく激励を受けたと伝えられているが、4名はいずれも帝国大学法科大学の出身、当時は卒業後なお2～4年の20代の青年であった。斬馬劍禪の『東西両京の大学』(1903年、復刻1988年)は、彼ら4新進学士が留学中ベルリンに会同し、「国家が東西両

* 扉の写真は、法経本館・東南部分。

大学を興して、学風の刷新を期するの精神に悖らざらんと欲せば、宜しくまず京都大学は学問の独立をもって陣頭の旗幟となさざるべからず。けだし大学は学芸の淵藪、社会進歩の先駆者なり。この大任をもってして、その学説の常に多衆愚民の歡心を買うをもって能事これ了れりとなし、啻に政府の干渉に屈することを大なる恥辱となすの氣概なくんば、国家は何をもって新大学設立の目的を達することを得んや。この故に我等は学問の独立と共に立ち、学問の独立と共に斃るの覚悟なかるべからず」と、桃園義を結ぶの故事に倣って「麦酒の杯を挙げ、満引してもって快と称」した、という逸話を紹介している。細部の真偽はともかく、法科大学創設期の教官の、東と相拮抗する学林を築こうとする進取の氣象と、權威に屈せぬ昂然たる氣骨とをよく伝えている。

明治32(1899)年2月に第三高等学校法学部教授巖谷孫蔵が、法科大学創設事務を囑託された。同年7月3日勅令321号により法科大学に設置される23講座が決定、さらにそのうち10講座について9月からの開講が決定され、同7月7日に総長木下広次が法科大学長事務取扱を命ぜられた。かくして木下法科大学長事務取扱の下、巖谷と、帰朝した井上・織田・岡松の3名(高根は翌明治33年帰朝)、それに、早く東京日日新聞通信員としてドイツに渡りベルリン大学に入学、以後10余年間在独し研鑽を積んで帰朝した千賀鶴太郎を加え、5教授をもって法科大学は発足した。このほか、助教授に任ぜられた岡村司(東京帝国大学法科大学講師)、勝本勘三郎(東京控訴院検事)は既に欧州留学中であつた(なおこの時期に法科大学の助教授ポストは、附属図書館長島文次郎・舎監石川一らを遇するためにも用いられている)。翌明治33(1900)年に高根が帰朝、明治34(1901)年には仁保亀松(法典調査会起草委員補助)・仁井田益太郎(東京区裁判所判事)・春木一郎(東京帝国大学大学院生)が帰朝して教授に任ぜられるなど、教授陣は年を逐って充実を見せていった。

明治32(1899)年7月4日勅令第321号に定められた23講座は以下のとおりである。

憲法・国法学・民法3・商法破産法2・民事訴訟法・刑法刑事訴訟法・

第4章 大学院法学研究科・法学部

経済学2・財政学・統計学・政治学政治史・行政法・国際公法・国際私法・法制史比較法制史・羅馬法・英吉利法・仏蘭西法・独逸法・法理学
明治32(1899)年9月の開講に際しては、井上が憲法、岡松が民法第1部、巖谷が民法第2部、織田が行政法、千賀が羅馬法を担当したほか、講師として膳鉦次郎(京都地方裁判所判事)に刑法の講義が嘱託された。明治32(1899)年度入学の学生は法律学科31名・政治学科15名の計46名(平均年齢23歳8カ月)、他に聴講生5名であった。この第1期入学学生の中には、佐々木惣一、烏賀陽然良、佐藤丑次郎ら、後の法科大学教授の名も見えている。

開設当時の法科大学規程(明治32年8月1日制定)は、もっぱら当時の東京帝国大学法科大学規程に倣ったものであったが、翌明治33(1900)年9月21日の規程大幅改正と同細則・補則の制定により、早くも教育方針の独自な特色が打ち出されるに至った。最も注目されるのは、演習科の設置と、その演習への参加を前提として課される卒業論文の制度である。最初の法科大学規程でも演習科は「教授会ノ議決ニヨリ随意科トシテ」設置できることになっていたが(第2条、これは当時の東京の法科大学における扱いにほぼ同じ)、明治33年9月の規程では演習はもはや卒業資格に直接関係しない随意科目としての扱いではなく、すべての学生が参加を義務付けられるものになったのである。すなわち、学生は「科目試問」として、通常6月に実施される学科試験を受験し所定の各科目に及第するとともに、「論文試問」として、各演習科において毎年定められる複数の論題の中から1つを選択して論文を作成、提出して審査を受け、これにも及第することによってはじめて卒業資格を得るのである。その主眼は、学生の研究心とその実地応用の能力を啓発し、独創力を涵養することにあった。つまり、既に当時ややもすれば知識暗記に偏重した詰め込み教育であるとの批判も存在した東京の法科大学の教育方式に対して、わが法科大学の方式は、ドイツ大学のゼミナールをモデルとした演習科において学生に「自由討究」の機会を与え「法的訓練」を加えて、学生の能力を「開発」することを目的とするというのであり、当時において斬馬劍禪はこれを「真に大学らしき大学」の姿であると賛辞を送ったのである(前

掲『東西両京の大学』)。また論文作成のためには、学生は図書館に赴いて自ら欧文文献に当たり研究を深めることが必要であったが、外国法の授業において、東京の法科大学とは異なり外国人教師を聘することなく、各教授・助教授が担当して文献講読を行い学生の読書力向上に努める教育を施したことも、初期以来の法科大学の特色にあげられよう。

こうした京都法科大学の試みについて論じたものとしては、これを後発大学の先発大学へ対する「挑戦」として活写した潮木守一の著作があるが(潮木守一『京都帝国大学の挑戦』1984年)、潮木が注目するように、この教育理念創出に当たって主導的役割を果たした1人が高根義人であった。明治35(1902)年に高根が、当時の法科大学の実質的な機関誌であった『内外論叢』に掲載した「大学制度管見」(1巻5号)は、後述するとおり、大学の自治の理念を提示したものとしても大学史研究上に著名な文献であるが、またこれに先立って同じく『内外論叢』に掲載された「大学ノ目的」「法科大学ニ就テ」(ともに同巻2号)と合わせ、これらの中からは、当時の法科大学の教育方針の、いわば理論的根拠をなす主張を看取することができる。

高根は「大学ハ唯学問ヲ教授スルニ止ラス学問ノ研究発達ヲ以テ其主タル目的ト為スヘキ」という明快な認識に立脚する。ドイツでの留学体験から引き出された、この「教育と研究」を調和させ実践するものとしての大学の位置付けは、しかし歴史的にも、国際比較の上から見ても必ずしも自明なものではない。高根の見るところ、森有礼の創立になる帝国大学の基本的性格は、「唯専門教育ヲ授ケ実用的人物ヲ養成ス可キ職分ヲ有スル」フランス高等教育の系統に属するものである。しかしこれでは学生も教授も「政府所定ノ「プログラム」ヲ追ヒ試験ノ制裁ニ動カサレテ専門學術技芸ノ授受ニ忙殺セラレ……此間ニ立チテ独立ノ研究ヲ為サントスル教授比較的小数ニシテ学生モ亦知識ノ器械的獲得ニ汲々タルノ弊ヲ免レ」ない。より高度な学術研究は、大学院かまたは独立の研究機関で行えばよいのだという見解に対しても、「教授所ヲ離レタル研究所ハ無味乾燥ノ地ト化センコト」をおそれ「日進ノ学問界ニ多大ノ利益ヲ与ヘンコトヲ以テスルニ至リテハ余輩其可ナル所

以ヲ知ラサルナリ」という。

では、高根の考える大学理念を法学教育の場に限定してみるとどうか。「法学教育ハ法典条章ノ内容ヲ知得セシムルヨリモ法的修鍊(Juristische Schulung)ヲ与フ可キモノタルコト言ヲ待タス……然レトモ現行ノ制度及其実行方法ハ寧ロ知識ノ注入ヲ重ンスル傾向ナキニシモアラス」として、高根は以下のような改良案を提出する。第1に講座について、これに必修科目と随意科目との区別を設けて現在の講座を適当に分離・併合し、必修科目以外については学生が自ら好む科目について自発的に研究する機会を与えること。もちろん学生が「必修科目ノミニ出席シ残余ノ時間ヲ徒費スル」おそれはあるものの「総学生ヲ駆リテ筆記ト試験ノタメ数年ノ在学中ニ其鋭鋒ヲ消磨セシムルノ弊ニ比シテ其利害果シテ如何ンゾヤ……素質ナク且自ラ修メサルモノハ其侏儒タルニ一任スルモ、自ラ修ムル者ハ自由ニ其天才ヲ發揮セシメ往々雲ヲ突クカ如キ偉人ノ生長ニ便ナル制度」を採るべきである。第2に、必修科目の減少により学生が得る「自修研究ノ余裕」を有効に利用させるために、演習科を設置しこれを必修とすること。これにより「自然ニ法学的修鍊ノ実効ヲ収ムルニ至ル可シ」。第3に試験方法について、毎回の試験科目のうち1科目に落第すれば残りの科目についても再試験を要求する年級制の方式は採らないこと、各科目を内容に応じ自然な学修の生ずるよう修業年限中に適当に配当し受験させること、卒業試問を課して学生の苦痛と労力を増すのを避け、論文試問を課すこと。第4に教授方法も、「教授ハ教場ニテハ大綱ヲ授ケ其精細ナル研究ハ別ニ之ヲ公ニス」、学生もまた大綱のみを受けて細目は自ら学ぶという「独立自修ノ風ヲ養フ可シ」、というのである。

明治34(1901)年1月31日に木下広次は法科大学長事務取扱を免ぜられ、同日に織田萬が法科大学長に補せられた(在任明治34年1月～40年5月)。明治35(1902)年10月に、これまで第三高等学校の建物を借りて授業を行っていた法科大学にとって、初めて専属教室の新築がなり、明治36(1903)年3月には新教室において落成記念講演会が催された。開会の辞を述べた木下総長は、本

大学の法学教育の特色は「学生に暗記を要求するの弊風を排除し」「推理判断の練習に重きを置く」ことにある、と自賛している(『内外論叢』臨時増刊「記念講演集」1903年)。

明治36(1903)年3月5日の教授会で織田学長から次のような提案がなされた。従来、学生の負担が重きに失するというのが世論の観であったところ、このたび医科・理工科大学が在学年限3年制を採用することになり、文部省から法科大学についても年限縮小について照会があったので、この際規程の改正を検討したい、と。同日、織田・高根・田島・春木の4教授が改正案作成に当たることに決した。改正案は4月1日の教授会に提出され、以後、4月7日、9日の教授会で集中的に審議・可決され、29日の評議会での審議も経て、同年5月4日に実施された。

この改正において最も重要な点は、卒業年限を最短3年間に短縮したことであり、4年制を維持する東京の法科大学との間には決定的な差異を作り出す結果になる。さらに法律学科と政治学科の区別が廃され、科目試問に4種の区別が導入された。基礎的な法学科目に外国法科目を加え「弁護士等ノ実務」志望者向きの第1種、基礎的な法学科目に法制史・法理学科目等を加え「学理研究」中心の第2種、政治学科目に重きを置いた「行政官」志望者向きの第3種、経済学科目に重きを置く第4種、の4つの科目グループを設定し、学生はそのいずれかを選択して履修すればよいこととしたのである。一定のコントロールを利かせながら、学生に志望に応じた科目選択の自由を与え、その負担を減らし、3年間の短期履修を可能にするために工夫されたもので、特に必修科・選択科のように大学の側から科目に軽重をつけることを回避して考案されたものであった。また試問成績を点数によって表すことは法律政治学科には到底不合理であるとして、甲乙丙丁で表すことにした。この改正によって、法科大学教育の独自性はより鮮明なものとなった。

しかし法科大学の教育は、やがて大幅な方針転換を余儀なくされる。その「挫折」をもたらした要因については、既に潮木の研究等に追究されているが(潮木前掲書、また高木英明「京都帝国大学(法科大学)の創設期における教育方

第4章 大学院法学研究科・法学部

法の制度化」『教育行財政論叢』2号、1991年、も参照)、直接にはそれは、法科大学卒業生の文官高等試験・司法官試験補試験等における「成績不振」に対する非難の高まりによるものであった。特に明治39(1906)年の第22議会では、「帝大法科特権」廃止をめぐり、これに賛成する森田卓爾議員、花井卓造議員らが京都帝大法科大学卒業生の成績不振に言及していた。この時期の『京都法学会雑誌』(1巻8号)の雑報欄に掲載された「我法科大学ニ関スル誤聞」と題する記事は、新聞紙上や、また帝国議会での、卒業生成績に関する「冷嘲」や「事実ヲ誣ヒントスル」非難に反駁し、断固たる決意をもってわが法科大学所信の貫徹をなすべし、と結ばれている。しかし法科大学の内部にはこれより先に動揺が広がっていた。

明治38(1905)年5月25日の教授会(出席12名)は、井上教授ほか数名の請求により招集され、同教授らの提出した学科及試問変更案が審議にかけられた。提案者の1人である仁井田教授の説明によると「現今ノ制度ハ成程理想トシテハ宜敷カランモ今日ノ日本学生ノ状態ニ照シ見テ到底其目的ヲ達スルコト能ハス、或程度迄ハ之ヲ強制シテ無理ニモ勉強セサルヲ得サル様ニシタキ希望ナリ」といい、要は論文を廃し卒業試問を課すことにするという案であった。審議に当たり、まず岡松教授から、本件は重大問題であるから通常の議事とは違い出席者の3分の2以上の賛成を要件とすることが提案され、了承された。審議では、岡松が「卒業試問ハ成程高等文官試験ニ応スルニハ適当ナルモノナランモ大学ハ其為ニ設ケラレタルモノニアラス、又三年制度ト論文試問ハ京都法科大学ノ特色トシテ自任シツツアルニ今更少シノ故障ノ為メニ之ヲ変更セントスルハ奈何ソヤ」と反対論を述べ、高根・田島も変更案に反対した。これに対し仁井田・勝本・千賀が賛成意見を述べ、また岡村は「変更案ハ余ノ理想ニ尤モ反対ニシテ現行規程ハ幾ラカ理想ニ近キ制度ナレトモ、如何セン今日ノ学生ノ現状上不本意ナカラ変更案ニ賛成セサルヲ得ス」と述べた。ここで岡松が論文を廃止せず卒業試問と併課することを提案、仁保の賛成も得て決を採り、8名の賛成を得て決定された。こうして原案を修正し、論文・卒業試問を併課する折衷的な規程改正案を再度作成する

ことになった。規程改正案は6月2日の教授会で可決され、6月30日の評議会で提出された。ところが評議会は、現行規程制定以来日なお浅く、他分科大学の規程に影響するところも少なくないとして、まず現行制度を維持することを求め、極めて異例なことに改正案を否決してしまったのである。このことが報告された7月8日の教授会は「議論大ニ起リ擾然タリシカ結局止ムヲ得サルカ故ニ」、現行規程の下で学生の指導奨励を進めることと、抗議のため総長へ意見書を提出することを決し、勝本教授にその意見書起草を委任した。7月13日、評議会での否決を「甚タ遺憾」とする織田学長名の上申書が木下総長に提出された。

明治40(1907)年1月17日の教授会で、再び井上教授らの提案になる法科大学規程改正綱領が審議された(当日、高根は欠席)。原案は、在学年限を4カ年とすること、論文試問を廃し卒業試問を置くこと、4種試問の区別を廃して法律学科・政治学科の2科となすこと、の3点である。冒頭、織田学長は「現今ノ趨勢上現行規程ノ改正ヲ行フハ亦止ムヲ得サル次第」であろうと述べて審議を促した。この時も岡松・春木・仁保の3教授は、なお論文を存置し卒業試問と併課することを提案したが否決され、原案は可決された。

同明治40年2月、教授高根義人はなお40歳の若さで退官し、以後は法曹界に転じ弁護士業務に携わる意思を表明した。辞職の理由について高根は法科大学主催の送別会においても、学者として自己の才力・体力の不足と「薄給」による困難をあげるのみであった(『京都法学会雑誌』2巻3号雑報)。他方、同年3月20日の評議会で法科大学規程の全面改正案が審議・承認され、5月13日より実施されることとなり、また5月10日には織田萬が法科大学長を辞任、後任には井上密が補せられることとなった(在任明治40年5月～42年6月)。『京都法学会雑誌』(2巻5号)には、今回の規程改正の趣旨説明が掲載されている。すなわち、法律制度の完備・経済事情の複雑化に応じ法律経済の学がますます精緻博大を極める現状において、学科に熟達した有用の人材を送り出すには修学年限を比較的長くせざるを得ず、4年制採用に復すること、卒業論文制度は学科の1局部に対して過多の努力と時間を要し、一

第4章 大学院法学研究科・法学部

般学科の講習がおろそかになるおそれがあるので、これに代え学科全般の知識を問う卒業試問制度を置くこと(なおその後の教授会決定によると、卒業試問は口頭で、1人25分を標準として行うものとされた)、4種試問制度は機械的に学科を区分し学生の知識を偏頗狭隘ならしめる弊害があるので、従来から慣用されてきた法律学科・政治学科の区別に復すること、である。なお、評議会に提出された規程改正理由書には、本大学卒業生が東京の法科大学卒業生に対して劣っているという世評に対し、信用を回復することが改正の主眼である、とも記されている。

さらに同明治40(1907)年5月15日の教授会では井上新学長から以下のことが報告、可決されている。規程改正稟申中、千賀教授と帯同して文部省に赴いた際、文部次官・専門学務局長から改正の趣旨を各高等学校に周知させる努力を求められたので(千賀によると、規程改正はこのことと引き換えに「殆んど条件付ニテ許可」されたものであるという)、全国は無理としても付近の金沢・岡山・京都の高等学校には教授を派遣して趣旨説明を行うことにしたい、と。反対者もいたが、採決により、教授たちが各高等学校に出向き、今回の規程改正の趣旨説明を実施することになった。

法科大学が目指した当初の教育方針は確かに、いったんは「挫折」を経験せざるを得なかったといってよからう。試験の科目制・演習重視・外国法授業重視などの特色はなお維持されていたが、卒業論文制度は本大学の誇りとする独自のものであったから、その廃止は大きな転回であったといわざるを得ない。明治44(1911)年の『以文会誌』3号に載せられている法科大学明治39(1906)年入学生の回想録は、この改正により文官試験の成績は良好となった反面、「卒業論文制度廃止以来図書館場裡空々寂々人影稀なるは慨嘆すべき」と反省している。法科大学では当初から優秀な卒業論文の刊行を企画し、また『京都法学会雑誌』への掲載も熱心に行ってきたが、このこと自体、卒業論文制度に対する法科大学の自負を語るものであった。大正期に法科大学生だった末川博は、佐々木惣一や竹田省の卒業論文を見て、学生がよく原書を駆使して書いたものだと言ったと驚嘆した、と回想している(末川博『彼の歩

んだ道』1965年、170頁)。佐々木の場合、学生時代は郷里の親が病気のため、私塾等の教師を務めて生活費を稼ぎまた郷里に送金し、大学には長く出席しないという生活ぶりであったが、卒業論文「官吏ノ不法行為ニ因ル国家ノ責任ヲ論ス」によって認められ、大学に残って研究生生活に入ることになったという。評議会提出の改正理由書において法科大学教授会は、卒業論文について「其ノ作出スル所間々雄篇傑作ナキニ非スト雖モ大抵ハ不完全タルコトヲ免レス」と評価しているから、学生全体に対する教育効果から見て短所が多いという判断は妥当なものであったかも知れない。しかし高根のいう「自ラ修ムル者ハ自由ニ其天才ヲ發揮セシメ」る機会の与えられたことこそが、例えば佐々木個人の学問的出発をなし、またこの佐々木や竹田ら初期の卒業生の手によって法科大学の清新な学風が継承されていったことを想起すれば、草創期の教育理念の遺産はその後の法科大学に脈々と受け継がれていったと評することも可能であろう。

2. 法科大学と大学自治

わが法科大学は、明治・大正期に日本における「大学の自治」確立を求める苦闘の中で、指導的役割を果たすことになる。その大学自治の理念を、初めて具体的に提示して見せた功績もまた高根に帰する。

高根の「大学制度管見」は、大学の本来の目的とするところを発達させる条件として、大学の自治・独立の必要を力説した。具体的施策として、総長を教授中から選挙すること、学長を分科大学教授中から互選すること、教授候補者を分科大学教授会から推薦すること、教授を終身官とすること、の4項目が主張されている。さらに「其他大学評議会及教授会ノ権限ニ改正ヲ加ヘ大学自治ノ実ヲ収ムル必要」も論じられているが、高根の主張の力点はまず何よりも、大学自身による人事権の掌握に置かれている。しかしここで注意すべきは、大学による人事権掌握の主張と明治憲法第10条との関係である。憲法第10条は、行政官吏の任免を天皇の大権事項とする。帝国大学の教授も国家の官吏である以上、その任免は大権事項に属し、個々の任免への反

第4章 大学院法学研究科・法学部

対はもちろん、その公選の主張も、人事について私議するものとして大権干犯であるとの非難を浴びかねない。まして憲法自身がその官吏任免大権の例外と規定している裁判官人事すらもが、事実上は司法大臣の司法行政権の下に従属していた明治憲法下において、文部大臣の任免権限の限定ないし実質的な排除を意味する大学の自治の主張は、決してたやすく受け入れられ得る性質のものではなかったのである。

明治38(1905)年の戸水事件は、大学自治の確立過程における最初の重大事件として知られる。8月25日に文官分限令第11条第4号による戸水寛人東京帝国大学教授の休職処分が発令されるや、東京帝大法科大学教授会は直ちに処分を不当とする抗議活動を開始、31日には山川健次郎総長が辞表を提出するに至って広く一般社会の注目を集めたが、京都の法科大学もまたこれに極めて敏感な対応を示した。9月9日に法科大学教授・助教授は会同の上、処分を不当とする意見書を木下総長を経て久保田謨文部大臣に提出した。初め文相は、この意見書を権限外の教授会決議であるとして差し戻し、織田学長が教授会決議ではない旨を弁明してさらに提出したところ、今度は一覽の上返付す、という態度であった。そこで法科大学では9月29日に臨時集会を開き、文相に反省を求める勧告書を作成して10月4日に発送した(『京都日出新聞』10月5日付)。さらに戸水復職をめぐる、わが法科大学は「学問の独立を期し学界の基礎を鞏固ならしむる」目的のためには、教授陣一斉辞表提出を行った東京の法科大学と「一致の態度を採る事を辞せざるの決心」を示し(『京都日出新聞』12月8日付)、ここに東京と京都の法科大学の緊密な連携が形作られたのである。事件は文相辞職、さらに桂太郎内閣総辞職を経た翌明治39(1906)年1月になって、戸水復職・諸教授辞表還付により大学側の主張が勝利を収めて落ち着いたが、この事件は大学自治権についての認識を深化させる大きな契機となった。

京都大学に残されている『京都大学概覧』という資料(奥付には、昭和22年10月25日・京都大学事務局庶務課、とあり)には、「本学の自治」と題し、次のような経緯が記されている。明治40(1907)年、織田学長が辞意を示すと、法

科大学では後任学長互選の準備を進めたが、木下総長は「自身は見ず聞かずの態度に立ちたい」との意向を洩らし、文部省ではこれを大権干犯であると強く反対していた。しかし法科大学では選挙を執行し、井上密教授が当選するに及んで、総長は法科大学よりの推薦書中に書かれた「選挙ノ結果」という字句を削ってこれを具状し、本省に推薦したことによって、同教授が同年5月10日、学長に補せられたのである、と。学長互選はまさに高根の「大学制度管見」の主張するところであったが、この資料によれば、法科大学はこれを実行に移していたこととなる(以上のことは、教授会議事録では確認できない)。またこの資料は、文部省がこの措置の不当を知らながら黙認したのは、戸水事件を経験し、本学の意向を無視することによって惹起されるであろう事態の激化を極度に警戒していたからであるとし、しかし法科大学長発令後、2カ月ならずして木下総長の退官を見るに至ったのはこの責任に対する当然の帰結ではなかったろうか、とも記している。

木下総長の依願免官の後、いったん理工科大学長久原躬弦が総長事務取扱に当たった後、同明治40(1907)年10月に文部官僚の岡田良平が総長に任ぜられた。岡田総長は1年足らずの在職の後、翌明治41(1908)年7月に文部次官に起用され、9月には京都帝国大学を去り、総長職は菊池大麓に引き継がれたが、この間に岡田総長と教授陣、特に法科大学の教授陣とは深刻な対立状態に陥ったといわれ、またその衝突を示すいくつかの挿話が残されている。

『京都法学会雑誌』(2巻10号会報)に見える次の記事は、あるいはその背景を探る手がかりとなるかも知れない。すなわち、明治40(1907)年10月27日に法科大学で催された恒例の法学会大会において、同月着任したばかりの岡田総長は、当日予定の石坂音二郎教授・神戸正雄教授の学術講演に先立ち、登壇して大要次のように発言している。大学において、平素の講義とは別に学術研究を目的とする本会のごとき機会を持つことはよいことであるが、ただし注意すべきは、問題の討究は学術的であるにとどめ、その実行を期するは学者の職分でないことを知るべきことである。特に地方的政争問題に立ち入って学者の品位を汚し、また外交問題について無益な謬論をなして当局の害

をなすことなどは断じて避けるべきである、と。また岡田は、去る16日に不肖総長の命を受けて以来日夜念頭を離れない問題は、いかにして法科大学に関する世の誤解を解き、これを隆盛ならしめんかということである、とも述べている。ともかく、学術講演会開始に当たっての挨拶で、学術研究には制約があることを知るべし、と発言する、こうした総長の姿勢が、法科大学教授陣の自由主義的気風と早晚衝突を見たとしても、不思議ではないであろう。

しかし明治末期は、国家の手によって国家主義的イデオロギーの浸透が、社会主義運動への弾圧と表裏の関係にあって、意識的に推進された時期である。戊申詔書発布を画期とする地方改良運動は、国民教化運動としての一面を備えて全国的に展開し、大逆事件判決が下された明治44(1911)年には、南北朝正閏問題が発生した。こうした中であって、例えば、社会主義の危険視に反発しその積極的研究の必要を説いていた田島錦治や岡村司らをはじめ、法科大学教授の一部の学術・言論活動は、文部当局によって問題視されるに至っていた。明治43(1910)年、法科大学助教授河田嗣郎の著書『婦人問題』が、家族制度を破壊するおそれあるものとして文部当局より自発的絶版を求められたのに続き、明治44年には教授岡村司の譴責事件が発生した。

明治44年6月4日、岐阜県教育会総会で「親族ト家族」と題する講演を行った岡村は、西洋の個人主義の観点に立って、民法典の家族制度の不合理性を激しく批判した。しかし知事等も聴講する場での家族制度批判は、たちまち波紋を広げ、早くも6日には文部省で小松原英太郎文相らが協議を開始した。文部省では、穏便な処置を求める菊池大麓総長の意向を承け、また家族制度批判を理由に岡村を懲戒免官処分とすれば、かえって家族制度批判の論調を強め、政府攻撃の材料となりかねない、という菊池の主張を受け入れてか、あくまでも講演会において岡村が、平田東助内相や小松原文相を罵倒したと伝えられた点を取り上げて、発言の不謹慎を理由とする懲罰処分を下すことに決した。夏季休暇に入った後の7月17日、政府は「講演中ニ於テ政府当局者ニ対シ過激ニ渉ル言辞ヲ用キタルハ官吏ノ職務上ノ義務ニ違背セル不

都合ノ行為」であることを理由に、岡村を文官懲戒令による譴責処分に付したのである(磯野誠一「法学における自由の圧迫」向坂逸郎編著『嵐のなかの百年』1952年、参照)。処分理由は「政府当局者に対する言辞」を捉えてのものであったが、その背後に家族制度批判を放置しておけないとする政府の意思が貫かれていたことは明らかであった。明治民法の家族制度は、そもそも起草者の1人である梅謙次郎自身が批判を公言していたとおり、批判を許容しないというような性質のものではあり得ないはずである。しかし「国民統合」のためのイデオロギー的強化が推進された明治末期には、いわゆる「家族国家」観の完成に伴って、家族制度批判がそのまま「国体」に対する批判と受け取られかねない状況が作り出されていたのである。

菊池総長退任後、理工科大学長久原躬弦が総長に在任した後、大正2(1913)年5月、沢柳政太郎(前東北帝国大学総長)が本学総長に就任した。沢柳は岡田と同じく文部官僚出身であるが、「官僚臭を脱せる人物」などとも評されたように、卓抜な実務能力・行政手腕に加えて、さらに理想主義的な教育家というべき人物であった。前任の東北帝国大学で、画期的な女子入学許可を実行していたことも、教育思想家としての沢柳の本領の一端を示すものである。一方この間、法科大学長は井上密から田島錦治(在任明治42年6月～44年7月)、さらに仁保亀松(在任明治44年7月～大正3年5月)に交代している。

京都帝大着任に当たって沢柳総長は、「大学ノ改正ハ目下帝国ノ急務ナリ」とし、何よりも学問水準向上を第1の目標に、研究業績に重きを置く教授任免を通じた大学改善実行を決意し、菊池元総長らとも連絡をとっていた(沢柳礼次郎『吾父・沢柳政太郎』1937年、140頁以下)。総長就任から2カ月ほどを経て、卒業式前日に当たる7月12日、沢柳総長は医科大学1名・理工科大学5名・文科大学1名の計7教授に辞表を提出させた。いわゆる沢柳事件の発端である。事件の経過については、『京都法学会雑誌』に掲載された「大学教授ノ罷免ニ関スル交渉顛末」(9巻1号)および「大学教授ノ任免ニ関スル事件ノ経過及解決」(9巻2号)に詳しい(なお、松尾尊允「沢柳事件始末」

第4章 大学院法学研究科・法学部

『京都橘女子大学研究紀要』21号、も参照)。

翌7月13日の卒業式後に法科大学は協議会を開き、即時に「教授ノ任免ハ予メ教授会ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」との議を決し、仁保学長がこの旨を総長に伝え口頭で抗議を申述したが、総長は明答を与えなかった。同月23日、法科大学は、教授・助教授全員の連署をもって意見書を作成し総長に提出することとした。その要旨は、学者の能力・人物の判定は、その同僚である学者によって行われてこそ官権の干渉や俗論の圧迫を排して最も適切に行われ得るのであり、教授の任免・進退が総長の専断によって随意に行われてはならない、従来既に教授任命について教授会の推薦によることは不文法になっているのだから、教授黜免に関しても教授会の意見が重んぜられるべきである、というものであった。

8月2日に仁保学長と織田・勝本勘三郎両教授の3名がこの意見書を総長に提出、夏季休暇明けを待って回答を求めることにした(この間、8月5日に7教授の依願免本官は発令された)。9月15日に前記3名が総長を訪問して回答を求めたが要領を得ず、10月16日には協議会に総長を招いて長時間にわたって会談を行ったが議論は平行線に終始した。10月29日に至って総長は次のような答弁書を送付してきた。すなわち、教授任免につき当該教授会の同意を経るべしという議は、現在の学制ではないし、現在の学制を改正せよというのであれば今日直ちにこれを行うには躊躇する。また制度改革ではなく、現制の下で機宜の措置として行えというのであっても、そのような手続は不穏当であると信ずる。もちろん教授任免は最も慎重に行い、官権の干渉・俗論の圧迫によって教授の異動を行うがごときは総長として断じてなきことを誓うものであるが、研究能力衰え後進に職を譲るべき者、また品性行動において教授たる資格を欠く者に対しては、潔く職を退くことを求めることがあってこそ、大学教授の権威信望が保たれるのである。またそもそも、教授退職に関し同僚の教授会の議によることは諸外国に例がない、と。

11月7日に法科大学は協議会を開き総長答弁書について審議、12月10日に大要以下のような弁駁書を総長に提出した。法科大学の主張はあえて現制の

改正を企てるものではなく、ただ現制運用に関し最も穏当な方法を得ようと欲するに過ぎない。教授任命について教授会の推薦によることは既に現制運用上の慣例であるのだから、教授罷免もまた教授会の同意を経て行うことはむしろ当然のことというのであり、これを認めない総長の真意は、あるいは任命の場合の慣例をも破壊しようとするものと受け取れる。大学の新陳代謝の必要はわれわれも勿論認めるところであり、それを円満に行うためにこそ教授会同意の手続が必要だというのである。そもそも外国に、総長・政府の専断により教授任免を行う例はない。ドイツ・オーストリアでは、罷免そのものに関して規定はないが、任命に関しては当該分科大学の推薦により、任命されれば終身の身分保障を与えられており、またフランスではそれに加え罷免について大学評議会の裁決を必要とし、これらいずれも「教授会の同意」以上の保障を与えているではないか、と。

さらにこの問題につき、もはやこれ以上総長との交渉を重ねることは無用であるとして、翌12月11日には仁保学長と中島玉吉・小川郷太郎両教授の3名が上京、奥田義人文部大臣に、これまで総長との間に取り交わした交渉文書謄本を添え、文相による裁決を求める上申書を提出した。

この段階に至って事件は本格的に新聞報道でも取り上げられた。市村光恵・小川両教授は12月24日、教授一同を代表して経緯を説明し、世上頗る揣摩憶測が流れているようだが、争点はつまり学問の独立、学問の自由研究、大学の本質という根本問題から出てきているのだ、と語った。

総長・法科大学の主張は以上までの記述に既に明確であろうが、ただし双方が外国の事例を根拠にしていることには注釈が必要であろう。例えばドイツの場合、教授任命に際し学部教授会が3名の候補者を順位をつけて推薦し、その中から文部大臣が任命することになっていたのは、法科大学弁駁書の指摘するとおりである。しかし実際には文部大臣は推薦順位には拘束されず、またまったく学部が推薦しなかった人物を文部大臣の権限の下に教授に任命することもあり、要するにドイツでも教授人事の最終的な決定権は文部大臣にあるのが実情であった(潮木守一『ドイツ大学への旅』1986年、阿部照哉

第4章 大学院法学研究科・法学部

「ドイツにおける学問の自由」『法学論叢』72巻5号、等を参照)。現実問題として、教授会が情実に流れ不適切な人事を行う可能性は存在するし、沢柳総長が、大学内に「生新の元気」を振起し、「独り京都大学に止らず他に対して一服の刺戟剤、一服の清涼剤たらんこと」を期して人事刷新を行ったという意図(大正2年7月14日牧野伸顕宛書翰『沢柳政太郎全集』第10巻、439頁)も、それ自体としては不当ではなかろう。しかし「若シ教授会カ情実ニ拘ルノ嫌アリトセハ総長モ亦情実ニ拘ルコトナキヲ保セス、而シテ総長カ情実ヲ用キルノ弊ハ之ヲ教授会ニ比スレハ更ニ大ナルモノアリ」(前記法科大学意見書)という主張はまったく正当であり、ことに官権の優位する日本の風土の下においては、学問の進歩は学問の独立と相またざるべからずとする、創設以来の法科大学の信念が、原則の確立をめぐって、この問題に一步も譲らぬ姿勢を支えていたといえよう。

文部大臣への上申は問題解決には効果なく、法科大学は大正3(1914)年1月12日以降再び総長との交渉を開始した。13日、交渉委員の田島錦治・戸田海市・市村光恵3教授と総長は「総長ト教授会トハ互ニ相信頼シ共同一致京都大学ノ発展ニ尽力センコトヲ期ス。従テ教授ノ任免ニ関ル教授会ノ意見ヲ尊重スルハ論ヲ俟タス」とする覚書を取り交わした。覚書の趣旨を、交渉委員らは教授任免は教授会の同意を経るべしという法科大学の主張が認められたものと解して報告し、法科大学はこれで問題は解決したものとしてこれを公表したところ、翌14日に総長は仁保学長を呼び、趣旨が異なるとして前日の言明を取り消した。ここに至って法科大学は協議会を開き、ついに連袂辞職に決した。

学生たちも動き出し、1月15日の法科大学学生大会は教官留任を求める決議をなし、学生委員が東上して17日には奥田文相とも面会、さらに20日の学生大会は教官の主張を支持して、法科大学生は教官と進退を共にすることを決議した(「所謂京大法科事件に於て採れる吾人法科学生の行動に就きて」『学友会誌』9号)。

また事件をめぐっては、戸水事件の際の東西法科大学の連携が再現され

た。東京帝大法科大学では、戸水事件を契機として大学制度全般についての検討が行われ、教授・助教授の任免・地位・待遇に関しては、普通官吏とは異なる服務規律が必要であるという認識に達していたというのが、沢柳事件に際しては、中堅・少壮諸教授が敢然と京大支援に立った。1月18日に協議会を開催、21日には24教授・助教授の連名で文相に対し「大学自治の精神」に基づく現行制度の改正・運用と事件の解決を希望する覚書を提出した(田中耕太郎『教育と権威』1949年、108頁)。

さてこれより先、連袂辞職という事態重大化に面して文部省は、仁保学長に招電を発し、1月17日に学長は戸田・中島両教授とともに東上して事情を説明したが、文相はさらに教授・助教授全員との会見を再三求めたため、一同東上することになった。ここで調停に乗りだしたのが、東京帝大の穂積陳重・富井政章両長老であった。法科大学一同も「学界ノ耆宿」に対する礼、「師弟ノ情誼」から調停を辞するに忍びず、22日午後3時より文部省内において両博士と一同が会談、夜に及んで文相と会見懇談し、実際には双方の意見に径庭なきことを確認した。翌23日、法科大学一同がまず会合して態度を決した後、両博士・文相臨席して協議、意見の一致を見て次のような覚書を作成し公表した。すなわち「教授ノ任免ニ付テハ総長カ職権ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」ということを確認し、その他の関係については穂積・富井が「必ズ我等ヲシテ面目ヲ全ウセシメラルル事ヲ確信スルニヨリ、両先生ノ尽力ニ信頼スル事」として、一同留任することに決する、と。文相は沢柳総長に上京を電命し、24日大臣官邸において文相・総長・教授助教授一同・穂積・富井が会同して会見し、事件の終局を告げた。

一般にはこれにより沢柳事件は落着し、教授会の人事に関する権限が承認を得たものとされているが、しかしこの解決は基本的には妥協的であり、なお曖昧な部分を残している。そもそも、教授任免について総長が教授会と協定することが「差し支えなく妥当なり」という表現が、法科大学の主張を完全に受け入れたものなのかどうかには疑問が残る。2月3日、当時シーメンス事件で揺れていた第31議会の衆議院では、「京都大学紛擾ニ関スル質問」

として森田小六郎議員が登壇し次のように述べた。本員はこの問題の重大性に注目し見守っていたところ、その解決は実に意外で教育界の将来に対して悲しむべきものとなった、そもそも帝国政府の官吏にはかならず大学教授が、上官たる総長に反抗して「ストライキ」をし、気儘勝手な理屈を並べ、法律上文部大臣の権限に属することの明白な教授任免を教授会に諮れなどと主張したことは、官吏として服務規律に違反しており、文相は彼らに適当な処分をすることが必要ではないか、と。これに対し奥田文相は、今回の事態は、総長と教授との間の誤解あるいは感情の衝突から生じたものらしく、段々話を遂げた結果、双方が従来の行きがかりを一掃して共に京都大学のために尽くすということになったので、自分としては学政上の大局に鑑みて将来を戒め、総長・法科大学双方の責任は問わぬことにした、などと答弁している。また1月27日の衆議院予算分科会では、加藤政之助の質問に対して、文相は、教授任免を教授会に諮るというのは「総長ノ自己ノ考ニ依リマシテ、之ヲ諮ラント欲スレバ諮ッテ一向差支ナイ」という意味であり、「素ヨリ総長ガ諮ラレヌト云フコトデアレバ、諮ラヌデソレデ差支ナイ」と発言し、法科大学側の了解と事実上まったく相反する見解を示した(さらに文相は、3月2日の貴族院予算委員第1分科会でも、教授任免について「正面カラ申シマスレバ、何モ教授等ニ相談ヲスル必要ハナイ」、また総長の具状についても、文部大臣が不適当と認めたときはそれに従わないこともあり得る、という解釈を示し、大学は「自治デモ何デモアリマセヌ、……教授モ純然タル官吏デアル」と述べた)。実際、法科大学にはこうした曖昧な決着になお不満を示す強硬派の動きがあり、2月9日には相談会を開き、また新聞によると13日には2教授が東上し、再度文相に趣旨確認を求めたという。

沢柳総長は同大正3(1914)年4月28日に免官の発令を受けた。後任総長の選考が難航し、荒木寅三郎医科大学長の総長事務取扱、山川健次郎東京帝大総長の兼任を経て、荒木寅三郎総長が選任される経緯は、大学自治の確立過程として引き続き重大な意義を有するが、これについては総説編その他に譲る。佐々木惣一は、雉本朗造・小川郷太郎らと共に、法科大学の若手として

いわば最強硬派に属したらしいが、その佐々木が「彼の事件を通じて見た沢柳博士は、私にはえらいと思わせました」と回想しているのは印象的である。佐々木は沢柳を「公事を処するに当って自己の確信によって動き、その結果について潔く責任を負い、且つ進んでこれを天下に明かにすることを憚らない人」と見た(佐々木惣一『道草記』1957年、198頁)。総長・法科大学の双方が信ずるところに従い論理を戦わせた、この両者の正々堂々たる戦いぶりこそが、沢柳事件を日本の大学史に残る出来事たらしめているということもできよう。いずれにせよ、職を賭して大学自治の理念を旗印に掲げて進んだわが法科大学の行動は、既に近代日本大学史の中に不朽の位置を占めているといって過言ではなからう。

3. 研究・教育体制の変遷

法科大学の講座は明治45(1912)年までには、憲法・国法学・民法4・商法破産法2・民事訴訟法・刑法刑事訴訟法2・経済学3・財政学・統計学・政治学政治史2・行政法2・国際公法・国際私法・法制史・比較法制史・羅馬法・英吉利法2・仏蘭西法2・独逸法2・法理学、の計32講座となり、さらに大正3(1914)年には経済学3講座が4講座に、国際公法1講座が2講座にそれぞれ改められ、また経済学講座は大正5(1916)年までに6講座にまで拡張された。大正7(1918)年には商法破産法2講座が、商法2講座・破産法1講座に改められて、総数37講座になった。

講座数拡大に対応して、教官も充実した。商法に毛戸勝元、政治学政治史に末広重雄、国際私法に跡部定次郎(退職後に定治郎と改名)、民法に中島玉吉、同じく民法に石坂音四郎、国法学に市村光恵、民事訴訟法に雫本朗造、政治学政治史に佐藤丑次郎、行政法に佐々木惣一、刑法刑事訴訟法に富田山寿、商法に竹田省、民法に曄道文芸、民事訴訟法に山田正三、さらに大正に入って、民法に菅原脊二、刑法刑事訴訟法に宮本英脩、英吉利法に宮本英雄、国法学に森口繁治、刑法刑事訴訟法に瀧川幸辰らが新しく加わった。授業では、経済学第2講座に臨時台湾糖務局長新渡戸稲造を兼任教授として招

第4章 大学院法学研究科・法学部

聘し、植民政策の講義を開設するなどの意欲的試みが見られる。授業充実・科目増加と対応して、明治44(1911)年4月10日の法科大学規程改正では、法律学科・政治学科のそれぞれに「必修科目」と「選択科目」の区別を設けた。

他方、法科大学を去っていった教官としては、前述の高根義人のほか、まず巖谷孫蔵は、明治35(1902)年に在職のまま清国政府からの招聘に応じ、北京法政学堂総教習として同地の法学教育に尽力、法典編纂にも参画したほか、中国人留学生をわが法科大学へ迎えるに当たってその斡旋の役も果たしたが、大正6(1917)年に正式に教授を免ぜられた。一方、岡松参太郎は、台湾総督府の臨時台湾旧慣調査会の法制調査などの活動(織田萬も参加)でも知られたが、明治40(1907)年7月、後藤新平の招きに応じ南満州鉄道株式会社理事に就任し、大正2(1913)年にやはり教授を免ぜられた。仁井田益太郎は明治41(1908)年に、春木一郎は明治45(1912)年にそれぞれ東京帝国大学に転任、さらに大正4(1915)年には石坂音四郎が東京帝国大学に転任した。また明治36(1903)年助教授となった伴房次郎は、明治45年に新設の小樽高等商業学校に赴任、のち、その校長も務めた。明治41年助教授となった富田山寿は教授昇任後、大正5(1916)年に在職のまま病のため若くして世を去っている。井上密は大正2年に京都市長に選任されて退官し、勝本勘三郎は大正3(1914)年に退官したが、どちらもその後なお講師として講義の一部を分担した。先に譴責事件の主人公になった岡村司も大正3年、沢柳事件に際して法科大学一同と行動を共にした後、事件の決着とともに同年3月に退官、弁護士業に転ずることになったが、やはり講師として講義を担当した。大正5年には毛戸勝元が退官してやはり法曹界に転じた。

奥田文相は、大正2年6月に文部大臣の諮問機関として教育調査会を発足させ、学制改革取り組みへの意欲を示し、沢柳事件で揺れた同年末から翌大正3年にかけては、学制改革案が具体的に問題となっていた。改革案は講座制、分科大学制の廃止などかなり抜本的な内容を持つ一方、法科大学修業年限の3年への短縮・学年開始の4月への移行なども含んでいた。大正2

(1913)年11月21日の法科大学教授会は、4月学年開始について「異議ナシ」、3年制についてはこれを可としつつ「両大学ノ統一ヲ要ス」と決議していた。修業年限短縮は東京帝大でも合意を得て、大正3(1914)年より実現の運びになった。かつて独自に年限短縮を行ってその撤回を余儀なくされたわが法科大学とすれば、東西法科大学が歩調を合わせる保証を得て、あらためてその実現を果たす機会を得たのである。同年8月の法科大学規程改正で修学年限を3年とし、併せて従来の法律学科・政治学科を法律学科・政治経済学科に改め、その必修・選択科目の編成も改正した。この改正ではまた試問制度が改められ、卒業試問の制度を廃したほか、科目試問を学年試験に代えることとなったが、これはその年度の受験科目に及第しなければ上級学年に進むことができないとする、東京帝大に等しい、いわゆる連帯試験制度である。

なお、明治40(1907)年の卒業論文制度廃止以後も熱心に行われていた演習の実施は、大正3年度の時間割編成では時間がとれず一時中断したが、大正4(1915)年度には復活して行われている。しかし学年試験と関係しない演習は、その後も実施され続けてはいたが、参加者数は減少していたようである。

新入学生数は、大正年間になると200名を超えるようになった。学生たちはまだほとんど着物で、大正の終わりになって洋服が一般になったという。講義にはインク瓶を持参してノートをとるが、試験には硯を持参して答案は筆で書ききりであった。

この間、法科大学長は毛戸勝元(在任大正3年5月～4年7月)、跡部定次郎(在任大正4年7月～5年7月)、中島玉吉(在任大正5年7月～6年7月)、神戸正雄(在任大正6年7月～7年8月)、雫本朗造(在任大正7年8月～8年6月、なお病気の間、織田が学長代理)が務めた。

第2項 旧制法学部(1919～49年)

1. 帝国大学令改正から昭和初期まで

学制改革は明治期以来の懸案であったが、寺内正毅内閣の岡田良平文部大臣は、大正6(1917)年9月、教育調査会を廃止して、内閣直属の諮問機関として新たに臨時教育会議を設置した。この間に各帝国大学でも評議会などにおいて、学年制廃止、試験制度改革、学年の4月開始、卒業式廃止、優待生廃止、さらに、総長学長の推薦制、教授助教授任免手続、教授助教授停年制度等といった問題が検討されていた。法科大学でも学制改革について総長から諮詢が行われ、大正7(1918)年5月22日の教授会で審議されている。

臨時教育会議は大正7年6月22日に大学教育・専門教育に関する答申を行い、これを承けて文部省は大学令案を作成、閣議決定を経て枢密院に諮詢、原敬内閣に引き継がれ、同年12月6日勅令第388号として「大学令」が公布された。帝国大学令も改正が必要となり、大正8(1919)年2月6日勅令第12号によって新しい帝国大学令が公布されたが、これにより従来の分科大学制は学部制に改められることとなり、法科大学は法学部に改組された。

2月の法学部改組に続いて、5月28日には経済学部が創設され法学部から分離独立した。教授8名・助教授2名の計10名が転属し、経済学関係の8講座(経済学6・財政学・統計学)が移された。法学部は、憲法・国法学・民法4・商法2・破産法・民事訴訟法・刑法刑事訴訟法2・政治学政治史2・行政法2・国際公法2・国際私法・法制史・比較法制史・羅馬法・英吉利法2・仏蘭西法2・独逸法2・法理学、の計29講座となった。

5月には新しい法学部規程が作成された。従来の政治経済学科を政治学科に改め、また国家試験に必要な科目を第1・第2学年に配当するよう考慮しながら必修科目・選択科目が指定され、また別に毎学年の教授会の決定により随意科目の講義も行うこととした。

このほか全学では、従来皇族の臨席を得て行っていた卒業証書授与式とそ

の際の優等卒業生への恩賜品授与を大正8(1919)年6月の卒業時から廃止し、大正10(1921)年度からは学年始めを9月から4月へ改めたほか、大正9(1920)年の新学位令に基づく京都帝国大学学位規程の制定(大正10年)、「在職教授退職ニ関スル申合」の決定(大正12年)など、様々な改革が実現したが、特に大正8(1919)年には、明確な総長選挙手続を定めた上で、学内選挙の結果に基づき荒木総長が再任され、以後大正12(1923)年・昭和2(1927)年の荒木再任、昭和4(1929)年の新城新藏総長、昭和8(1933)年の小西重直総長の選出がそれぞれ選挙によって実行された。

法学部長についての選挙制度もこの時期に確立された。大正8年3月5日の教授会で「学長選任ノ方法ヲ改メ教授ノ互選ニ依ルヘキモノトスルノ件」が、菅原・山田・曄道・竹田の4教授から提案され、3月12日の教授会で投票の結果可決された。これに基づいて5月には末広重雄が法学部長に当選した。大正12年教授会議事録綴込の「部長選挙規則」はこの最初期のものと思われるが、その大要を示すと、

第一条 部長ハ教授会ニ於テ之ヲ互選ス

第二条 教授三分ノ二以上ノ投票ヲ得タル者ヲ以テ当選者トス(後略)

第三条 第二条ニ依ル当選者ヲ得サルトキハ得票多キ者二人ニ付決選投票ヲ行フ(後略)

第四条 欠席ノ教授アルトキハ出席ノ教授ノ投票ヲ集メテ部長之ヲ保管シ欠席ノ教授ノ投票ヲ求メ之ヲ合算シテ当選者ヲ定ム(後略)

第五条 部長ハ任期二年トシ重任スルコトヲ得ス

第六条 本規則ハ教授会ニ於テ教授数三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ヲ議決スルコトヲ得ス

というのであり、まさしくかつて高根も主張していた法学部長互選制の完全な実現であった(なお、部長選挙規則は昭和2年3月12日に改正、これは昭和43年3月30日に一部改正の上現在も用いている)。末広(在任大正8年6月～10年4月)に続いて、佐々木惣一(在任大正10年4月～12年4月)、竹田省(在任大正12年4月～14年4月)、再び佐々木惣一(在任大正14年4月～昭和2年5月)がそれ

第4章 大学院法学研究科・法学部

ぞれ選挙されて法学部長を務めた。

ところで、法科大学で大正3(1914)年以来採られていた学年試験の方法は、学生にかなりの負担を強いるものであった。大正3年の法科大学規程は「試験ノ点数ハ百点ヲ以テ満点トシ各科目五十点以上ニシテ平均点数六十点以上ヲ得タル者ヲ以テ及第トス」(第10条)、「試験ニ及第セサリシ者又ハ試験ヲ受ケサリシ者ハ原級ニ止メ再ヒ全科目ヲ修メシム」(第11条)というのであるが、大正8(1919)年の法学部規程ではこれを改め、第1回試験に落第した者でも2年次に第1回試験・第2回試験の双方を、また在学3年の者は第3回までの全試験を同時に受け得ることにした。さらに大正11(1922)年6月の規程改正は、平均点方式をやめ、各科目ごとに60点以上の及第点を要することにしたが、科目に甲類・乙類・丙類・丁類の区別を設け「各類ニ属スル科目ノ間ニ於テハ及第シタル科目ノ得点ヲ以テ四十点以上ニシテ及第セサル科目ノ得点ヲ補足ス」(第11条)という面白い方法を導入することにした。

しかし、従来の試験方法を一擲し、またそれにとどまらず法学部の教育体制に根本的な改革をもたらしたといえるのは、大正15(1926)年1月の規程改正であった。この改正では、まず従来の法律学科・政治学科の区別を廃止し、さらに各科目の必修・選択・随意の区別も一切なくして、まったくの自由選択制度とした(ただし、学生は履修しようとする科目を毎学年始めに届け出ることとする)。そして学生は、在学期間3年のうちに(ただし在学5年を超えることはできない)、合計18科目以上の試験に合格すれば、学士試験合格となることとした。また試験の成績は点数制を廃して、優・良・可・不可の4等によって表示することになった。このほか、文学部の協力を得て哲学概論、社会学を科目に加えることになったが、これは先に政府の行政調査会が行政科、司法科の高等試験にこれらの科目を選択受験させることを決定したのを承けたものであった。

この規程改正について、佐々木法学部長は『京都帝国大学新聞』(1926年2月1日付)で次のように説明している。今回の改正の趣旨は、学生に各自の目的に適應して学修せしめることである、しかし学生が科目選択を判断す

るに当たっては困難もあろうから、毎学年の始めに如何なる科目を履修するのが適当であるか注意を与え、また履修届提出の際にも個別に注意を与えることとしている、改正の根本趣旨が学生の特性を重んじ、それを発揮し得るようにするにあることを学生も理解し、放縱に流れ、徒に難を避け易きに就いて自己将来の方針に支障を来すことなどなきよう、自己の責任を持って慎重に科目選択をして欲しい、と。

科目自由選択に加え、試験成績の点数制を廃したことも(なお、明治36年から明治40年までの時期も、成績は甲乙丙丁によっていた)、些細な点数にとらわれて学生として学びとるべき本質的なものを見失ってはならぬとしたもので、これら大正15(1926)年の改正が相まってつくりだす、教育方針のいかにも自由闊達な印象は、創設当時の法科大学の空気をも彷彿させるとともに、またいわゆる大正デモクラシーの時代背景との結び付きを思わせるものである。自由な学風の開花に内容の充実が伴い、この時期の法学部は、1つの黄金時代を招来したとの評価も下されている。

この間、講座では大正11(1922)年に行政学・海法学・外交史の3講座が増設され、大正15年には法制史、比較法制史がそれぞれ日本法制史、西洋法制史に改称された。教官には、商法に烏賀陽然良、行政学に田村徳治、商法に小栗栖国道、民法に末川博、民事訴訟法に井上直三郎、日本法制史に牧健二、行政法に渡辺宗太郎、政治学政治史に黒田覚、羅馬法に田中周友らが新たに加わった。なお大正11年には、法学部教官育成のための助手の公募採用制度が整備されている。他方、停年制創設により大正12(1923)年に千賀鶴太郎が退官したほか、大正9(1920)年に曄道文芸、大正14(1925)年に菅原脊二がそれぞれ退官して法曹界に転じ、佐藤丑次郎は大正11年に東北帝国大学に転任した。また雫本朗造は大正11年に不慮の死を遂げている。

自由な空気という意味では、この時代の学生たちを包んでいた精神的雰囲気からも目を逸らすわけにはいかないであろう。近衛文麿が、法科大学在学中の大正3(1914)年にオスカー・ワイルドの著作の翻訳を『社会主義論』の題名で発表していたことは近衛の個人史として著名なエピソードであるが、

これはまた、自己の内面への沈潜を志向する個人主義と、革新的政治思想への傾斜とが結び付いて、漠然とではあれ学生たちの心を捉え始めていた普遍的徴候を証左するものともいえよう。しかもそれは観念の世界を脱して、やがて具体的な運動の中に自分たちの主張を求めていく者たちも生み出した。

大正6(1917)年3月、法科大学学生高山義三ら、京大弁論部の学生5名が、当時の寺内内閣批判の演説会を京都府内で続け、大学から「学業懈怠」を理由に訓戒処分を受けるという出来事が生じた。ところが高山は、今度は直接労働運動の中に飛び込み、大正6年5月の友愛会京都支部の結成に際し、法科大学学生の高山がその支部長に選ばれるということになったのである。また高山らに、後輩の水谷長三郎らを加えた法科大学生が中心となって「京都労学会」が結成され、大正7(1918)年10月の京大・東大弁論部連合演説会では、これに刺激を受けた東大の学生たちにより、東大新人会が結成される契機となる。各地の大学・学校には学生組織が叢生し、大正11(1922)年には学生連合会が結成された。労学会消滅の後、京都では社会科学研究会が学生運動の中心となり、また連合会も正式名称を「学生社会科学連合会」と改称し、大正14(1925)年の陸軍の配属将校による教練の開始に対しては、学連は軍事教育反対運動を繰り広げた。

しかし左翼思想の進出に対して、第1次共産党事件(大正12年6月)、治安維持法制定(大正14年3月)に見るように、内務省・司法省など治安当局は警戒感を強めていた。大正14年12月1日、反軍教ピラを手がかりに、京大生・同志社大生ら33名が検束され文書を押収されるという事件が生じた。この捜索では起訴のための十分な証拠が収集できず、被検束者は全員釈放されたが、12月16日の法学部教授会は、今回の措置は教育の目的を害するものとして、社会的声明を行い、内務・文部両大臣に注意を求めることを評議会に提案することに決した。評議会で声明書発表が反対を受けると、23日の教授会は法学部が独自に意見書を発表することを決定、12月24日に法学部教授有志一同として、今回の措置が刑事訴訟法による捜査手続によらず、行政上の検束として行われた手続の不法を批判し、このような不法な手続により大学の

使命たる学問の研究と学生の教育が妨げられるのを遺憾とする、という意見書を公表した。しかし警察・検察当局は協議の上、翌大正15(1926)年1月15日、学生活動家の再度の一斉検挙を行った(法学部学生3名も検挙)。治安維持法の最初の発動事件として知られる、いわゆる京都学連事件である。

昭和3(1928)年の3・15事件、昭和4(1929)年の4・16事件も引き続いて学生活動家の検挙をもたらした。3・15事件に際し、水野鍊太郎文相は各大学に学生思想取り締まりについて訓令を発し、東大では新人会、京大・九大・東北大ではそれぞれ社研に解散が命じられた。さらに文部省は一連の「左翼教授」追放を示唆し、昭和3年4月16日、荒木総長は経済学部教授河上肇に辞職を勧告した。翌17日に河上は辞表を提出したが、法学部は緊急教授会を開き、教授罷免には教授会の同意を得べしとする申し入れを総長に対して行っている。

解散を命じられた京大社研はその後再建され、宇都宮徳馬(経済学部学生)や法学部学生水田三喜男らが中心になり、特に講演部・新聞部等を通じて活動を続けた。昭和4年6月、国粹主義者として知られた蓑田胸喜をあえて招いて講演部主催の講演会が開かれ、当日蓑田は学生たちの激しい野次と批判を浴びたというが、この学生たちこそ宇都宮、水田や勝間田清一(農学部学生)ら社研のメンバーであった。瀧川幸辰は自身で回想し、蓑田が瀧川に敵意を抱くに至ったのは、この出来事が、当時講演部長であった瀧川の差し金によるものと邪推したからではないかという(『激流』1963年、108頁以下)。昭和恐慌から満州事変へ、さらに5・15事件へと、次第に騒然となる世相の中で、わが法学部には大きな危機が忍び寄りつつあった。

この間、教官には民法に近藤英吉、政治学政治史に池田栄、法理学に恒藤恭、国際公法に岡康哉、政治学政治史に大岩誠、国際私法に斎藤武生、西洋法制史に西本穎、商法に大隅健一郎、刑法に佐伯千仞らが新たに加わった。また行政法では、昭和5(1930)年に山岡龍次が助教授に任じられ、新設の社会法講義を担当する予定であったが、昭和7(1932)年に夭折している(社会法第1回講義は末川博が担当した)。他方、市村光恵は昭和2(1927)年に退官し

第4章 大学院法学研究科・法学部

京都市長を務めた。織田萬は、法学部教授在職のまま、大正10(1921)年から昭和5(1930)年までハーグの常設国際司法裁判所裁判官を務めるなど、国際的活躍で知られたが、昭和5年に退官した。昭和6(1931)年には小栗栖国道が病により世を去っている。昭和7年に跡部定次郎が停年退官し、また同年に竹田省も退官して大阪に弁護士事務所を開いたが、なお法学部講師として商法講義の担当を続けた。

学生の入学収容定員は、経済学部設置直後に150名であったが、大正12(1923)年までには250名に増加され、さらに昭和8(1933)年4月までに450名に増員された。しかも実際の入学者は、昭和3(1928)年入学527名、昭和4(1929)年入学559名、昭和5年入学563名と500名を超えるにまで至ったが、その場合も高等学校卒業者には無試験で入学を許可するのが原則であった。

昭和6年12月の法学部規程改正では、科目に新たに信託法・社会法・刑事学・都市政策が加えられた(植民政策・会計学を削除)。また優・良・可・不可で表示していた試験の成績は、点数制に戻されている。なお、演習はこの間も毎年の教授会で実施が決定されているが、実際には参加者が少なく、昭和初期には事実上まったく行われなくなっていたという。昭和8年1月の教授会では、演習の充実方法につき提案がなされ、後日の検討課題とされている。

この時代、昭和恐慌下の経済事情悪化も大学を直撃した。行政整理の必要から厳しい定員削減を求められ、在外研究割当の削減をもって対処する一方、さらに高橋是清蔵相の低為替維持政策の影響を受けて、教授助教授の海外派遣・在外研究は一層困難になり、また外国書籍・雑誌購入に著しい支障を来し、重複購入整理など「節約方」が申し合わされている。

この間、法学部長は山田正三(在任昭和2年5月～4年4月)、烏賀陽然良(在任昭和4年4月～6年4月)、さらに昭和6年4月より宮本英雄が務めていた。

2. 京大(瀧川)事件

事件は、昭和7(1932)年10月28日、瀧川幸辰教授が中央大学で行った講演に始まる。講演の内容は、トルストイの小説『復活』を素材として、その刑罰思想を論ずるというものであったが、これが後から問題とされたのである。瀧川は同様の内容の講演を京都法学会大会でも、また東北帝大でも既に行ったことがあり、それがなぜこの時に限って、またどのような経路で問題となったのかについては、なお不明な点がある。しかし、同年10月30日の新生共産党検挙後、その捜査過程で、司法関係者に共産党シンパ活動者のいることが発覚、最終的に判事4名が治安維持法違反に問われた、いわゆる司法官赤化事件の捜査・検挙過程と時を同じくしたことは確かに影響を及ぼした。12月上旬、公務で文部省に出張した新城新藏総長は、赤間信義専門学務局長から、瀧川の講演について小山松吉司法大臣から鳩山一郎文部大臣に注意があったことを告げられ、調査を求められた。総長からこれを伝えられた宮本英雄法学部長は、12月8日上京して赤間局長と会見、文部省の求める調査の趣旨は、もし議会において質問があった場合、それに答える材料を準備するためのものであるという事情を聴取、帰学して佐々木・宮本英脩両教授と相談の上、瀧川教授と面談、23日に文部省を訪ねて瀧川教授の講演にはなんら問題となる点のなかったことを回答した(宮本英雄「京大問題の真相」佐々木惣一他編『京大事件』1933年)。

翌昭和8(1933)年の第64議会では、はたして司法官赤化をもたらした原因として、帝大教授赤化をめぐる質疑がなされた。既に前年末には、小川平吉の経営する新聞『日本』に、かねて『原理日本』誌上において帝大「赤化教授」批判を繰り返していた蓑田胸喜の論説が連載され、東大の美濃部達吉・牧野英一・末弘厳太郎3教授と瀧川とが名指しで批判されていた。2月1日の衆議院予算委員会では、小川平吉の女婿である宮沢裕議員(政友会)が質問に立ち、鳩山文相に「赤化教授」追放を要求、その中で「某京都大学ノ教授」の『刑法読本』を例示して非難した。鳩山文相は、よく調査してそれぞ

第4章 大学院法学研究科・法学部

れ適当な措置を取りたい、「今迄ノ教授ニシテ官ヲ免ゼラレタ者モ相当アリマスシ、将ニ免ゼラレントシテ居ル人モアルノデアリマス」、できるだけ取り締まりをして、批判されているような教官が教授しないように深く注意を致すつもりである、と答弁した。また第64議会では、衆議院で「教育革新に関する建議」と「思想対策決議案」、貴族院でも「時局に関する決議案」が採択された。

京都帝大では新城に代わって小西重直が新総長に選任されたが(3月22日就任)、これに先立ち2月23日、新城総長と後任予定の小西とが文部省を訪れた際、鳩山文相は、瀧川の学説が文部省で問題になっており、極力解消に努めたが解消には至らざるやもしれないこと、瀧川の著書を小西も読んでおいて欲しいこと、等を告げた(加藤仁平『小西重直の生涯と思想』1967年、295頁)。さらに3月10日に文部省を訪れた宮本部長は、伊東延吉学生部長から瀧川の著書『刑法読本』が問題になっていることを告げられた。4月10日、内務省は瀧川の著書『刑法読本』と『刑法講義』の発禁処分を決定した。文部次官から22日午前の面会希望の通知を受けた小西総長は、20日宮本部長と懇談の上、上京したが、21日の夕刊には突如、瀧川教授処分云々の記事が掲載された(原理日本社からのリークによるという)。

4月22日文相官邸で、小西総長は栗屋謙文部次官と、赤間局長・伊東学生部長ら列席の上で会見、ここで栗屋次官は小西総長に対し、瀧川教授へ辞職を勧告し、これに応じない場合は休職を命ずることを正式に要求した。小西総長は、自分の知る範囲では瀧川の刑法学説は有害・危険なものとは認められず、また学問的見解を問題にして教授の地位を動かすことは大学としてできない、としてこれを拒否し帰学した。

4月24日午後3時から開かれた法学部教授会で、宮本部長から初めて昨年12月以来の事情報告が行われた。また5月3日の教授会でも経過報告がなされた。

文部省の姿勢は強硬であった。新聞報道によると5月6日、鳩山文相は、たとえ教授が辞表を提出した学生が動揺したとしても、この種思想問題の

ためなら学校閉鎖も辞さぬ、と発言したという。5月9日、文部省を訪れた小西総長は、栗屋次官・赤間局長同席で鳩山文相と面会した。この席でも文相は、瀧川の処分は既に閣議で決定した事項であり、文官分限委員会にかけても休職を命ずるつもりであると述べ、総長に処分実行を迫った。

翌5月10日の法学部教授会は以下の決議書を作成し、総長へ提出した。

文政当局ハ単ニ学問的研究ノ結果トシテ公表セラレタル刑法学上ノ所説ノ一部カ偶々文政当局ノ採用セル方針ト一致セサルノ故ヲ以テ教授ヲシテ其職ヲ去ラシメント欲スルモノ、如シ然レトモ教授ノ学問上ノ見解ノ当否ハ文政当局ノ判断ニ依テ決定セラル可キモノニアラス若シ一時ノ政策ニヨリ教授ノ進退カ左右セラルトセハ学問ノ真ノ発達ハ阻碍セラレ大学ハ其存在ノ理由ヲ失フニ至ラム切ニ当局ノ深甚ナル考慮ヲ望ム

右御伝達相煩ハシ度シ

決議書に対して、5月11日文部省は岸典祥京大書記官を通じ回答を与え、文部省は学問の自由を妨げる意志はなく、ただ学説の社会的影響という見地から処分を行うのであると、法学部の主張を一蹴した。13日の教授会の後、法学部は部長談の形式において以下の見解を公表、新聞各紙に掲載された。すなわち、真理の探求を使命とする大学において、学説のゆえに教授の地位が動かされることがあれば、それは真理の探求をゆがめ、大学は存在の意義を失うこととなる。また教授の進退は大学側の意見を顧みて行うべきものであって政府の専断に行うべきものではなく、かつ、わが大学においてはこれを教授会の意見を尊重して行うべきことになっており、今回の文政当局の措置は、その理由においても、その手続においても、当を欠くものと信ずる、と。

5月15日以降も教授会は、通常の会議室から刑事法訴訟法研究室に場所を移し、日曜を除いて連日開催された(26日まで)。15日の教授会では「文政当局ガ直接瀧川教授ヲ処分シタル場合及ビ総長ガ教授会ノ同意ヲ得ズシテ瀧川教授ノ進退ニツキ具状シタルトキハ我等ハ連袂辞職ヲ敢行シ以テ態度ヲ明ニスルコト」という申合を作成、瀧川を除く15名の全教授が署名を行った(な

第4章 大学院法学研究科・法学部

お井上直三郎教授はこの間ずっと病床にあり教授会にはすべて欠席しているが、15日および後述23日の申合双方に署名)。16日には再び部長談の形式により見解を発表、法学部は研究に藉口して瀧川教授擁護という個人的見地に立っているのではなく、大学の使命に顧みて研究の自由を主張しているのである、およそ著書の発禁処分は内務大臣が一般社会に与える影響を考慮して行うものであり、著書が発売禁止になったことと、大学教授として不適格であるということとは無関係である、と主張した。文部省はこれに対し、学問研究の自由には、狭義の研究の自由のほか、教授の自由・発表の自由があり、如何なる学説でもそれを研究することは自由であるにせよ、公序良俗に反する内容を教授・発表することは教育者・大学教授としての本分にもとり、今回の問題はこの教授・発表の自由に関連して責任を問わんとしているのである、と応酬した。宮本部長はさらにこれを駁し、発禁された著作の内容は、大学において講じてもならないというのであれば、政府は任意に行い得る発禁という手段を用いて大学の使命の遂行を阻碍し得ることになる、また今や発禁処分により公に引用することを許されぬことになったが、問題の『刑法読本』に示された所説の内容は、国家思想を破壊するものとは認められない、と論じた(宮本英雄前掲「京大問題の真相」、および『京都市出新聞』5月17日付参照)。

5月18日小西総長は岸書記官を通じ、文部省に瀧川処分拒否の回答を伝達させた。瀧川教授の地位に変化はないから、法学部教授会への諮問は行わなかった。しかし文部省はなお総長の再考を促して譲らなかった。19日小西総長は各学部教授会に瀧川教授処分を拒絶したことを報告したが、同日鳩山文相は新聞記者に答えて瀧川教授問題の文官分限委員会への附議を言明、緊張は極点に達しつつあった。

5月19日の昼休み、法経第1教室では学生課の制止を振り切って有信会学生大会の名で学生たちの集会が開かれ、前日に準備していた「師弟の情、向学の熱意やみがたく、こゝに大学の自由擁護のため起ちて教授会絶対支持を声明す」とする声明書が可決された。さらに学生たちは出身高校別代表者会

議を中心に組織をつくり、高知高校出身で巨軀鬚面、羽織袴の名物学生、渡辺貞之助を議長に運動に着手した。運動展開に当たっては、左翼・右翼を排し政治的中立性を保つことが留意された(京都帝国大学全学部学生代表者会議編『京大問題の真相』1933年)。22日に学内で学生ストライキを呼びかけるビラが撒かれると、学生大会は「ビラ撒きはわれ等純真なる大学擁護の学生運動を誤解されるから今後は一層に警戒して絶対にわれ等の運動に対してイデオロギー的色彩の浸潤する余地を与へないやうにする」ことを申し合わせた。

5月20日の京大評議會は大学自治の規律の尊重を原則論として確認しただけに終わった。23日の法学部教授会では一同が辞表を書き、またこの日「目的ヲ貫徹セザル限り如何ナル場合ニ於テモ慰留運動ニ対シテハ絶対ニ応ゼザルコト」を瀧川を含む16名全員の連名で申し合わせた。また教授会に歩調を合わせ、助教授・講師・助手・副手も辞表を準備し宮本部長に手交した。一方、法学部学生代表は21日に甲子園ホテル滞在中の鳩山文相に面会し決議文を手交、22日には学生大会を開催、また大学院学生も21日には教官と進退を共にすることを決議した。さらに卒業生のつくる有信会では、在阪弁護士・財界人を中心とする大阪支部が活発な動きを見せ、22日に支部幹事会が決議文を発表、24日には緊急支部大会を開き毛戸勝元・竹田省・菅原脊二ら元教授のほか、片岡直方・岸田幸男・有田邦敬ら財界人を含む実行委員を選任し、文部当局批判・京大擁護の声明書および決議を可決、25日には代表が東上しこれを文部省に手交した。有信会京都支部の決議・神戸吉田会の決議(ともに26日)がこれに続いた。

既に5月24日、小西総長は東上し鳩山文相と会見、あくまでも休職上申はできない旨を告げ、会見は物別れに終わり、文部省は瀧川教授休職の上申書を内閣に提出、文官高等分限委員会にこれを付託した。新聞報道によれば、また6月7日に文部省が非公式に説明したところによっても、処分理由は、瀧川教授の根本思想をマルクス主義に基づくものと断定し、その学説はわが国の安寧秩序・良風美俗を害するものであって、人格の陶冶・国家思想

第4章 大学院法学研究科・法学部

の涵養を基本とする大学令第1条の精神に背反する、というものであった。

5月25日午後3時から首相官邸で開かれた文官高等分限委員会では、大学官制による総長具状のないことについて手続上の疑義も出されたが、結局7委員全員一致で瀧川に休職を命ずることに確定した。26日午前の定例閣議に附議された上、同日午後、瀧川に対し、文官分限令第11条第1項第4号による休職が発令された。

5月26日午後4時過ぎ、文部省からの発令電報受領を総長から伝達された宮本部長は、教授会にこれを伝え、教授・助教授・講師・助手・副手の辞表39通、および大学院学生退学届69通を総長室に持参し、提出した。午後3時半から法経第1教室では学生大会が開かれていたが、5時半には宮本部長を先頭に辞表を提出した法学部教授・助教授・講師・助手・副手一同が入場し、それぞれ声明書を読み上げた後、教室を埋め尽くした学生たちに訣別の挨拶を告げて退場した。

教授会声明は以下のとおりである。

声 明

政府が今回瀧川教授の休職の事あらしめたるの措置は、甚しく不当にして、遂に吾人一同をして辞表を呈出するの已むなきに至らしめたり。

今回の事件の経過に於て、文政当局が瀧川教授をして教授の職を去らしむることを要とする理由として、吾人に示したるものは、其の趣旨頗る明瞭を欠き、且初めより一定せずして時に変更せり。之に対しては、吾人は、既に、文政当局及び社会に向て、総長を通じて、又新聞紙に於て、其の都度吾人の所見を述べたるが故に、今之を繰返すことを為さず。唯吾人の主張の根本精神に至ては、世間猶未だ之を理解せざるの人なきを保せざるが故に、茲に総括的に之を明にせんとす。事は実に大学の使命及び大学教授の職責に關す。之を以て瀧川氏個人の擁護なりとする人の如きは、吾人初めより共に本問題を談ずるの意無きなり。

大学の使命は固より真理の探求に在り。真理の探求は一に教授の自由の研究に待つ。大学教授の研究の自由が思索の自由及び教授の自由を包含すること、論なし。教授が熱心に思索し、思索の結果たる学説を忠実に教授するこ

とを得るに於て、始めて研究の自由あり。思索の自由を認めて教授の自由を認めず、猶且研究の自由を認むと云ふが如きは、大学教授の研究の自由と云ふの本義を知らざるのみ。今回瀧川教授の問題について、研究の自由を許すも教授の自由を許さずと云ふが如き言を為すものあるは、其の何の意たるを解する能はざるなり。或は曰ふ、瀧川教授の公表したる著作曩に発売禁止の処分に遇へり。発売禁止の処分を行うて以て社会に伝ふることを許さざるが如き学説は、大学に於ても亦之を講ずるを許さずと。然れども、発売禁止は單に所説が一般の社会に及ばず影響に着眼して決する警察処分に過ぎず。之に依て、其の所説を学説として大学に講ずるの当否を判断するの材料を得べきに非ず。然らずんば、政府は、先づ内務大臣をして発売禁止を為さしめ、次で文部大臣に依て容易に教授の地位を動かすの手段を講ずることを得ん。或は曰ふ、大学の学生は青年にして経験に乏し。之に向て社会に悪影響を及ぼすが如き学説を講ずるは危険なりと。然れども、大学に於ける教授は、学生をして社会の事物に対して學問上より批判する能力を養はしむることを眼目とす。学生が批判力を養ふには、大学に於て諸種の学説を聴くの機会を有することを要す。特にある学説を講ずることを禁ずと云ふが如きは、大学の使命を知らざるなり。

大学に於ける教授の自由にも亦限界あり。之に依て国家思想を破壊せざることを要し、亦人格の陶冶を妨礙せざることを要す。是れ大学令の示す所なり。且教授の自由の限界は一に茲に存す。單に漫然危険なりと云ふが如きは、決して教授の自由の限界を樹て得るものに非ず。今瀧川教授の学説に就て見るに、国家思想を破壊するが如きこと毫も存せず。之を明にするが為には、氏の学説の大綱を知り得べき彼の「刑法読本」の内容を詳述するの必要あり。而も同書は発売禁止せられたるものなる故に、吾人は今茲に之を引用することを憚らざるを得ざるの立場に置かれたり。吾人頗る之を遺憾とす。人格の陶冶の事は、固より独り大学に限らず、一般の学校に於ても亦之に留意すべし。唯特に大学に於て人格の陶冶に資する方法は、学生をして、真理の探求に熱心にして、且其の探求したる信念に忠実なるの性格を養はしむるに在り。是れ學問研究の府たる大学に於て特に人格の陶冶に資するの道とす。此の道は、教授が研究に熱中し、且苟も国家思想を破壊せざる限り、忠実に其

の学説を学生に講ずるの風あるに於て、始めて能く之を達し得べし。然らば、瀧川教授が、其の学説を忠実に学生に講じたるは、寧ろ大に大学令に所謂人格の陶冶に資する所以に非ずや。政府が大学令の条項を引用して瀧川教授の地位を奪ふの理由となしたるは、全く特に大学に於て留意すべき人格陶冶の道を知らざるものとす。此の如くして、政府の瀧川教授休職に関する措置は、全く大学教授の職責を無視し、以て大学の使命の遂行を阻碍するものとす。是れ吾人をして辞職の已むなきに至らしめたる理由の一なり。

大学に於ける研究の自由の意義及び其の必要なこと前述の如し。須く之を確保せざるべからず、之を確保するは、大学制度の運用に当て、研究の自由を脅すの結果を生ずることを防ぐを肝要とす。之が方法中、最も根本的のものは、政府が任意に教授の地位を左右するの余地なからしむることに存す。之に依て、始めて、政府をして其の時々の便宜に従て教授の地位を動かし、以て研究の自由を脅すことなからしむるを得べし。之が為には、教授の進退は総長の具状を待て之を行ひ、且総長が教授の進退に付具状せんとするとき、必ず予め教授会の同意を得るを要とすることを必要とす。是れ所謂大学の自治と称するもの、一端なり。教授の進退に付総長の具状を要することは、現に総ての帝国大学の官制の規定する所にして、即ち儼然たる一の法制とす。而して総長が教授の進退を具状せんとするとき、先づ教授会の同意を得るを要することは、我が京都帝国大学に於ては、彼の大正二年乃至三年所謂澤柳事件に際して、公に之を主張し、時の文部大臣奥田義人氏亦公に之を認め、爾来実行して今日に至れるものなり。故に教授会の同意を得るを要することは、実に、我が帝国大学に在ては、夙に確立せる制度運用上の規律とす。吾人は今回の事件に付て新に之を主張するには非ざるなり。然るに、今回の瀧川教授の休職は、総長の具状なく、且毫も教授会の同意を得るの手續存することなくして、行はれたり。此の如きは、実に我が京都帝国大学に在て、研究の自由を確保する方法として、夙に公に認められ、且久しく遵守し来れる規律を破壊し、以て大学の使命の遂行を阻碍するものとす。是れ吾人をして辞職するの已むなきに至らしめたる理由の二なり。

吾人不敏なりと雖も、職責の重ずべく、亦進退の大学の内外に影響する所大にして、妄にすべからざることを知れり、然れども、今や吾人が職責を尽

第1節 総 記

し得るの根本要件たる研究の自由既に認められず、国家が吾人に命ずる所の職責を誠実に尽すこと能はざるに至る。吾人の辞意を決するに至れるは、実に万已むことを得ざるに出づるなり。

昭和八年五月二十六日

京都帝国大学法学部教授一同

辞表を提出したのは以下の39名である。

教 授 末広重雄、中島玉吉、佐々木惣一、山田正三、烏賀陽然良、宮本英脩、宮本英雄、森口繁治、瀧川幸辰、田村徳治、末川博、井上直三郎、恒藤恭、牧健二、渡辺宗太郎、田中周友 以上16名

助教授 黒田覚、近藤英吉、岡康哉、大岩誠、斎藤武生、西本穎、大隅健一郎、佐伯千仞 以上8名(なお、池田栄は在外研究中)

講 師 田中直吉、小早川欣吾、加古祐二郎 以上専任講師3名のほか、講義担当6名を合わせて9名

助 手 於保不二雄、大森忠夫、中田淳一、森順次 以上4名

副 手 石本雅男、浅井清信 以上2名

小西総長は5月28日に鳩山文相に面会し辞任を申し出たが、留任して事態収拾に当たることが懇請され一旦帰洛、29日の評議会では留任して問題解決に当たることがを表明し、各学部もこれを支えることとなった。31日には羽田亨文学部長・本野亨工学部長・戸田正三医学部長が東上、6月1日、2日に文部当局と交渉を行った。また小西総長は法学部各教授を訪ねて解決の方途を探り、ことに佐々木惣一を訪問して問題解決を協議した。佐々木は大要、文相が第1に法学部教授会の主張した研究の自由・大学の自治の確立を承認し、第2に将来における瀧川復職を約束することを条件として、法学部一同が辞表を撤回するという解決策を提示していた(京都府立総合資料館所蔵「佐々木惣一博士関係文書」所収「京都大学事件綴」、および松尾尊允「瀧川事件の一問題点」『史林』69巻2号、を参照)。

6月4日には楽友会館において、有信会全国大会が開催され、「本問題の

第4章 大学院法学研究科・法学部

唯一の解決の道は文相の処決、瀧川教授の復職の外なきことを明確にせんとす」とする声明書を発表した(京都帝国大学法学部学外有信会編『先輩の見た京大問題』1933年)。このほか、大審院判事細野長良(明治41年卒)は、木戸幸一(大正4年卒)・酒井忠正(大正7年卒)ら京大法科出身の貴族院議員と連絡をとり、文部省と接触して調停の道を探っていた(『木戸幸一日記』上、1966年、240頁以下参照)。

小西総長は6月8日夜東上、9日から文部省との交渉を続けた。高姿勢の文部省の前に解決の曙光はなかなか見えなかったが、13日、小西総長は貴族院議員田所美治の示唆による解決案の構想に辿り着いた(加藤仁平前掲書、171頁以下)。14日、これをもとに交渉の末、鳩山文相との了解になると、文相は強引にこれを同日午後8時半に新聞記者に公表することを取り決めた。いわゆる「小西解決案」である。これは、総長の側から「文部大臣ハ学問ノ研究ニ対シ、法学部教授会ノ主張セシ精神ヲ酌ミ、法令ノ範囲内ニ於テ研究教授ノ自由及教授ノ進退ニ関スル大学自治ノ確立セラレヨウ深甚ナル考慮アリタキ旨」を申し出、これに文相が「総長ヨリ希望アリタルトコロ右ハ法令並従来ノ取扱例ノ範囲内ニ於テ之ヲ承認シ得ベシ、貴学ニ於テハ大学令第一条ノ趣旨ヲ体シ、尚一層大学本来ノ使命ヲ達成スルヨウ努メラレタシ」と回答することによりなっていた。

しかし6月14日夜、小西総長から電話で解決案の内容を知らされた佐々木は、即座にこれを拒否していた(前掲「佐々木惣一博士関係文書」松尾論文参照)。15日帰洛した小西総長は、瀧川・井上両教授を除く法学部全教官に解決案の説明を行った。法学部教官一同は「老総長の心労を多とする思ひやりのまなざしをみはりながら、でも、好奇心を交へた緊張の様子を見せつゝ、謹聴し」、しかし「其れが余りにも法学部側の主張の核心を無視した案であることを認識した一同の人々は、たゞ啞然として顔を見合わせる外はなかつた」という(恒藤恭「総長と教授と学生大衆」前掲『京大事件』)。

要するにこの案は瀧川復職について、その将来における可能性についてすらまったく触れていない。この点について執拗に食い下がった小西総長も、

ついに文部省から一片の譲歩も引き出すことができなかった。さらに解決案に示された見解そのものについても佐々木は、研究の自由をことさら「法令の範囲内」において認めるという表現は、大学令以外の一般法令によって研究教授の自由が制限され得るかのように解し得るし、また教授進退についての「従来の取扱例」を認めるというが、今回の措置はそもそも総長の具状なしで行われてしまったのだから、総長具状につき教授会の同意を要するという従来の慣例を認めるだけでは不十分になっている、等と問題点を指摘している(佐々木惣一「所謂解決案の意味について」前掲『京大事件』)。

小西総長は6月16日の臨時評議会で辞意を表明、岸書記官を通じて文部省に辞表を提出した。さしあたり最年長学部長の経済学部長山本美越乃が総長事務取扱に推され(6月30日小西総長の依願免官発令後、山本が事務取扱を務めた)、総長候補者選挙の準備が着手されたが、19日の法学部教授会でも総長候補者選挙手続の臨時修正を承認するとともに、任期満了した宮本部長について問題解決までの任期延長を決定した(なお、6月28日井上直三郎教授死去)。

学生たちの運動は、京大から東大・東北大等へも広がり、3帝大を中心に大学自由擁護聯盟の結成へと高揚も見せるが、他方で治安当局は警戒を強めていた(内務省警保局保安課「滝川教授問題ニ関スル件」『現代史資料42 思想統制』1976年)。6月20日、京大の共産青年同盟組織の検挙が行われ、これに動揺した一般学生の運動からの離反をもたらした。6月25日の法学部学生大会は学生課によって禁止され、さらに夏季休暇に入り学生たちは帰省し始めた。

7月6日の総長選挙の結果、理学部教授松井元興が当選し、7日に総長の発令を受けた。10日上京し文部省に就任の挨拶に訪れた松井総長は、同時に法学部教授全部の辞表を申達した。ところが、鳩山文相は全部の辞職は大学のためにならないとして、「翻意の望みなき」者のみの辞表を受理するとして残りを却下した。11日、佐々木惣一・宮本英脩・森口繁治・宮本英雄・末川博と休職中の瀧川幸辰の6教授について免官が発令された。しかし法学部

では同日の協議で、なお全員の辞表申達を求めることで一致する一方、同日夕、佐々木・宮本英雄・田村・恒藤・末川の5教授は楽友会館において、助教授・講師・助手・副手の参集を求め、教授らが去っていくこの際は、助教授以下の若い研究者たちはむしろ大学にとどまって将来の学問擁護に尽くすべきであると説得を行った。

一方、なお法学部総辞職を回避し得ない形勢を見た松井総長は、7月17日夜東上、18日に文部当局と再度の折衝を行い、先の小西解決案の注釈と補足という形式で覚書を作成・交換した。いわゆる「松井解決案」であり、20日岸書記官からその内容が発表された。これはまず、小西解決案にある「法令」とは大学令その他大学に関する法令のことであること、さらに「今回瀧川教授ニ付文部当局ノ執リタル処分ハ非常特別ノ場合ニシテ文部当局ガ教授ノ進退ヲ取扱フニ付総長ノ具状ニ依ルコトハ多年ノ先例ニ示ス通り」であることを明らかにし、かつ「総長ガ文部当局ヨリ教授ノ進退ニ関シ意見ヲ求メラレタルトキハ之ヲ当該教授会ニ諮問シ必ス其ノ答申ニ依リテ具状スル事」という「具状手続内規」を文部当局が了解する、という内容であった。全体として、先に小西解決案について佐々木が指摘していたような問題点の解消に注意が払われていることは分かるが、瀧川復職については依然何の言及もないばかりか、さらに今回の処分が「非常特別ノ場合」であるという文言の解釈が、後述のように新たな焦点になったのである。

7月20日朝帰洛した松井総長は、まず末広重雄・中島玉吉両教授と会見、さらにその他の「免官もれ」各教授と次々に個別に会見し慰留に努めた。22日午前9時から、中島教授が中心となり、末広・烏賀陽・牧・渡辺・田中各教授が出席、計6教授で、松井案受け入れについて協議会を開催した。田村・恒藤両教授は同時刻に楽友会館で開かれていた助教授以下の残留勧告のための集会に出席していたが、途中協議会に参加、松井案を批判する意見を述べて直ちに退出した。その後中島・末広・烏賀陽3教授が松井案受け入れ・留任声明書の前案を作成、離れた席に座っていた若手の牧・渡辺・田中3教授にこれを示した。渡辺は「これではねえ」となお躊躇する様子であっ

たが、若手3名の中で最年長であった牧は意を決し、法学部存続の道はこれよりほかにないと信じて原案を承認した、という(『有信会誌』13・19・20号)。同日午後3時半から教授会を開催(なお松井総長が部長事務取扱)、前記6教授に午前の協議会は欠席した山田教授も加わり、法学部長に中島教授を選出、また評議員も新たに烏賀陽・山田両教授を選出した。

7月22日発表された7教授の留任声明書は次のようにいう。文部当局の回答は学問の自由・大学の自治の確保を求めるわれわれの主張を受け入れたものであり、また今回の瀧川教授の処分を「非常特別の場合」とした言明からは、文部当局がかくのごとき処置を再び繰り返す意思なきことを明らかに認識することができ、以上をもって今回の事件に関しわれわれの主張したところは貫徹せられ、将来学問の自由および大学自治確保のために憂うべきものなしと信じ、ここに辞表を撤回する、と。

同日発表された田村・恒藤両教授の声明書は次のようにいう。解決案は今回の措置が「非常特別の場合」であると言明しているが、これによれば、教授進退について多年の先例を承認するという「通常の場合」とは別に、「非常特別の場合」には右の先例に従うことを要しないということになる。しかし、停年や病気を理由とする「通常の場合」に文部省と大学の意見対立が生じることは希有の事例であって、むしろ「非常特別の場合」にこそ多年の先例が尊重されとしなければ大学の自治は有名無実となり、研究・教授の自由は到底保障され得ない。蓋しもし文部当局が、ある教授の学説または見解を問題として該教授をしてその職を去らしめんと欲する時は、恰も所謂「非常特別の場合」に該当するものと認定することにより、総長および教授会の意見には頓着なく、思いのままにその欲するところを実現し得ることとなるからである。要するに該案の承認は、既に毀損された大学の自治・研究の自由を回復し得るものではなく、松井総長の尽力は多とするものの、われわれ兩人としてはこれにより辞意を翻して留まることはできない、と。

かくして教授会は残留組と辞職組に分裂した。田村・恒藤両教授は7月26日付で免官となった。助教授以下の教官18名も、宮本英雄・佐々木らの残留

第4章 大学院法学研究科・法学部

勧告にもかかわらず、結局13名が辞表を撤回せず、講師田中直吉・加古祐二郎、助手於保不二雄・大森忠夫・中田淳一・森順次、副手石本雅男・浅井清信の8名については8月2日に至り解職、また助教授黒田覚・岡康哉・大岩誠・大隅健一郎・佐伯千仞の5名については9月に至り辞表が申達され、退職した。

新学期には、多くの講師委嘱により授業が再開された(なお、免官となった宮本英脩は9月より講師委嘱、12月に改めて教授に任ぜられた)。学生運動は9月以降ほとんど終息し、学内は一見平穩に戻った。10月11日の教授会では学部規程改正が山田教授より提案され、11月24日決定、12月より実施された。これは従来の科目の完全自由選択制を修正し、科目に甲乙丙丁の区別を設け、学士試験合格には甲類科目8以上・甲乙類合計18以上、丙類2以上を要し、また必要科目数全体も18から20へ増やす、というものである。教官充員についても努力が傾注され、昭和9(1934)年度からは民法に石田文次郎(東北帝大教授)・田島順(立命館大学教授)が教授として、また国法学に臈谷峻嶺(元：本学助教授、中央大学教授)、破産法に小野本常(広島地方裁判所検事局検事)が助教授として迎えられた。また日本法制史に講師小早川欣吾が助教授に昇任したほか、神戸商業大学教授の斎藤常三郎が兼担として、破産法講義を担当した。

法学部の将来を憂えた学外の有信会先輩は、辞職した教官への活発な復帰運動を行った。既に同年12月には宮本英脩が復職した。また辞職教官のうち、弁護士に転じた宮本英雄らを除いたほとんどは、かねてより京大教官が講師を務めていた経緯もある立命館大学からの招聘を受けていたが、この立命館に移った若手教官に対して、熱心な復帰の働きかけが行われた。昭和9年3月、衆議院議員山崎達之輔(明治39年卒)、弁護士界の重鎮である有馬忠三郎(明治37年卒)、細野長良の3名は東京の京大法科出身者を代表して入洛、都ホテルの一室に陣取って説得を続け、3月16日に至り、黒田覚、大隅健一郎、佐伯千仞、於保不二雄、大森忠夫、中田淳一の6名から、立命館から京大への復帰内諾を得た。大隅健一郎が「相当はげしい毀誉褒貶にさらさ

れた」と回想するように(大隅健一郎『商事法六十年』1988年、289頁)、当時の新聞等にはこの行動を「背信」と評する揶揄的記事も見出される。

こうして事件を通じ法学部教官は、残留、辞職、復帰とその去就を異にし、教官相互また卒業生らとの間にも、見解の相違、場合によっては感情的な行き違いが長く引きずられたともいう。復帰に応じず「節を持した」と評された1人である加古祐二郎(1937年死去)も、日記に見える心象風景は次のように厳しく重苦しい。「潔く辞した我々は『死することによって生きた』という主義をとって来ているが、本当に、どれだけ生きたか、自分は時に独りで反省してみる。余りに皆が独善主義になり切っていないか」(1935年6月7日)、「美濃部事件は対岸の火事ではない。京大事件よりも更に問題は具体的アクチュアルではないか。そのアクチュアルな問題に耳目を掩うて、いたずらに京大事件での玉碎的行動を英雄的行動なるかの如く自負し、これを回顧的審美的に眺めうるような態度は恥すべきである。」(1935年11月17日、引用は、大橋智之輔他編著『昭和精神史の一断面』1991年、より)

京大(瀧川)事件は、昭和初期においてファッション化の潮流に対し自由主義を守る最後の大きな闘争であったと評されるように、その意義は近代日本史の中に計りしれないほど深い。その歴史的意義の全容についてここに論じ尽くすことは不可能である。いずれにせよ、この事件はわが法学部にとって、輝かしくそして悲痛な、永遠に消えることのない刻印である。

3. 戦 時 下

京大事件で教官の半数を失った法学部も、昭和13(1938)年までには、民法に於保不二雄、商法に大森忠夫、民事訴訟法に中田淳一、海法学に大橋光雄、憲法に大西芳雄、行政法に須貝脩一、国際公法に田畑茂二郎、行政学に長浜政寿、外交史に立川文彦らが加わるなど、充実が図られ、再建への努力が続けられた。他方、昭和10(1935)年に中島玉吉が退官し、また昭和11(1936)年には烏賀陽然良が退官した。法学部長は山田正三(在任昭和10年1月～12年5月)、宮本英脩が務めた(在任昭和12年5月～14年5月)。

第4章 大学院法学研究科・法学部

昭和12(1937)年には教育体制充実が教授会の議題となり、外国法科目の学士試験合格科目への追加や、また演習充実を目的とする助教授・助手定員の増員が計画され、学部規程改正については同年10月の教授会で決定、昭和13(1938)年1月に実施された。この改正では、学科目の甲乙丙丁の類別を廃止し、学科を分けず試験を第1類(法律学科)・第2類(政治学科)に分け、また必須科目・選択科目の別を定めた。また学士試験に要する科目数を必須16・選択6の合計22科目に増加した。なお規程改正案認可申請中、文部省から、充実を図る演習科目についても必須ないし選択科目として明示するよう訂正方を要望されたが、これについては昭和13年11月の学部規程一部改正で、演習を必須科目とすることになった。

この間、日中戦争勃発で緊迫の度を高める情勢下、京大のみならず全帝国大学を激しく揺さぶったのが、荒木貞夫文部大臣による「大学改革」問題であった。松井総長の任期満了後、昭和12(1937)年に総長に就任した浜田耕作は、昭和13年7月25日に病のため世を去った。ところが同年5月に木戸幸一の後を受けて近衛文麿内閣の文相に就任していた荒木は、後任総長の選挙による選出に反対する意向を明らかにしたのである。しかも浜田総長は死去の前、既に病気のため辞意を表明し、本来ならば7月11日に後任選挙が行われる予定であったが、これが文相の反対によって延期されているところであった。7月26日の法学部教授会では、「現行ノ選挙規則ニ依リ後任総長ヲ選出スルコトハ目下ノ情勢上至難ト思惟セラルルヲ以テ何等カノ便法ニヨリ急速ニ選出決定スルノ要アリ」という情勢が報告、協議されていた。

荒木文相は7月28日に6帝大総長(京大からは平野正雄総長事務取扱が出席)を上野の帝国学士院に招集して、浜田総長後任について法規に根拠のない選挙を行うことは適当でない、との考えを伝え、また8月12日の東京帝大との懇談会において、総長以下大学職員の任免補職は天皇大権に属しており、教授会の選挙で多数決で決定するがごとき慣行は是正を要する、という見解を明らかにした。これに総長官選を主張する右翼の運動も続く中、京都帝大では大学制度調査委員会を設置し、法学部からは宮本法学部長がその小委員会

に参加して検討に当たった。6帝大で連絡を図りつつ、10月19日に文部省との間で了解が成立した「総長候補者推薦ニ関スル件」および「学部長候補者推薦ニ関スル件」「教授助教授候補者推薦ニ関スル件」の内容は、原則として当該機関の長の推薦によって任命することとしつつ、その際各教授の意見を「署名セル文書其他責任ヲ明カニスル方法」をもってする「答申」によって徴することとする、というものである。「答申」を「選挙投票」とは区別しながら、実質的にその具体的方法は従来の選挙と変わらない(ただし署名か無署名かが問題)。結局、選挙という語の使用を避けたというのがその要点であるが、大学自治を守るための努力が、この時代にはいかに苦渋に満ちたものとなっていたかをうかがわせる。この方式に基づく銓衡の結果、11月に文学部教授羽田亨が総長に任命された。

法学部では同昭和13(1938)年11月の教授会で、文部省との了解に対応した学部長・教授助教授候補者の推薦内規を新たに起案することを決定し、昭和14(1939)年2月16日の教授会で「学部長ノ在職並学部長候補ノ推薦内規」と「教授助教授候補者推薦内規」を可決した。前者の内容は「第一条 学部長ハ学部ノ慣行ニ従ヒ適當ノ期間在職ス(後略)、第三条 学部長ハ教授会ニ於テ各教授ヲシテ各署名シタル上申書ニ後任学部長トシテ適當ト思料スル教授一人ノ氏名ヲ記載シ提出セシムヘシ 学部長上申書ノ提出ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ取調ヲ為スヘシ、第四条 学部長上申書ノ取調ノ結果ニ依リ後任学部長ノ候補者ヲ推薦スルニハ左ノ例ニ依リ其ノ候補者ヲ定ムヘシ(以下詳細は略す、3分の2以上の上申を得た者を候補者とする、多数の上申を得た者2名についてさらに上申を求め多数を得た者を候補者とする、等)」等となっている。これに従い同年5月には、「各教授ヨリ上申書ヲ提出セシメ取調ヘタル処石田教授ヲ推薦スルヲ適當トスル結果ヲ見タ」ので、宮本法学部長から推薦する、という手続を経て石田文次郎が法学部長に任命された(在任昭和14年5月~16年5月)。

日中戦争は終結の見込みなき泥沼に陥り、戦時色は大学をも覆った。応召学生については、昭和12(1937)年10月25日文部省通牒により在学年限不足の

第4章 大学院法学研究科・法学部

場合、特別措置で卒業を認めることとしていたが、わが法学部でも学業半ばで戦地に赴く学生たちの数は年を追って増えた。また学生に対する軍事教練の強化は軍部から一貫して要求され続け、教練時間数の増加、教練の必修化と卒業必要科目への繰り入れなどが押し付けられた。昭和16(1941)年8月には京都帝国大学防衛団が組織され、10月4日には京都帝国大学報国隊の結成式が挙行された。

昭和16年9月8日、総長は各学部長を緊急に招集し、「人的資源欠乏ノ折柄文部省ニ於テハ種々対策ヲ考慮ノ結果昭和十六年度ニ於テハ本年度卒業見込学生ノ在学期間ヲ三ヶ月短縮シ本年十二月末日ヲ以テ卒業期トシ度旨内達アリタル」ことを告げた。同年10月の文部省令でこの措置は決定され、法学部では3回生の授業時数不足を土曜午後の補講で補う等の対応をしながら、3回生について12月に試験を実施した。こうして同年の卒業生は3カ月の繰り上げ卒業となったが、文部省はさらに昭和17(1942)年度卒業生について、さらに3カ月繰り上げて9月卒業の意向と伝えられた。法学部ではたとえ夏季休業を廃止して授業をしても10月より12月の授業に相当する効果はあげ得ず、また在学短縮は教育の本旨に反するとして、反対することで一致していたが、これも11月の文部省令により正式決定された。

この間にあっても教育充実のための努力は続けられた。授業科目では、社会法を厚生法に改め、また統制法、経済法、東洋法制史、哲学概論が追加されたが、科目の選定にも時局が多少反映している。また高等試験令改正により行政科・司法科試験必須科目に国史が加えられたのに対し、文学部に交渉し国史特別講義を開講することとした。さらに学部規程の改正も検討され、昭和16年11月の教授会ではほぼ決定を見て翌昭和17年4月から実施することになった。これは政治学科・法律学科の各科目を甲類・乙類に分けた上で各学年への配当を指定したものである。こうした中、昭和16年12月8日を迎えた。

昭和18(1943)年10月に在学徴集延期停止の措置がとられ、在学中の文科系学生たちは臨時徴兵検査を受けて同年12月に入隊し、法学部ではおよそ8割

の学生が学業半ばにして大学を後にした(昭和19年9月卒業予定者には仮学士試験合格証が授与された)。残った学生も勤労働員への出勤が増え、以後敗戦の日まで愛知県の豊川海軍工廠や宇治の陸軍造兵廠等における生産作業をはじめ、様々な勤労作業に毎日を送った。なお、在学徴集延期停止の措置とも関連し、文部省は昭和18(1943)年9月、優秀な若い研究者について兵役を免除し研究に専念させ、学術水準を維持する目的で大学院特別研究生の制度を発足させた。法学部からは上柳克郎ら11名がその第1回特別研究生に選ばれた。

法学部長は牧健二(在任昭和16年5月～18年2月)、渡辺宗太郎(在任昭和18年2月～20年2月)が務め、昭和20年2月からは黒田覚が務めた。教官には国際公法に田岡良一(東北帝大教授)が招聘されたほか、法理学に加藤新平、民法に磯村哲、同じく民法に吉岡正らが加わった。他方、昭和15(1940)年に近藤英吉が死去し、また小早川助教授は昭和19(1944)年に人文科学研究所教授に昇任、引き続き東洋法制史講義が委嘱されていたが、同年死去した。昭和17(1942)年には宮本英脩が停年退官した。その後の刑法講師委嘱について若干紛糾の生じた経緯がある。昭和18年には大橋光雄、田島順が退官、また山田正三が停年退官した。

4. 敗 戦 後

敗戦の衝撃から落ち着きを取り戻し、甦った平和に再び自由な学問・研究への期待をふくらませて、学生たち、そして教官・職員らも、戦地から、また勤労働員先から帰還し始めた。日々の食糧にも事欠く極度の物資欠乏状態の下で、しかし昭和20(1945)年10月には授業が再開された。各地から帰還する学生の数が増すにつれ、やがて教室は、多くは軍服・軍靴姿の学生たちで立錫の余地もなく溢れ、かつてないほどの熱気に満ちた。

10月に辞意を表明した羽田総長の後任として、選挙で当選した鳥養利三郎総長は、11月1日に就任すると直ちに文部当局と折衝し、前田多門文相との間に覚書を交わした。その内容は、文部大臣は、大学における研究および教

第4章 大学院法学研究科・法学部

授の自由は十分認めること、教授進退は総長の具状によって行うこと、教授会の責任において行う自治的慣行を承認すること、を確認するというものであり、さらに文相は、これは京大事件における文部省の誤りと法学部見解の正当性を認め、かつ法学部が昭和8(1933)年5月26日以前の状態に復したことを承認するものである、との口頭の注解を付した。

これより先、昭和20(1945)年10月22日にGHQ(連合国最高司令官総司令部)覚書「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」が出され、その中で自由主義的ないし反軍国主義的な思想・活動のため免職・休職になった教員の復職と、また軍国主義ないし極端な国家主義の鼓吹者の教職からの追放が指示されていた。瀧川幸辰はGHQスタッフから個人的な接触も受けていたが、一方法学部では、かつて京大事件後に辞職者復帰のためのくさびとなることを期して復帰した教官たちのうち、上京中だった黒田法学部長を除き大隅・佐伯・於保・大森・中田各教授が鳥養総長に面会、GHQ覚書に基づく京大事件処理を申し入れていた。11月7日と18日、大隅、佐伯両教授は瀧川宅を来訪、さらに同月22日に鳥養総長と黒田部長が来訪、文相覚書の趣旨を説明し瀧川の復帰を要請した。

12月4日、清風荘において、鳥養総長・黒田部長・大隅評議員の3名と、京大事件で辞職した旧法学部教授のうち、海外にある宮本英雄、死去した森口繁治を除き、佐々木・田村・恒藤・末川・瀧川の5名、それに仲介者の立場で名誉教授竹田省が出席し会合した。さらに翌昭和21(1946)年1月9日にも清風荘で再び同じ人々が会合、停年に達している佐々木、復帰の都合がつかない田村・末川を除いて、瀧川と恒藤(大阪商科大学学長在任のまま京大兼任になる)とが京大復帰を約した。さらにこの時、竹田の起案により、復帰する両教授に法学部再建を一任し、瀧川を部長とすること等を内容とする申合書を作成、確認した。かくして瀧川は同年2月26日に教授に任じられ、同時に法学部長に補せられ、恒藤は3月16日に教授に任命された。

他方、同昭和21年2月に牧・渡辺・田中・石田・瀧谷・池田・西本の7教授が、3月には黒田教授が退官した。佐々木・竹田・末川元教授をはじめ多

数の講師が委嘱されて講義が再開されたが、学内に設けられた教職員適格審査委員会の審査結果により、さらに佐伯・大西両教授が退官した。復職が打診された宮本英雄、大岩誠らについては様々な事情で実現しなかったが、昭和23(1948)年度からは、憲法に大石義雄(大阪府立淀川工業専門学校長)、民法に勝本正晃(東北帝大教授兼任、昭和24年より専任)、日本法制史に猪熊兼繁を教授に迎え、また田中周友が復職、さらに刑法に平場安治、行政法に杉村敏正、商法に上柳克郎らが加わった。

昭和21(1946)年度には選抜試験の結果234名が入学したが、男女共学制実施により最初の女子学生1名が入学した。昭和22(1947)年度にはさらに2名の女子学生が入学した。なお昭和21・22年度には特例として軍学校出身者に入学を許可した。また昭和21年度からは学部規程を一部改正し法律学科・政治学科の区別を廃した。

新憲法が制定され、法学部教官は憲法普及会講師として各地へ赴いた。昭和22年の夏には、山口・広島・岡山各県下に田岡・於保・長浜3教授、京都府・滋賀・奈良県下に瀧川・田畑両教授と加藤・磯村両助教授が講師を委嘱され出張している。

第3項 新制法学部(1949～92年)

1. 新制大学の発足

戦後教育改革はGHQのCIE(民間情報教育局)が先導し、昭和21(1946)年4月の米国教育使節団の報告書発表を経て、同年8月10日には内閣総理大臣の所轄の下に教育刷新委員会が設置され(昭和24年教育刷新審議会に改組)、以後同委員会のイニシアティブの下に、六・三・三・四制学校体系導入をはじめとする教育制度の全般的改革が推進された。昭和22(1947)年3月31日には教育基本法と学校教育法が公布されて従来の大学令は廃止され、同年10月1日には帝国大学の名称も廃されたが、なお暫時従来の規定に基づく旧制大学の存続が認められた。昭和21年11月設置の大学設立基準設定委員会、さらに

第4章 大学院法学研究科・法学部

昭和22(1947)年7月設置の大学基準協会を中心に新制大学の構想が練り上げられた。京都大学では昭和23(1948)年7月31日に、第三高等学校を併合した新制大学設置認可申請書を文部大臣に提出、昭和24(1949)年5月31日国立大学設置法公布により、新制京都大学が発足した。

法学部では、昭和24年3月に旧制大学の入学試験を実施し、4月18日にその入学式を挙行、新制大学についても6月に入学試験を実施、259名が合格して、7月7日新制大学として最初の入学式に臨んだ。旧制1回生は法学部校舎で講義を受け、新制1回生は9月から分校の旧三高校舎で講義を受けたが(翌昭和25年から1回生は宇治分校で受講)、昭和25年度からは法学部で旧制・新製の講義が並行して行われた。旧制は翌昭和25(1950)年度に最後の学生募集で342名が入学したが、昭和29(1954)年には、留年者も同年3月に卒業させ、卒業不能の者・昭和26(1951)年度臨時編入の者については新製の学籍に所属させたので、新制大学への全面的な移行が完了した。

昭和24年8月に新しい京都大学通則が制定され、同年11月29日には新しい法学部規程が制定された。学科編成では、戦前期に幾度も実施された法律学科・政治学科の区別や学年制は採らず、また科目の自由選択制を原則として今日に至っている。法学部の講座は旧制の32講座が引き継がれたが、昭和26(1951)年には、シャープ税制使節団によって大学における講義の必要が提言された税法講座が新設された。また昭和26年度からは、公正取引委員会からの委嘱を受け、大隅教授が独占禁止法の特別講義を開講した。

さて時期は遡るが、新制大学発足をめぐってはその管理運営組織も焦点となっていた。CIEのアメリカ型大学管理方式の導入構想を背景に、昭和23年7月15日に文部省が示した大学法試案要綱は、国立各大学に、国家代表・都道府県代表・同窓会代表・教授代表各3名と学長から構成する「管理委員会」を設置し、これに大学運営の基本的権限を与えることとしていたが、これは大学関係者の強い反発を招いた。法学部では既に7月5日の教授会で、瀧川学部長の報告をもとに、伝えられる「理事会案」構想について協議、これに反対することで意見の一致を見ていた。その見解は、現在の大学自治は

妥当に運用される限り欠点は甚だ少ないものであり、いわゆる理事会案は、これを執行機関とすることは大学自治の破壊をもたらすおそれが多分にあり、設置するとすれば諮問機関にとどめるべきである、ただし同構想の背景に、現在の教授会自治が独善的であるという批判がある点については、自粛に努めるべきである、というものである。

文部省はあらためて意見集約を行い、昭和26(1951)年に「国立大学管理法」案をまとめ国会に提出した。同案では、学長の諮問機関として、学外者3分の2以上から構成する「商議会」を設置することとしていたが、同法案も廃案となった。こうして新制大学の管理運営は、基本的には旧制大学における自治の理念と慣行とを基礎として出発することになったのである。

他方で大学自治の理念に対し、その後にはわたって問題を投げかけ続けることになるのは、戦後急速に発展し始めた学生運動の動向であった。占領下民主化政策の下で成長を遂げた学生運動は、昭和22(1947)年2・1スト中止という状況の後においても、さらに昭和23(1948)年9月の全日本学生自治会総連合(全学連)の結成へと進んだ。京都大学では、戦時下に学友会から改組されて生まれた同学会が、自主的な学生自治会としての改組を遂げた。昭和24(1949)年5月には「看護婦事件」が発生し、戦後初の警察官導入という事態を引き起こした。6月10日の法学部教授会では、今回の事件について法学部としての見解を表明することに決し、その表現・形式は瀧川学部長に一任した。瀧川学部長は以下のような決議を総長に答申することとした。

一、大学自治は、大学の使命とする真理探求が自由に行われることを保障する範囲において、認められる。わが国の現行制度上、大学自治の組織、運営は教授会中心の建前であることを確認する。

二、今回、学園内に発生した騒擾事件については、暴力に出た者の責任、特に学生を煽動した教職員の責任を徹底的に追及し、学園を荒らした侵入者を告発し、侵入学生の所属学校に対し嚴重に抗議する。

大学長は右の決議の趣旨に基き、万全の策を講ぜられんことを切望する。

京大の学生運動は、この後も昭和26(1951)年11月の京大天皇事件、昭和28

第4章 大学院法学研究科・法学部

(1953)年11月の荒神橋事件など、著名な事件とともに展開されていくが、また党派的な分裂を重ねるとともに複雑な様相を呈していった。

さて、新制では法学部の入学定員は250名とされている。これは分校の収容能力によって導かれた数字であり、旧制の定員(また旧制では定員には必ずしもとられず入学を許可し、実際には500名を超えて入学していた)に比べて非常に少なくなっている。昭和27(1952)年2月の教授会では、他の新制大学一般教養課程の修了者から学力優秀者を選抜し、収容定員に余裕のある専門課程へ編入する制度を設けることが決定された。こうしてこの年度から約50名を予定募集人員とし、新制大学の一定の所要単位取得者に対し、一般教育科目・外国語科目の試験を課した上で編入学を認めることとなった。しかし試験は難関で毎年の編入学者は数名程度であった。なおこれとは別に、新制大学発足当初から京都大学では、学生が旧制よりも早い時期に志望学部決定を迫られることを考慮し、入学後の志望転換の途を開くため、学部間の転学制度を導入している。

新制大学の機構が整う中であって、新制大学院の出発は遅れていたが、昭和28(1953)年1月に京都大学は大学院設置認可申請書類を文部省に提出、同年3月法律第25号をもって確定、また同年4月には「学位規則」も公布された。大学院法学研究科も募集人員60名をもって設置されることになり、試験を実施、18名が第1回の新制大学院入学者として同年5月の入学式に臨んだ。同年4月7日には大学院法学研究科規程を制定した。新制大学院は基礎法学・公法(政治学を含む)・民刑事法の3専攻をもって発足したが、後、昭和41(1966)年に政治学専攻が公法専攻から独立して4専攻となった。なお、旧制大学院・旧制学位も昭和37(1962)年まで存続した。

瀧川学部長は、学部長任期の慣例にとらわれず、4年にわたって法学部長を務めたが、昭和25(1950)年5月に辞意を表明した。選挙の結果、田岡良一が学部長に就任したが、渡米が決定したために同年9月に退任、同月より田中周友が学部長に就任(在任昭和25年9月～27年9月)した。さらにその後、斎藤武生(在任昭和27年9月～29年9月)、大隅健一郎(在任昭和29年9月～31年9

月)が学部長を務めた。また瀧川は、服部峻治郎総長の後任として昭和28(1953)年12月に京都大学総長に選任された(在任昭和28年12月～32年12月)。

この間法学部教官には、政治学政治史に猪木正道、民法に林良平(神戸大学教授)が迎えられたほか、刑法に宮内裕、国際私法に溜池良夫、民事訴訟法に中務俊昌、政治学政治史に脇圭平、国法学に宮田豊、労働法に片岡昇、英米法に道田信一郎、刑法に木村静子、政治学史に勝田吉太郎が加わった。他方、恒藤恭は昭和24(1949)年に京大教授兼任を辞して、大阪商科大学等を母体とした新制の大阪市立大学学長に就任した。小野木常も兼任の大阪大学で法経学部長に就任したため、昭和25(1950)年に京大教授兼任を辞し、勝本正晃は昭和26(1951)年に退官した。助教授吉岡正は昭和24年に夭折している。

2. 高度経済成長下

昭和29(1954)年9月7日の文部省令第23号に、法学部に置かれる33講座が明記された。その際、従来の刑法刑事訴訟法2講座が刑法講座・刑事訴訟法講座各1に、政治学政治史2講座が政治学講座・政治史講座各1にそれぞれ改称・分離された。講座数だけを取り上げると、大正11(1922)年に29講座が32講座に増設されて以来、租税法1講座の増設しか見ていないわけで、法学部ではあらためて学部将来計画としての講座増設案が検討された。まず講座増設の前提として、既存の講座の教官充員を図ることとし、イギリス法・ドイツ法・フランス法の第2講座をそれぞれ講座外科目として既に講義を行っている労働法・刑事学・政治学史の3講座に転換することを決定し、昭和33(1958)年度より実施された(文部省令第8号)。

学部教育について、まず演習は、新制大学院での演習開始に伴い学部での演習実施は困難と考えられ、昭和29年度からは学部演習は行わず、学生が自発的に研究会を設ける場合に教官が適宜これを指導するものとされていたが、学生の側に演習実施の希望が強いことをも考慮し、昭和30(1955)年度からは演習を選択制として課すこととした。ただし演習の実施期間は、従来4

第4章 大学院法学研究科・法学部

回生の1年間に課していたが、夏季休暇後には学生の就職活動などのため効果があがらないとして、3回生の後期から4回生の前期にかけて実施することとし、また演習成績について採点はやめ可否を示すのみとした。また教養部(昭和29年より分校を改称)での外国語学力の充実を図るため、法学部の若手教官により2回生に外国語の法学入門書的なものの講読授業を実施することとし、昭和31(1956)年度から「外国書講読」を専門科目中の必修科目に加えることになった。さらに同年度からは4回生に対し、3回生の学年末試験で受け残した科目の受験機会を与えるため、9月に一部専門科目の試験を実施することとした。以上、演習・外国書講読・9月試験の制度はいずれも、基本的に現在も実施されている。

学生運動はこの間も活発であったが、昭和30(1955)年6月には瀧川総長への暴行事件が発生し、文学部学生1名と法学部3回生1名が逮捕された。また法学部の平場安治教授、宮内裕助教授が一時その特別弁護人を引き受けたことが反響を呼んだ。事件後、同学会は解散されたが、昭和34(1959)年6月には再建され、昭和35(1960)年に日米安全保障条約改定をめぐる展開された空前の規模の学生運動は、京大でも活発であった。さらに昭和37(1962)年に池田勇人首相が大学管理制度の再検討を言明すると、「大管法」反対が運動の焦点となった。京大では、同学会・各学部自治会が12月の全学閉鎖を提起し、法学部学生大会もスト決議等の行動に出たため、12月22日には法学部自治会に対し1カ月活動停止の処分がとられた。

管理運営制度そのものについては、中央教育審議会の答申を経て、文部省では国立大学運営法案の作成に至り、法学部教授会でも慎重な検討・討議が行われていたが、結局同法案の国会上程はなされなかった。

一方、京大では昭和38(1963)年7月2日に平澤興総長の諮問機関として大学制度委員会を発足させ、小委員会を設置して、総長選挙制度、名誉教授制と教官の停年制、教養部のあり方、大学院のあり方と大学院審議会の構成、の4事項が審議された。法学部からは中田淳一学部長と田畑茂二郎教授が委員を委嘱されて参加した。このうち、総長選挙については、その選挙資格の

助教授・専任講師までの拡大が提案され、法学部でも助教授・講師の構成する助講会から選挙資格拡大の要望書が出されたほか、賛成論が大勢を占めた。大学制度委員会は、昭和40(1965)年3月、奥田東総長に最終報告を提出し、総長選挙資格拡大は、昭和41(1966)年6月の京都大学学長選考基準の改正により実現した。

なお、法学部ではこれとは別に教授会構成員に関する検討を進めた。戦前以来、助教授はあくまでも研究の補助者として教授会の構成員外であり、また昭和21(1946)年からは事実上、助教授も教授会に出席する慣例になっていたが、表決には参加していなかった。しかし法学部では協議の結果、人事(学部長および評議員選挙を含む)およびこれに関する事項を除いて、助教授も教授会の構成員として表決に参加することを昭和41年2月17日の教授会で決定、昭和43(1968)年3月30日の教授会でこれに基づき「教授会会議規則」を新たに制定した。

さて、昭和40年代はいわゆるベビーブーム世代の進学期に当たり、学生定員増が社会の要請であったが、これに伴い法学部では、講座増設等の懸案解決も目的として、昭和40年2月に学部整備拡充特別委員会を設置し学生増募と講座増設を中心として検討を進めた。この間、既存のイギリス法講座を英米法講座に、政治学史講座を政治思想史講座に改称すること、大学院公法専攻から政治学専攻を分離することなどが決定された。昭和41年度の概算要求において、学生定員が従来の250名から80名増員されて330名となることが認められ、また4講座増設についても内定を見た。すなわち、昭和42(1967)年設置の国際政治学講座・日本政治外交史講座と、昭和43(1968)年設置の社会保障法講座、昭和44(1969)年設置のソビエト法講座である。なお、学生定員増が実現したので、従来行われていた編入学試験制度は、定員増の新入生が3回生に達した昭和43年度からは廃止された。

この間、教官には、政治史に野口名隆、政治学に福島徳壽郎、国際公法に太寿堂鼎、同じく国際公法に香西茂、商法に川又良也、ソビエト法に乾(中山)研一、西洋法制史に上山安敏、憲法に阿部照哉、租税法に清永敬次、行

第4章 大学院法学研究科・法学部

政法に園部逸夫、民法に奥田昌道、商法に龍田節、日本法制史に中澤巷一、民法に北川善太郎、民事訴訟法に谷口安平、国際政治学に高坂正堯、ローマ法に柴田光藏、憲法に佐藤幸治、行政学に村松岐夫、法理学に田中成明、民法に前田達明が加わった。なお助手広瀬稔は昭和40(1965)年助教授昇任が決定していたが同年死去した。他方、昭和35(1960)年に田岡良一、昭和38(1963)年に田中周友、昭和40年に斎藤武生、猪熊兼繁、昭和41(1966)年に大石義雄がそれぞれ停年退官した。また昭和41年9月に大隅健一郎は辞任し、最高裁判所判事に就任した。現職教官の最高裁入りは本学部にとって初の事例であった。また、昭和42(1967)年に脇圭平が同志社大学に、昭和43(1968)年に木村静子が成蹊大学に転出した。また昭和43年には宮内裕が在職のまま死去している。

法学部長は、大石義雄(在任昭和31年9月～33年12月)、於保不二雄(在任昭和34年1月～35年12月)、大森忠夫(在任昭和36年1月～37年12月)、中田淳一(在任昭和38年1月～39年12月)、田畑茂二郎(在任昭和40年1月～41年12月)、長浜政寿(在任昭和42年1月～43年12月)が務め、昭和44(1969)年1月から加藤新平が法学部長に就任したが、まさしくこの時、大学は激動の時代を迎えた。

学生運動は昭和40年代に入っても、本学では例えば自衛官の研修員受け入れ問題等をめぐってすぐに紛争化する傾向を示したが、全世界的な学生反乱の潮流に呼応し、昭和43年に激化した日本大学・東京大学での紛争を頂点として、大学紛争の波は一気に全国へ拡大した。

京都大学では学生寮問題を契機として、昭和44年1月16日に学生部が封鎖され、同月23日までにそれが実力解除される等の事態が続いた後、「全共闘」系学生と「民青」系学生の対立の構図も深まる中、4月の新学年を迎えて教養部を中心にさらに学内各所で封鎖が拡大する傾向を見せた。法学部では、学生とのいわゆる「団交」が続く中で加藤学部長は健康を害し、3月に林良平教授が学部長職を引き継いだ(在任昭和44年3月～45年10月)。また大学問題検討法学部全員委員会および小委員会を設け、大学・学部の管理運営方式等について検討が続けられた。法学部では新学年に、4月15日にいったん開講

を通知、なお学生との討論に時間が費やされたが、同月28日には正常な講義を開始した。

一方、全国の大学に広がる非常事態収拾のため、同昭和44(1969)年4月30日の中央教育審議会答申を経て、政府は5月の国会に「大学の運営に関する臨時措置法案」を提出した(同年8月7日公布、同月17日施行)。しかし法学部教授会はこれに反対することを決し、5月29日、以下のような声明を發表した。深く複雑で、また各大学・学部の事情によっても異なる原因を有する大学紛争を、一片の法律によって画一的に処理しようとすることは、紛争の実態に対する十分な認識を欠くものであって、かえって紛争の解決を一層困難にするおそれがある。しかも同法案は、文部大臣が自らの判断により、紛争解決を理由として大学に対し介入することを容易にするなど、問題を権力的に処理することに重点が置かれ、また政府の大学に対する規制が恣意的に行われる危険性も甚だ大きい。要するに同法案は、紛争解決のための大学の自主的努力を無視するばかりでなく、大学の自治を基調とする大学本来のあり方を著しくゆがめるおそれがあり、たとえ時限立法であっても、われわれは、その制定に強く反対するものである、と。

夏季休暇を越えても学内各所で封鎖の続く状況に対し、奥田総長は警察力による封鎖解除を決断、各部局長に諮った上、9月21日、総長の要請を受けて機動隊が入構し封鎖解除が実施された。こうして、特に通常の授業が完全に中止されていた教養部でも授業が再開され、学内にはひとまず平静が取り戻されたが、しかし大学問題についての真摯な検討はなお全学で続けられた。法学部では6月に学部制度検討準備会も設置して、学部制度改革の検討を重ね、12月には「カリキュラム問題」についての討議資料を法学部広報として示した。その中では、本学部としては自由・自主制の要素をできるかぎり尊重し、単位制という一定の枠組みによる拘束には意義を認めつつ、必修制強化は否定し、科目の大幅な自由選択制を採ってきた従来の姿勢の確認などを行っている。

カリキュラムについて実際にいくつかの改革が行われた。まず、学生の要

第4章 大学院法学研究科・法学部

望に应运、既に昭和44(1969)年1月には3回生前期に行う予備演習の制度の導入が決定されていた。さらに昭和45(1970)年度からは、現在学部で開講されていないテーマ、また特定テーマについて深く勉強したい学生の希望に応えるため「特殊講義」を開講すること、また従来、外国法科目は必修(昭和37年度より1科目必修)とされてきたがこれを選択制とすること、ただし外国書講読を充実すること、等が実行された。

また大学院生からは研究者養成制度、特に助手制度について問題提起がなされ検討の対象とされ、またいわゆる「オーバードクター」問題と関連し、助手定員の弾力的な運用などが実行に移された。助手制度については、昭和49(1974)年5月9日決定の学部内規「研究助手について」によって確定を見ている。

紛争の余燼はなおくすぶり、昭和50年代初めまで法学部では、学年末試験妨害、授業妨害や研究室への乱入、大学施設の破壊といった行為が繰り返されている。紛争当時、京都大学学生部長を務めていた上柳克郎教授は、「あの学園紛争は何だったんだろうかということは、いまだに割り切れません。明確なイメージがつかれない」と回顧し、しかし「非常にきれいに言うならば、没落する古い理想主義の最後のあがきであったという感じ」であると語っている(大崎仁編『大学紛争』を語る』1991年、219、225頁)。紛争の意義そのものを論ずることはここではできないが、いずれにせよ、それは世界的潮流とも関連しつつ、しかし日本社会の深い構造的変化に根ざすものであったことが指摘されている。紛争の直接の影響というよりはむしろ、紛争期を境として、大学はそれを取り巻く環境変化への適応を模索していかなければならなくなった。いずれにせよ「象牙の塔」とも呼ばれたような古典的大学像は消失し、大学は新しい自己イメージを求めて変革の時代に入った。

3. 研究・教育体制の再編

紛争の最も激化した時期を乗り切った林法学部長も、昭和45(1970)年10月には病を得て入院、平場安治が学部長職を継ぎ(在任昭和45年10月～47年10

月)、以後、杉村敏正(在任昭和47年10月～49年10月)、上柳克郎(在任昭和49年10月～51年10月)、福島徳壽郎(在任昭和51年10月～53年10月)、片岡昇(在任昭和53年10月～55年10月)、道田信一郎(在任昭和55年10月～57年10月)、太寿堂鼎(在任昭和57年10月～58年3月)が法学部長を務めた。教官には、鈴木茂嗣(刑事訴訟法)、木村雅昭(政治思想史)、中森喜彦(刑法)、吉岡一男(刑事学)、豊下楢彦(外交史)、森本滋(商法)らが加わった。他方、昭和45年に中田淳一が在職のまま死去し、また同年、猪木正道が辞任し防衛大学校長に迎えられ、園部逸夫は裁判官に転じ(平成元年からは最高裁判所判事を務めている)、宮田豊は京都産業大学に転じた。昭和46(1971)年には於保不二雄が停年退官し、また同年5月、長浜政寿が在職のまま死去した。昭和47(1972)年に大森忠夫、昭和48(1973)年に立川文彦、昭和49(1974)年に田畑茂二郎、須貝脩一がそれぞれ停年退官を迎えた。

時代の新しい要請に応えるべく学部の研究・教育体制の変革が求められる一方、大学をめぐる財政事情が悪化し図書購入にも制約が感ぜられるようになる中、改革の努力が続けられた。昭和51(1976)年度には、実験講座として法社会学講座の設置が認められ、さらに昭和53(1978)年度には、政治過程論と比較政治学の2講座の設置が決定し、政治過程論は実験講座とすることが認められた。実験講座には他に国際政治学、行政学があり、これは一般の講座より予算編成上の積算単価が大きい。昭和55(1980)年には国際取引法講座が新設された。これにより法学部の講座数は全部で41に達した。さらにその後、昭和57(1982)年度にはドイツ法・フランス法2講座が比較法大講座に、また昭和58(1983)年度には英米法・ソビエト法2講座が現代外国法大講座に転換された。

昭和54(1979)年4月1日には、法学部の附属施設として国際法政文献資料センターが設立された。同センターは、法学・政治学に関する基礎的資料、特に各国の議会議事録や種々の会議録・会議資料など第1次資料の収集・整理を行い、また文献情報サービス、また学部内外の研究者・大学院生に対する文献調査・レファレンスサービス、コンサルテーション等を活動の柱と

第4章 大学院法学研究科・法学部

し、情報化社会に即応した法学・政治学の研究、教育活動を支える施設となって今日に至っている。

昭和56(1981)年度には大学院入試制度が改革された。大学院生の選抜制度は新制発足以来、筆答試験と学内成績による選抜とがあったが、昭和49(1974)年度からは筆答試験に一本化されていた。しかし昭和56年度からは筆答試験のほか、学内成績による書類選考によるもの、および論文を提出し外国語1カ国語試験を課して選抜するもの、とを導入し、大学院入試の多様化を図った。

昭和57(1982)年度には、外国学校出身者のための特別入学者選考制度を創設した。わが国の経済・文化等全般にわたる国際的活動の拡大に伴い、海外に在留する日本人の数が飛躍的に増大した結果、18歳未満で在住国の正規学校に通学する者も多数に至ったが、わが国の学校教育と異なる教育を受けてきたため一般の入学者選抜試験においては不利を覚えることも少なくない。しかし大学教育の国際化を進めるためには、諸外国で多様な価値観に接しそれぞれに歴史と伝統を有する社会で教育を受けた者もわが国の大学に入学させ、一般の学生に対しても多様な文化的接触の機会を与え、その上で教育の充実を図ることが肝要であると考えられる。このような判断の下に、国籍による制限も設けず、外国学校出身者について一般の入學試験とは異なる選考方法により、入学を認める制度を導入することとなった。第1年次学生の定員増となることに教養部の理解も得て、20名を募集人員として、書類選考と論文試験・面接による選考を行い、昭和57年度には15名に入学を許可した。以後、同制度による入学者は、その出身地域も世界全域にまたがり、また卒業後も様々な分野に進出して活躍し、今日に至っている。

また昭和57年度には第3年次編入学制度があらためて導入された。かつて法学部は昭和27(1952)年度から昭和42(1967)年度まで、第3年次編入学制度を実施していたが、今回の制度は短大・高専の卒業生および外国大学出身者にも門戸を拡げ、国籍による制限も設けないこととし、またこの第3年次編入生については50名の定員が認められた。したがって学生定員は、従来の

330名に外国学校出身者20名を加え、これに第3年次からは50名が加わるようになった(なおこのほか、学内の他学部からの転学部生も従来通り受け入れており、また外国人留学生の受け入れも行っている)。このように、多様な社会的経験と文化的関心を持つ人々を大学に受け入れ、一般学生にも刺激を与え、専門教育の場をより活発にしようとする努力が重ねられた。

この間、教官には、棚瀬孝雄(法社会学)、芝池義一(行政法)、河上倫逸(西洋法制史)、錦織成史(民法)、位田隆一(国際法)、辻正美(民法)、岡村周一(行政法)、的場敏博(政治学)、木南敦(英米法)が加わった。他方、昭和50(1975)年に加藤新平、昭和53(1978)年に磯村哲、平場安治、杉村敏正、昭和57(1982)年に林良平が退官、また同年乾(中山)研一も辞任して大阪市立大学教授に転じた。

第2次ベビーブーム世代の進学期に当たり、学生定員は昭和61(1986)年度から、臨時増募として50名増加された。なお同年、いわゆる受験機会の複数化を目指した大学入試改革をめぐる問題が生じた。昭和61年4月3日、国立大学協会は、昭和62(1987)年度入試から国立大学の入学試験を2期に分け、旧帝大である国立7大学も2グループに分けて、受験生にA日程・B日程の2度の受験機会を与えることを骨子とする入試改革案を発表した。これに対し、法学部では4月16日、龍田節法学部長より声明を発表、本来各大学・各学部が固有の決定手続を経て定めるべき入学者選抜の内容や方法が、単に国立大学相互間の連絡と協力を図ることを目的とする団体である国立大学協会によって、最終的に決定されたかのように発表されたことに疑問を提示し、またその実施に当たっては、各大学・各学部が慎重な意思決定手続を積み重ねる必要があり、昭和62年度の実施は到底不可能であるとして、その延期を求め、またこれが強行された場合には京大全体の理解を得て独自の入学試験実施を行う、とする考えを示した。結局、法学部では昭和62(1987)年度には分割入試の方式をとることに決し、昭和62年3月には定員400名のうち150名をA日程で、250名をB日程で募集した。法学部の問題提起と決定は多くの反響を呼び、一般にも活発な議論が展開された。法学部の基本的な視点は、

第4章 大学院法学研究科・法学部

わが国程度に成熟した国においては、全国に複数の学術文化の中心が併存し、それぞれの大学が互いに競争して学問の進歩、文化の向上に寄与するという競争メカニズムがうまく作用するような施策をとることこそが必要であるのに、提案された入試制度では、人材の適正な配分を妨げ、バランスのとれた高等教育の発展を阻害して一極集中型の教育制度の形成を促すことになる、というものである(当時の川又良也学部長による)。のちには分離・分割方式の第2次試験を行う大学が主流となり、法学部もB日程入試実施を経て、平成2(1990)年度より分離・分割方式による選抜試験を実施している。

法学部は平成元(1989)年に創立90周年を迎え、平成2年11月には国立京都国際会館において創立90周年記念式典を挙行了。またその記念事業として法学部学術交流基金を設け、同年10月には矢口洪一最高裁判所長官(昭和18年卒)を迎え第1回学術交流基金講演会を開催した。

教官には、櫻田嘉章(国際私法)を北海道大学から、初宿正典(国法学)を本学教養部から、安藤仁介(国際法)を神戸大学から、野田宣雄(政治史)を本学教養部から、それぞれ教授として迎えた。また、川濱昇(経済法)、村中孝史(労働法)、山本克己(民事訴訟法)、岡村忠生(租税法)、洲崎博史(商法)、前田雅弘(商法)、山本敬三(民法)、塩見淳(刑法)、秋月謙吾(行政学)、伊藤孝夫(日本法制史)、中西寛(国際政治学)、唐渡晃弘(政治史)らが加わった。他方、昭和60(1985)年に溜池良夫、上柳克郎、中務俊昌、昭和61(1986)年に福島徳壽郎、昭和62年に野口名隆、昭和63(1988)年に道田信一郎、平成元年に片岡昇、上山安敏、平成2年に太寿堂鼎、平成3(1991)年に勝田吉太郎の各教授が停年退官を迎えた。法学部長は、奥田昌道(在任昭和58年4月～60年3月)、龍田節(在任昭和60年4月～62年3月)、川又良也(在任昭和62年4月～平成元年3月)、北川善太郎(在任平成元年4月～3年3月)が務めた。

第4項 大学院法学研究科・法学部(1992年～)

法学部においては、かねてより講座問題検討委員会において、講座拡充の

内容や方向について検討が重ねられてきた。他方、規制緩和の流れの中で大学設置基準のいわゆる自由化と大綱化が文部省によって推進され、各大学は、それぞれの個性に応じて研究と教育の充実を図っていく可能性が生じた。わが法学部でも、新しい方式で目的を達成することができるかどうか、独立専攻科方式を中心に検討していた。平成2(1990)年には、文部省高等教育局大学課から国立大学法学部に委託された「国立大学法学部における法学政治学の研究教育を推進する」ための研究会に基づいて「法学政治学に関する懇親会」が持たれており(例えば、同年7月16日於東京大学)、他の国立大学法学部とも意見交換を行っていた。こうした背景の下に、平成3(1991)年2月14日の教授会において、講座問題検討委員会の報告に基づいて審議を行い、また3月15日に行われた教官懇談会においては、当時「二階建て」と称されていた東大法学部型の大学院重点化の長所・短所を比較分析した。こうして3月20日の教授会において、活発な意見交換とともに、これまで重ねられた審議の内容を生かしながら、わが法学部においても大学院重点化へ踏み出すことが決定された。

同平成3年4月、学部長職が北川善太郎から佐藤幸治(在任平成3年4月～5年3月)に引き継がれる中、さらに再編改組への作業が進められた。4月4日の教授会においては、博士講座を大学院大講座に改組するという3月27日教授会決定の「基本方針」の具体的な進め方について審議、その結果、さらに引き続いて、①大学院入試制度、②カリキュラム、③講座、④客員ポスト・外国人任用、等の問題を検討し、また⑤大学院大講座化を必要とするに至った事情調査(社会的需要の調査、および学生を対象とした関連調査)を推進し、早急に結論を出す必要があるとして、これらの事項に関係する制度委員会・教科委員会・大学院問題検討委員会・講座問題検討委員会の4委員会に付託して集中的に審議することとした。4月5日にはこれら4委員会の合同委員会を開催し、それぞれの委員会に幹事を置き、概算要求書作成に当たって随時相談するために、これら幹事と学部長・両評議員・前学部長とで構成する幹事会を設置、また合同委員会の中に4つの小委員会を設け、随時委員

第4章 大学院法学研究科・法学部

以外の教官も参加して、調査・検討を進めることになった。

こうした体制の下で進められた精力的な調査・検討の結果、①教官の予算定員110名に平成4(1992)年度要求の国際機構講座の教授定員1名を加えた111名全員を、大学院大講座教官に振り替え、学部組織は大学科目制に変更し、大学院教官が兼担するものとする、②修士課程の学生定員を現行の76名から90名に増員し、そのうち40名を「専修コース」とし、さらにその2分の1約20名は社会人(職業人)の受け入れ枠とすること、③「総合法政分析」大講座を設置し、5専攻分野のほかに、外国人を含む客員ポスト3を純増で要求すること、が方向として打ち出され、4月18日の教授会で了承された。そして、5月28日開催の大学院審議会において本学部要求の「大学院改組」が了承された。このように、大学院大講座化という根本的な改組再編が比較的短期間のうちに成案を得ることができたのは、学部・大学院の研究、教育体制のあり方について、かねてから様々なかたちでの検討の蓄積があったこと、また各教官が積極的な意見交換と協力を行ったことの結果といえよう。

改組再編の骨子は以下のとおりである。

(1) 大学院大講座化

学部の講座(基本は小講座)を大学院大講座へと改組再編する。学部には40講座あるが、これを大学院4専攻(基礎法学、公法、民刑事法、政治学)の大講座20と「総合法政分析」大講座1とに改組再編する。これに伴い専攻分野の拡充と充員を促進する。

(2) 「総合法政分析」大講座の設置

この講座は、企業法務、裁判法務、公共政策、比較法政文化、法政治情報論という専攻分野を内容とするもので、学理・実務の相互交流を図りつつ先端的・横断的な研究教育を行う場とする。

(3) 専修コースの設置

従来の修士課程定員76名を90名に増員し、そのうち約50名は従来どおりの研究者養成中心に運用し、約40名を専修コースに当てる。専修コースは、法

学・政治学に関する基礎学力を持つ者、企業・官公庁・法曹等の実務経験者を対象に、法・政治に関する高度な専門的知識を修得させ、文化的・歴史的・国際的な広い視野を養い、情報収集・分析の技法や情報保護・規制システムの理解を深め、紛争の予防・解決、政策の形成・実施・評価などに必要な総合的な分析・判断能力を備えた政策分析のプロフェッショナルの養成・再教育をすることを目的とする。定員約40名のうち、一般選抜約20名、職業人選抜約20名とする。従来の大学院入試方法とは違った、専修コースの趣旨・目的にふさわしい入試方法をとる。専修コースの趣旨・目的にふさわしい講義(演習)を開講する。専修コースでは、本学の自由選択制の伝統を生かした教育方針をとり、専攻ごとの区分を厳密に行わず、専攻横断的な研究教育体制をとる。

(4) 学部における法学教育の改善

学部組織は大学科目制に改め、大学院所属の教官が兼務する。そして、学部教育については学年制を明確にし、基本科目を段階的・系統的に履修できるようにする。具体的には、1回生に、法学・政治学に関する基礎的専門科目を設け、また専門科目として外国書講読(英語)を1回生で行い、2回生からの本格的な専門科目履修の道案内とする。さらに、2・3回生配当科目(憲法、民法Ⅰ、刑法Ⅰ、国際機構)、4回生配当科目等も設ける。

文部省との交渉は多岐の論点にわたったが、法学部の考え方の基本について理解を得ることができた。学生定員についてはもう少し多くてもよいのではないかという意向も伝えられたが、確実なところから出発したいという法学部の希望が最終的には理解された。平成3(1991)年度末の政府の予算内示を経て、平成4(1992)年1月から3月にかけては、専修コースの募集、入学試験実施、合格者発表と慌ただしい日程が続いた。同コースの初年度の募集は期間が短く、また時期もずれこんだため懸念されたが、結果的には各層からの多くの応募者があり、平成4年4月には第1期の専修コース大学院生42名を迎え入れることができ、大学院教育への需要の大きさが裏付けられる結果となった。

第4章 大学院法学研究科・法学部

専修コース設置に伴い新たに40名(2年にわたれば80名)に及ぶ大学院生を迎えるに当たっては、物的施設の整備・事務機構の充実も緊急の課題であったが、従来教官室として使用していた部屋の大学院生用の部屋への改造や、助手ポスト等の積極的活用などの措置を通じて当面对処された。しかし特に建物等の環境整備については、文系4学部協議による長期計画立案と、その第一段階として平成5(1993)年度から4学部共同研究棟の建設とが開始されている。

専修コースでの講義(演習)科目の開講に際しては、非常勤講師も委嘱して充実を図ったが、特に、裁判官・弁護士等実務家との研究教育上の接触の場を創り出すために、最高裁判所の理解も得て、裁判法務の講義担当に土屋文昭裁判官を招き、また民事法では医事法に造詣の深い稲垣喬弁護士に講義担当を委嘱した。

さらに教官スタッフの充実では、平成4年度に東北大学から大嶽秀夫(政治過程論)、平成5(1993)年度に立教大学から高桑昭(国際取引法)、北海道大学から杉原高嶺(国際法)、九州大学から大石眞(立法学)、平成6(1994)年度には名古屋大学から伊藤之雄(日本政治外交史)を、それぞれ教授として迎えた。また土井真一(憲法)、中西康(国際私法)が加わった。他方、平成5年に阿部照哉、香西茂、平成6年に川又良也、中澤巷一が停年退官を迎えた。研究科長・学部長は、平成5年から鈴木茂嗣が務めている。

第2節 講座の発展

第1項 基礎法学

1. 法史学講座

法史学講座は、平成4(1992)年、学部の日本文法制史・西洋法制史・ローマ法の3講座を統合、大学院大講座に再編して構成されている。

日本法史は、明治40(1907)年に法制史講座として設置され、大正15(1926)年に日本法制史講座と改称、平成4年改組に伴い法史学大講座の専攻分野の1つとなって今日に至っている。

既に明治36(1903)年より、講師池辺義象(1861～1923)によって日本法制史講義は開始され、大正4(1915)年からは文科大学教授三浦周行(1871～1931)が講義を担当した。大正15(1926)年からは助教授牧健二(1892～1989)が本講座最初の専任担当者となり、昭和6(1931)年に教授昇任、昭和20(1945)年に及んだ。猪熊兼繁(1902～79)は、昭和21(1946)年専任講師、昭和22(1947)年教授に就任して講義を担当、昭和41(1966)年3月猪熊の退官後は、助教授中澤巷一(1930～)が講義を担当、昭和45(1970)年に教授に昇任し平成5(1993)年度に及んだ。中澤の退官後、平成6年度より助教授伊藤孝夫(1962～)が講義を担当している。

三浦周行の法制史の分野における業績は、『法制史の研究』(1919年)および『続法制史の研究』(1925年)にまとめられ、斯学において不朽の位置を占めている。明治初期、有職故実学の伝統から出発した日本法制史研究は、明治後期には実証的近代史学の方法論を導入し目ざましい発達を遂げたが、その研究手法には大別して、法学の研究方法を歴史的に应用する「法科風」

第4章 大学院法学研究科・法学部

と、法制史を一般史との関係において捉える「文科風」とがあったと指摘される。三浦は後者の学風の代表者とされるが、また両手法の調和を理想としていたともいえる。

牧健二は、まず武家法ことに初期封建制研究の分野に業績を残し、個々の史実の綿密な検証と中国・西欧との比較によって日本封建制の特質の位置付けを行った。『日本封建制度成立史』（1935年）はこの分野における古典的地位を占める著作である。また牧が、守護・地頭の性格をめぐって中田薫と、知行の性格をめぐって石井良助と展開した論争は、それぞれ学界に大きな影響を与え、その後の研究深化に寄与をなし、今日なおその学説史的意義を失わない。昭和10年代には日本固有の法理と体系との研究に意を注ぎ、また『日本法制史概論』（1935年）を著し、昭和20（1945）年退官後も、学界の重鎮として活躍、また『日本の原始国家』（1968年）を著すなど、研究の第一線に立ち続けた。

助教授小早川欣吾（1900～44）は、昭和19（1944）年人文科学研究所教授昇任の直後若くして世を去ったが、極めて精力的な研究を続け、広範な分野にわたって多大の業績を残した。『日本担保法史序説』（1933年）、『明治法制史論・公法之部』（1940年）、『明治法制叢考』正統（1944、1945年）、死後刊行された『近世民事訴訟制度の研究』（1957年）等は、その主要なものである。

猪熊兼繁は、有職故実に関する深い学殖を特色として、文化史・考古学等の知識と法制の発達を結び付け、独自の学風を築き上げた。律令服制を論じた『古代の服飾』（1962年）や『日本生活史』（1952年）は、その特色が最も鮮明に生かされた業績である。また日本原始法・古代法の領域においても随所に深い洞察を示し、『法史学』（1951年）、『法史学素描』（1955年）等の著書には、その独自の法史学の体系が提示されている。

中澤巷一は実証的で堅実な学風を示し、初期の律令変質期の法に関する研究から、律令研究さらに中世・近世・明治期の法に至るまで幅広い学殖を示す一方、基礎的史料集の編纂に辛苦を注いだ。成果の一部は、『近世法制史料集』全5巻（1973～77年）、『藩法史料集成』（1980年）などに結実している

が、これらは、三浦周行によって蒐集が着手され、牧健二に受け継がれその一部の刊行・紹介がなされた法学部所蔵法制史料を研究・分類し、校訂して刊行したものである。なお、中澤巷一と伊藤孝夫が共に執筆分担に加わった教科書『日本法制史』（1993年）がある。

東洋法制史は昭和16(1941)年より授業科目に加えられ、助教授小早川欣吾が担任した後、戦後は東洋法史として、昭和29(1954)年より大学院で、昭和33(1958)年より学部において、人文科学研究所教授森鹿三(1906～80)が講義を担任した。その後は中澤巷一らが担任した後、人文科学研究所教授梅原郁(1934～)が学部・大学院において講師を務めている。

西洋法史は、明治40(1907)年5月に設置された比較法制史講座が大正15(1926)年に西洋法制史講座と改称され、さらに平成4(1992)年4月法史学大講座に統合された。

開設当初の比較法制史は法理学教授仁保亀松により兼担されていたが、大正12(1923)年以降東京帝国大学教授中田薫が講師を委嘱された。西洋法制史と改称されてからは、英法教授宮本英雄、刑法教授瀧川幸辰、国法学教授森口繁治が各々分担し、昭和3(1928)年4月より昭和8(1933)年7月まで東北帝国大学教授栗生武夫(1890～1942)が講師を委嘱された。この後、昭和8年9月より昭和21(1946)年まで助教授(昭和15<1940>年より教授)西本穎(1904～82)がゲルマン法源史を中心とする講義をなした。昭和22(1947)年以降はローマ法の教授田中周友が兼担したが、昭和37(1962)年より助教授(昭和41<1966>年より教授)上山安敏(1924～)が担任し、法社会史的見地より西洋法制史を講義した(昭和60<1985>年以降は比較法を講義)。昭和59(1984)年9月河上倫逸(1945～)が西洋法制史講座担任教授となり、ロマニスティクの立場からのヨーロッパ法史を講義し、昭和60(1985)年4月より平成元(1989)年3月までは大学院において比較法史講義をも担当して、現在に至っている。

比較法制史を20年余りにわたって講義した仁保亀松は本来法理学を専攻していたが、比較法制史講義においては主として世界の古代法につき講述し、中田薫は日本法制史の学識を基礎とするローマ・ゲルマン両法の比較をなし

第4章 大学院法学研究科・法学部

た。その後、宮本・瀧川・森口の3教授は国別・事項別の法制史を提唱し、比較法制史の講座名は西洋法制史と改称されるに至った。栗生武夫は立法史・私法史に関する優れた業績を基礎として、改称された西洋法制史のための初の本格的講義を行った。

この栗生の学風を受け継ぎ、伝統的なゲルマン法制史を紹介し、法政策学への接近を図ったのが西本頼であった。『西洋法制史講義』（1936年）、『利息法史論』（1937年）、『ドイツ国民性展開の理論』（1944年）等、多数の著作がある。

第2次大戦後、西洋法制史講座を再建したのは上山安敏であるが、法制度の社会的背景の分析に力を入れた研究視角から多くの優れた業績をあげている。『ドイツ官僚制成立論』（1964年）、『法社会史』（1965年）、『憲法社会史』（1977年）、『ウェーバーとその社会』（1978年）、『神話と科学』（1984年）など、法学の枠を超えて隣接諸分野にも多大の影響を及ぼした著作が多い。

この後を受けた河上倫逸は、「ヨーロッパ法史」の視角から法の比較歴史社会学を構想する一方、法の古典理論の紹介（翻訳）にも注力している。『ドイツ市民思想と法理論』（1978年）、『法の文化社会史』（1989年）といった著書のほかに、エールリッヒ『法社会学の基礎理論』（1984年）、同『法律的論理』（1987年）、バツハオーフェン『母権論』（1991年～）、リーデル『解釈学と実践哲学』（1984年）、ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』（1985年）等、翻訳も数多い。

ローマ法講座は、明治32(1899)年の法科大学設置とともに設けられ、平成4(1992)年に法史学大講座に統合、現在に至っている。

明治32(1899)年に千賀鶴太郎(1857～1929)によって開講されたローマ法は、明治34(1901)年からは教授春木一郎(1870～1944)が担任したが、春木の東京帝国大学転出後、明治45(1912)年より再び千賀が担任、大正13(1924)年の停年退官後、なお講師として大正15(1926)年まで講義を行った。その後、春木が講師として、昭和4(1929)年まで講義を担当した後、助教授(昭和8<1933>年より教授)田中周友(1900～)によって講義が開始され、途中一時講義の中止

を見たが、昭和38(1963)年の停年退官まで担任した。その後、上山安敏が兼任した後、昭和40(1965)年より助教授(昭和48<1973>年より教授)柴田光藏(1937～)が担任して今日に及んでいる。

春木一郎が本学在職中に発表した論稿は33編に及び、まさしく本邦におけるローマ法研究の開拓者の名にふさわしい業績である。千賀鶴太郎は、未完に終わったが、「ユ帝欽定羅馬法学説彙纂」すなわち、ローマ法大全中の学説彙纂(Digesta)邦訳の先鞭をつけたことで特筆される。

田中周友は、わが国のそれまでのローマ法学の成果に学びつつ、その伝統的な私法偏重の傾向を脱却し、公法について、比較法史的方法を適用することにより新しい研究分野を開拓した。学位論文「古代庇護法史研究」(1944年)にまとめあげられた一連の論文のほか、ギリシア法史、法学史に関する論文があり、このほか、世界各国の法源を比較法的に追究、体系的に整序した『世界法史概説』(1950年)を公にしている。

柴田光藏は、古代地中海世界における裁判の本質を解明する研究からスタートし、この分野で『ローマ裁判制度研究』(1968年)を公にした。その後、『ローマ法フォーラム』Ⅰ～Ⅶ(1988～94年)において、ローマ法文化全般についての考察を明らかにしている。

2. 法理学講座

本講座は、法科大学開設と同時に設置が予定されていたが、実際にはその翌年の明治33(1900)年に設置され、以後昭和3(1928)年まで教授仁保亀松(1868～1943)が担任した。仁保は、その間民法・比較法制史なども兼任し、わが国の法体制が西欧法を継受して徐々に整備されてゆく中であって、広く東西の法思想・法制度と日本の固有法の比較研究をも踏まえ、法概念・法源・法の進化・法理念・法の効力など、法の基礎理論の確立に努めるとともに、応用法理学として社会的政治的諸問題への自己の法理論の適用も積極的に試み、わが国における法理学発展のための一礎石を築いた。著書として『国民法制通論』全2巻(1928、1929年)があるほか、法の基礎理論や応用法理

学に関する多数の論文があり、民法典編纂にも関与した。

昭和3(1928)年仁保の退官後は、助教授恒藤恭(1888～1967)が経済学部から転じて本講座を担当し、翌昭和4(1929)年教授となり、一時国際公法も兼担したが、昭和8(1933)年京大事件のためひとたび本学を去った。恒藤は、歴史法学派の研究から始めたが、『批判的法律哲学の研究』(1921年)、『法律の生命』(1927年)、『価値と文化現象』(1927年)などの新カント主義的法哲学の精密な紹介および基本的にこの学派に共鳴する立場からの諸著作を公にし、わが国の法哲学の基盤確立に努めるとともに、『国際法及び国際問題』(1922年)、『社会と意志』(1924年)、『羅馬法に於ける慣習法の歴史及び理論』(1924年)など多くの著作を刊行した。その後、さらにヘーゲル、ディルタイをはじめ他の諸学派の批判的摂取と総合によって独自の立場の構築に努め、それが『法の基本問題』(1939年)、『法的人格者の理論』(1939年)などとなって結実した。恒藤の法理学的思索を貫いているものは、人間的・社会的・歴史的なものに対する透徹した哲学的思惟に基づいて、法の世界に即しながら、人間の実践的・主体的活動の真実の姿を究明しようとする態度であり、法学だけでなく社会科学・哲学全般に影響を及ぼした。

昭和8(1933)年恒藤が去った後、名誉教授仁保、講師(東北帝国大学教授)広浜嘉雄(1891～1960)、助教授加藤新平(1912～)により法理学の講義が行われていたが、昭和21(1946)年前教授恒藤が復帰、以後昭和24(1949)年まで本講座を担当した。恒藤の戦後の活動は、憲法問題にも力を注ぐなど(『憲法問題』1964年)、多岐にわたっているが、日本学士院会員、大阪市立大学学長、日本法哲学会理事長などを務め、昭和41(1966)年に文化功労者として表彰された。恒藤が諸著作や後進の指導を通して、わが国の法哲学界に及ぼした貢献には極めて大きいものがある。恒藤の法理学の領域における主要論文は、彼の没後、『法の本質』(1968年)、『哲学と法学』『法の精神』『法と道德』(いずれも1969年)として公刊された。

講師加古祐二郎(1905～37)は、在職中、マルクス主義的法理学に関する先駆的業績をあげたが、恒藤と共に京大事件で辞職し、夭折した。彼の主要論

文は『理論法学の諸問題』（1948年）——後に『近代法の基礎構造』（1964年）として公開された。

昭和25(1950)年以後、昭和50(1975)年まで教授加藤新平が本講座を担当した。加藤は、カント、ヘーゲルなどの古典や各時代の新しい学派の丹念な検討を通して、それらを批判的に摂取しつつ、それぞれの時代が解決を訴えている原理的問題に徹底的な分析を加えるという態度を一貫してとり、わが国の法哲学界の進展と方向付けにおいて貴重な貢献をしてきた。社会的精神的激変期における加藤の研究に一段落をつけた『国家権力の正統性』（1960年）、『法学的世界観』（1960年）は、この分野における研究に一時期を画するものであった。以後、その独自の哲学観に基づく法哲学の体系化のための基礎的作業として、「法の目的」「新カント学派」「価値相対主義」「法の概念規定についての若干の論理学的方法的考察」などの精緻な論稿を公にし、それらの集大成として『法哲学概論』（1976年）が公開された。本書は、世界観・人生観構想への関心と間主観的な理解・論議・批判可能性との統合を目指す「健全な思弁」によって、綿密な学説史的考察を織りまぜながら、法哲学の学問的性格と基本的問題について系統的に論じており、代表的な体系書として高い評価を得ている。日本法哲学会理事長、日本学士院会員などを務め、現在に至るまで、その諸著作や後進の育成を通して、法哲学界において指導的な役割を果たしている。

昭和50(1975)年加藤の退官後は、助教授田中成明(1942～)が本講座を担当し、昭和53(1978)年教授となり、現在まで本講座を担当している。田中は、裁判による政策形成など権利・正義実現を目指す法実践と関連付けて現代法理学の原理的諸問題を考察することに関心を示し、『裁判をめぐる法と政治』（1979年）などを公にした。その後、J.ロールズ以降の規範的正義論や実践的議論の基礎理論の研究を踏まえて、法動態への相互主体的視座の確立を目指して基礎理論的研究に努め、対話的合理性の法的制度化としての法システムの理解、普遍主義型法と自治型法、管理型法という法の3類型モデルなどを提示するとともに、日本の法状況の分析や改革へのその適用も試みてい

る。主な著作として『現代法理論』（1984年）、『現代日本法の構図』（1987年）、『法的空間：強制と合意の狭間で』（1993年）などがあり、平成5（1993）年から日本法哲学会理事長を務めている。

3. 法社会学講座

昭和51(1976)年に設置された。当初は、民法講座の担任であり、かつ法社会学にも造詣の深かった磯村哲教授が1年間担当した。磯村教授の法社会学分野の業績としては『社会法学の展開と構造』（1975年）がある。

翌昭和52(1977)年に、助教授棚瀬孝雄(1943～)が採用され(昭和57<1982>年より教授)、以降今日に至るまで引き続き担任している。棚瀬教授は、アメリカ社会学の方法論をいち早く日本に持ち込んだ1人であり、裁判論、弁護士論の分野で大きな業績がある。この面での著書としては、『本人訴訟の審理構造』（1983年）、『現代社会と弁護士』（1987年）、『紛争と裁判の法社会学』（1992年）などがある。その後、法理論の研究に重点が移り、『法の行動科学』（1994年）、『現代法社会学入門』（1994年）、『現代の不法行為法』（1994年）などの編著の中にそれらの成果が出ている。

またこの間、多くの大学院生がこの法社会学講座で学び、全国の大学に研究者として就職している。まだ全国的に見て法社会学を専攻する研究者の数はそれほど多くなく、この京都大学の法社会学講座はその面でも学界の中で中心的な役割を果たしている。

4. 外国法講座

明治32(1899)年7月、法科大学が開設されたとき、英吉利法講座、仏蘭西法講座、独逸法講座が設置された。明治42(1909)年5月には、英吉利法、仏蘭西法、独逸法それぞれに第2講座が設置された。これが京都大学法学部に引き継がれた。講座の名称は、イギリス法、フランス法、ドイツ法となった。昭和33(1958)年には、イギリス法、ドイツ法、フランス法それぞれの第2講座が、労働法、刑事学、政治学史の講座に振り替えられた。昭和41

(1966)年には、イギリス法講座が英米法講座と改称された。昭和44(1969)年には、新たにソビエト法講座が設置された。この段階で、英米法、フランス法、ドイツ法、ソビエト法の4つの講座があった。

昭和57(1982)年、ドイツ法とフランス法の2つの講座の教官定員などをもとにして比較法大講座が設置された。ここで、ドイツ法とフランス法の2つの講座は、比較法講座の専攻分野となった。また、昭和58(1983)年、英米法とソビエト法の2つの講座の教官定員などをもとにして、大講座として現代外国法講座が設置された。ここで、英米法とソビエト法の2つの講座は、現代外国法講座の専攻分野となった。

平成4(1992)年、法学部を学科目とし、大学院法学研究科に講座を設置するという法学部と大学院法学研究科の機構改革が行われた。この改革に際して、大学院法学研究科に大講座として外国法講座が設置された。外国法講座の専攻分野として、英米法、フランス法、ドイツ法、ソビエト法がある。

現在の外国法講座またはその前身であった講座を担当した教授はこれまで4名いる。宮本英雄(1880~1973)は、大正10(1921)年に、英吉利法講座を最初に担任する教授となった。宮本は、著書『英法研究』(1924年)をはじめ多数のイギリス法研究の成果である論文を発表し、わが国におけるイギリス法の研究を指導した。宮本は昭和8(1933)年に、京大事件に当たり法学部長として収拾に当たった後辞職した。昭和37(1962)年に、道田信一郎(1924~88)が、イギリス法講座を担当する教授となった。道田は、当初、アメリカ憲法や刑事法、イギリス契約法史の研究を進めていたが、アメリカ商取引法をはじめとする様々な分野を研究対象とし、アメリカ法研究を指導した。広範な研究の成果は、著書『アメリカ商取引法と日本民商法』Ⅰ・Ⅱ(R.ブラウカーと共著、1960、1961年)、『日米商事法の実際』(1961年)、『対米貿易売買法』(1962年)、『アメリカのビジネスと法』(1964年)、『独占への審判』(1980年)、『わなと裁判』(1983年)、『男女雇用の平等』(1984年)、『契約社会』(1987年)のほか多数の論文に表れている。道田は、あわせて国際取引法という分野で研究を進めた。昭和55(1980)年に、京都大学法学部に国際取引法講座が設置

第4章 大学院法学研究科・法学部

されると、その講座を担当した。木南敦(1956～)は、平成4(1992)年に外国法講座を担当する教授となり、外国法講座の専攻分野のうち英米法を担当する。木南は、アメリカ商取引法とアメリカ憲法を主として研究を進めてきた。前者では流通証券法、有価証券の譲渡と担保権設定など、後者では合衆国の司法権と連邦制などに関して研究の成果を論文として発表してきた。論文として、「アメリカ法における銀行による小切手取立と偽造の処理」1、2、3(『法学論叢』108巻2、3、4号)や「合衆国憲法における州の主権免除の理論について」(『法学論叢』127巻2号)がある。

昭和43(1968)年、乾(中山)研一(1927～)が、ソビエト法講座を担当する教授となり、昭和57(1982)年に退職するまで同講座を担当した。乾は、ソビエトと東ヨーロッパ諸国という往時の社会主義諸国の刑事法理論を中心に研究を進めた。乾の研究成果は、その著書『ソヴェト刑法』(1958年)、『ソビエト法概論・刑法』(1966年)、『増補ソビエト刑法』(1972年)、『ポーランドの法と社会』(1978年)のほか、多数の論文等がある。

第2項 公 法

1. 憲法講座

憲法講座は、明治32(1899)年法科大学開設と同時に設けられ、教授井上密(1867～1916)がこれを担任した。井上の代表的著作としては『大日本帝国憲法講義』があるが、当時の憲法学界において多くの支持者を見出しつつあった国家法人説を排して天皇主権説を主張した。井上は大正2(1913)年に休職となってからも、大正4(1915)年8月まで講師として憲法を講じている。

大正4年、国法学講座担任の教授市村光恵(1875～1928)が憲法講座を兼担し、大正8年以後担任となり、昭和2(1927)年京都市長就任のために大学を去るまで憲法を講じた。市村の代表的著作として『憲法要論』(1904年)、『帝国憲法』(1915年、改訂1923年)等があり、ドイツの法実証主義的方法と国家法人説に依拠しつつ憲法の立憲主義的解釈を追究し、当時の憲法学界に重

きをなした。

昭和2(1927)年市村の退官後、行政法講座担任であった教授佐々木惣一(1878～1965)が憲法講座を兼担し、京大事件を契機に昭和8(1933)年退官するまで憲法を講じた。同年行政法講座担任の教授渡辺宗太郎(1893～1983)が、次いで昭和10(1935)年、政治学講座担任の教授黒田覚(1900～90)が、憲法講座を兼担した。昭和15(1940)年以降憲法講座は、黒田および助教授大西芳雄(1909～75)によって分担されたが、昭和18(1943)年より教授大西がこれを担任した。敗戦、そして新憲法定立への動きが顕著になる昭和21(1946)年4月佐々木が法学部講師に迎えられ、憲法を講じた。

佐々木は純粋な法解釈学としての憲法学を構築することを最大の課題とし、戦前には『日本憲法要論』(1930年)、戦後には『日本国憲法論』(1949年、改訂1952年)の代表作をはじめとして、『立憲非立憲』(1918年)、『普通選挙』(1920年)、『我が国憲法の独自性』(1943年)、『憲法学論文選』1～3(1956、1957年)等多くの業績を残した。『日本憲法要論』の序文に、「夫レー国憲法ノ解釈ハ極メテ平静ナル態度ニ於テ為サルルコトヲ要ス。平静ノ態度ハ即チ学術的ノ態度ナリ。是レ憲法解釈上ノ問題起ルヤ先ヅ其ノ学術的ナルベキコトノ要求セラルル所以ナリ」の一節があるが、ここに佐々木の学問的態度が如実に示されており、佐々木は様々な時代環境の中にも終生変わることなくこの態度を貫き、わが国における法解釈学としての憲法学の確立発展に尽くした功績は甚大である。佐々木の憲法学は、自由法学派と称せられる東京大学的美濃部達吉と対比して、論理法学派として特色づけられることがあるが、このような対比の当否はともかくとして、佐々木は、この美濃部と並んで、わが国における近代的法律学としての憲法学の確立者ということができよう。佐々木はまた、こうした学問的態度を可能ならしめる研究教育環境の整備にも関心を向け、学問の自由、大学の自治の確立に最大の努力を傾注し、沢柳事件(1913～14年)や京大事件(1933年)はそうした過程で生じた出来事であった。佐々木は昭和27(1952)年に文化勲章を受章している。

渡辺は、その主要な研究対象である行政法学の成果を活かし緻密な憲法解

第4章 大学院法学研究科・法学部

釈論を展開し、戦後は日本国憲法に関する『日本国憲法要論〔全訂〕』（1957年）等を著している。黒田は、純粋法学の研究から出発してドイツの憲法諸理論を検討し、その研究成果を通じて得られた憲法論的国家学的基礎理論を背景に、日本憲法の特殊的性格を明らかにしようとした。著書として、『ウイン学派の法律学とその諸問題』（1927年）、『日本憲法論』上下（1937、1939年）、『国防国家の理論』（1941年）等がある。

大西は、概念法学、法実証主義に対する批判的見地に立って、実定法の基礎にあるものに関心を向け、比較法的研究等を通じて、憲法の根底にある原理や憲法上の諸制度の理論的・機能的基盤を究明しようとした。『常設委員会制度』（1939年）や『国家と法律学』（1943年）はその成果であるが、戦後は『憲法要論』（1964年）をはじめ多くの論文を発表し、それらは『憲法の基礎理論』（1975年）と『憲法と行政訴訟』（1977年）に収められている。大西は、後述する国法学講座担任の教授森口繁治（1890～1940）に師事して研究に携わり、佐々木に代表される京大公法学の学風とは異なる、もう1つの学風を象徴している。

昭和25（1950）年からは、昭和22（1947）年国法学講座担任の教授に迎えられていた大石義雄（1903～91）が憲法講座を担当した。大石は、佐々木に師事して研究に携わり、戦前において『公論統治原理』（1937年）や『国民投票制度の研究』（1939年）等を著していたが、日本国憲法について『憲法原論』（1954年）、『日本国憲法の原理』（1957年）等をはじめ多くの業績を残した。大石は、『憲法原論』の序文において、「憲法は、時の政治勢力や社会勢力の如何にかかわらず、客観的に存在する国家の根本法であることをはっきり認識する」必要を強調しているが、佐々木の学風を継承し、論理的客観主義の立場に立とうとする態度を明確にしている。ただ、佐々木にあっては、あくまで憲法典に内在する固有の論理と価値構造の解明を憲法学の至上の課題としようとするのに対し、大石にあっては、憲法典を日本という国の歴史的視座の中に置き、ある（あるべき）人間の社会生活に奉仕すべき法の手段的役割を重視する傾向が強い。そのこととも関係して、大石は憲法政策論にも強い関心

を寄せ、日本国憲法改正の必要を強調し、その概要は『憲法改正の根本問題』（1964年）に示されている。

昭和41(1966)年大石の停年退官後、助教授阿部照哉(1929～)が憲法を講じ、昭和43(1968)年に教授に昇任して憲法講座を担任した。阿部は、日本国憲法の「平等原則」の適用問題に早くから関心を持ち、「法の下での平等」（芦部信喜編『憲法Ⅱ 人権(1)』1978年）や『平等の権利』（共著、1984年）等多くの著書論文を発表してこの分野における第一人者としての地位を築いたが、同時に、助手時代以来一貫してドイツの憲法および憲法学に深い関心を寄せ、ヴァイマル憲法下や現行の基本法下の裁判所論や基本権論等にかかわる諸問題について多数の論文を発表し、それら業績の主なもの収めて『基本的人権の法理』（1976年）を公にしている。その他、阿部は、「環境権」や「私人間における人権の効力」等憲法上の様々な問題に関する業績を発表する一方、K.レーヴェンシュタイン『現代憲法論』（共訳、新訂1986年）、C.シュミット『憲法論』（共訳、1974年）、K.ヘッセ『西ドイツ憲法綱要』（共訳、1983年）をはじめとする多くの翻訳書を公刊し、さらに憲法の教科書・資料集等の編集者としても数多くの業績を残し、戦後の憲法学の発展に大きく寄与した。『憲法』（1982年）は、阿部の幅広い研究の成果を凝集し、その学風を示す、日本国憲法に関する解釈書である。

憲法専攻の助教授佐藤幸治(1937～)は、昭和50(1975)年に教授に昇任して後述の国法学講座を担任したが、後に、阿部と佐藤は隔年交替で憲法と国法学を講じた。佐藤は、現代国家における司法権のあり方や違憲審査制にまつわる法理論的・技術的問題に早くから関心を持ち、多くの論文を発表したが、『憲法訴訟と司法権』（1984年）と『現代国家と司法権』（1988年）は、そうした研究を踏まえて佐藤の憲法に関する基本的な考え方を示したものである。佐藤はまた、表現の自由・情報公開制論、プライバシーの権利（自己情報コントロール権）論、人格的自律権（自己決定権）論、部分社会論等に関心を寄せ、「プライバシーの権利（その公法的側面）の憲法論的考察」1、2（『法学論叢』86巻5号、87巻6号）、「表現の自由」「集会・結社の自由」（前掲

第4章 大学院法学研究科・法学部

芦部編『憲法Ⅱ 人権(1)』、「憲法学において『自己決定権』をいうことの意味」(『法哲学会年報』1989年)等多数の論文を発表している。佐藤はこうした研究を背景に、日本国憲法について、人格的自律権を核とする解釈体系の構築に努め、『憲法』(1981年、新版1990年)はそのような観点から書かれたものである。他に、『注釈日本国憲法』上下(共著、1984、1988年)、『ファンダメンタル憲法』(共著、1994年)等がある。

国法学講座は、明治32(1899)年法科大学開設と同時に設置され、教授井上密が兼担した。明治42(1909)年からは教授市村光恵が、大正12(1923)年からは教授森口繁治(1890～1940)が、昭和9(1934)年からは教授臈谷峻嶺(1897～1965)が、それぞれ担当した。

森口は、国法学講座担任教授として終始し、『近世民主政治論』(1920年)、『立憲主義と議会政治』(1924年)、『比例代表法の研究』(1925年)、『憲政の原理と其の運用』(1929年)、『憲法学原理総論』(1933年)等々多くの業績を残した。森口は、綿密な比較法的検討を通じて、法現象の基礎にある原理を探究し政策論的視点も加味しつつあるべき国法像を描こうとし、そうした学風は大西芳雄等に引き継がれていることを既に見た。

臈谷は、国法学をもって狭義の国法すなわち憲法を対象とする学と捉え、憲法的構造を研究する憲法構造学と憲法的構造の基礎理論を研究する憲法原理学とに分け、前者はさらに憲法比較学、憲法解釈学および憲法史学に分かれることなどを説いたといわれる。

昭和21(1946)年に至り、一時、講義科目名は「国家論」に改められ、昭和21年に教授大西芳雄が、昭和22(1947)年には教授大石義雄が、それぞれ担当した。しかし、昭和23(1948)年以後は再び国法学となり、引き続き大石が担当し、昭和33(1958)年からは助教授宮田豊(1924～)が担当した。大西の主な国法学的業績に『常設委員会制度』、大石の主な業績に『国民投票制度の研究』等があることは既に言及したが、大石にはさらに『国法学序説』(1953年)がある。国家法人説を否認した井上、フランス公法学の影響下に立つ森口に対して、他の諸教授は、伝統的にドイツ国法学の影響の下に、国法の学

たる一般憲法学ないし憲法原理学として国法学を攻究し、次第に比較憲法原理学的傾向を強めるところとなった。そうした傾向の中であって、宮田は、国家の動態的機能を勘案しつつ、主としてその静態的構造の比較的・歴史的な分析を目指し、「国家概念論序説」（『法学論叢』57巻4号）、「『憲法』の語」（『法学論叢』86巻5号）等の諸論文とともに、『国法学』（共著、1961年）や『日本国法学』（1976年）を著している。宮田はまた、憲法・国法学に関する膨大な資料の収集整理に努め、その一端は『憲法資料集』（共編、1966年）等に表示されている。

国法学の講義は宮田の後を継いで佐藤が担当し、さらにその後、前述のように阿部と佐藤が隔年交替で講じたが、昭和63(1988)年、国法学講座の担当責任教授として初宿正典(1947～)が迎えられ、平成元(1989)年より国法学を講じた。初宿は、「抵抗権」論の研究から出発して「抵抗権論の史的考察序説」1、2（『法学論叢』94巻1号、95巻2号）をはじめ多くの論文を発表するとともに、主としてドイツ近代憲法史に関する広くかつ深い研究から得た比較憲法的知見を基礎としつつ憲法および国法学の諸問題について研究を進めている。「フーゴー・プロイスとヴァイマル憲法構想」（宮田光雄編『ヴァイマル共和国の政治思想』1988年）、「ケルン時代のカール・シュミット」（『法学論叢』132巻1・2・3号）、「ボン基本法における〈執行権〉の概念についての若干の覚え書き」（『法学論叢』132巻4・5・6号）、「ドイツ」（阿部照哉編『比較憲法入門』1994年）、『ドイツ憲法学』（共編、1994年）等のドイツ憲法研究、『基本的人権の歴史』（共著、1979年）、『人権宣言論争』（編訳書、1981年）、『人権の現代的諸相』（共編、1990年）等の人権研究、『基本判例憲法25講』（1989年）、「日本国憲法における『国会』の意味」（『法学論叢』133巻6号）等の日本国憲法研究がある。その他、M. クリーレ『平和・自由・正義』（1989年）をはじめC. シュミットにかかわる数多くの翻訳書を公にし、ドイツ憲法研究の先導的役割を果たしている。

平成4(1992)年、法学部は従来の講座(基本は小講座)を大学院大講座へと改組再編を図り、従来の40講座は大学院4専攻(基礎法学、公法、民刑事法、

第4章 大学院法学研究科・法学部

政治学)20の大講座と「総合法政分析」という専攻横断的な1つの大講座に編成替えされた。それに伴い、従来の憲法・国法学の講座は「憲法」大講座に編入されて、その中の専攻分野としての憲法・国法学となり、その際、さらなる専攻分野として新たに立法学が設けられ、結局、「憲法」大講座は、憲法、国法学、立法学の3専攻分野によって構成されることになった。各専攻分野はそれぞれの担当教授が責任を持つが、「憲法」大講座は担当教授の協力の下に運営される。

立法学という専攻分野が設けられたのは、従来の憲法・国法学において最も重要な研究教育の課題の1つでありながら、最も欠如していたのは立法手続(過程)論・代表論・選挙制度論等であるという自覚に基づくものであった。こうして平成4(1992)年新たな専攻分野として立法学が設けられるとともに、その担当責任教授として大石眞(1951-)が迎えられた。議院手続を中心とする議会法の研究は諸外国では豊富な蓄積があるところであるが、わが国では以前から、特に議院実務家の間で、研究の少なさが指摘されてきた。大石の『議院自律権の構造』(1988年)、『議院法制定史の研究』(1990年)、『日本立法資料全集3 議院法』(1991年)はそうした要望に応え、日本議会法研究の礎を築くものである。その他、大石には立法・議会に関するものとして、「立法と権限分配の原理」1、2(『法学』42巻4号、43巻1号)、「公布再考」(『國學院法学』17巻3号)、「もう一つの憲法変遷?——半直接制から半代表制へ」(新正幸・鈴木法日児編『憲法制定と変動の法理』1991年)等があり、日本憲法史に関するものとして、「井上の憲法私案について」(『國學院法学』19巻2号)、「憲法附属法としての公文式」(梧陰文庫研究会編『明治国家の形成と井上毅』1992年)等がある。さらに、大石は、国家・宗教関係についても、「フランスにおける宗教団体とその紛争処理」(佐藤幸治・木下毅編『現代国家と宗教団体』1992年)、「いわゆるセクトをめぐる法律問題」(1)~(3)(『法政研究』58巻1号、59巻1、2号)等多くの業績をあげている。

同じく平成4年、憲法専攻の助教授に土井真一(1966-)が就任した。土井は、日本国憲法における基本的人権保障の意義と司法審査制の基本理念につ

いて、憲法制定権力論や法の支配の原理と関連付けながら研究を進めており、「憲法解釈における憲法制定者意思の意義——幸福追求権解釈への予備的考察をかねて」(1)～(4)、『法学論叢』131巻1、3、5、6号)や「H. Kelsen の根本規範論に関する覚書」(『法学論叢』132巻1・2・3号)を公にしている。前者の論文は、憲法典は問題に対する解答を示すものであると同時に、それ自体が後の世代に対してなされた1つの問題設定であるとの理解に立って、人権保障における経験的思惟の重要性を説くもので、今後の憲法解釈論の展開が期待される。

2. 行政法講座

行政法講座は、明治32(1899)年法科大学の創立と同時に設置され、明治45(1912)年には、行政法第1講座および行政法第2講座が設けられた。その後、昭和43(1968)年には、社会保障法講座が設置されたが、平成4(1992)年の改革(大学院大講座化)により、これらの講座を合わせて行政法大講座がつくられた。

行政法講座の初代担任教授は、教授織田萬(1868～1945)である。織田は、明治32(1899)年から明治44(1911)年まで行政法講座を担任するとともに、明治45(1912)年から大正12(1923)年まで行政法第1講座を担任した。この間教授井上密および教授市村光恵は、明治44(1911)年から大正元(1912)年まで、行政法講座を分担した。

次に、教授佐々木惣一(1878～1965)は大正2(1913)年から昭和2(1927)年まで行政法第2講座を、昭和2(1927)年から昭和8(1933)年まで、すなわち京大事件により退官するまで、行政法第1講座を担任した。この昭和2年から昭和8年までの間行政法第2講座を担任したのは、教授渡辺宗太郎(1893～1983)である。渡辺は、佐々木退官後の昭和8年から昭和20(1945)年までは、行政法第1および第2講座を担任した。

戦後、教授須貝脩一(1911～)は、昭和22(1947)年に行政法第2講座を担任、昭和23(1948)年から昭和48(1973)年までは行政法第1講座を担任した。他

第4章 大学院法学研究科・法学部

方、行政法第2講座は、教授杉村敏正(1918～)が昭和29(1954)年から昭和52(1977)年まで担任した。

その後しばらく、両講座とも担任教授が欠けていた時期があったが、昭和58(1983)年より教授芝池義一(1945～)が行政法第1講座を、平成2(1990)年より教授岡村周一(1948～)が行政法第2講座をそれぞれ担任し、平成4(1992)年の改革(大学院大講座化)以降は、両教授が行政法大講座を担任している。

なお、昭和40(1965)年から助教授園部逸夫(1929～)が社会保障法の講義を行っていた。園部は、昭和45(1970)年3月に退官して司法界に入り、現在は、最高裁判所の裁判官として活躍している。

織田は、本学行政法講座の初代の担当者であるとともに、わが国の行政法学の創始者の1人であって、公法としての行政法の体系化に顕著な業績を残した。フランス行政法学を基調とした織田の自由主義的な学風はその著書『日本行政法論』(1895年)、『行政法講義』(1910年)などの根底をなした。また、台湾旧慣調査会の事業に参加した際の著書として明治末期より大正初期にかけての、『清国行政法』『漢文清国行政法汎論』『漢文清国行政法分論』がある。織田は、大正10(1921)年、常設国際司法裁判所の裁判官に当選し、大正12(1923)年に行政法第1講座担任を免じられたが(昭和5(1930)年退官)、その後も、“Principes de droit administratif du Japon”(1925)、『日本行政法原論』(1934年)などを著した。

井上および市村は、憲法および国法学を専攻したが、行政法学に関する業績も少なくない。例えば、井上には、「公法私法ノ區別ニ就テ」(『京都法学会雑誌』1巻4号)、「普魯西亜ニ於ケル行政改革」(『京都法学会雑誌』5巻12号、6巻3号)があり、市村には、『行政法原理』(1911年)がある。

佐々木は、別に述べたように、昭和8(1933)年の京大事件など、学問の自由、大学の自治の確立のために格段の功績を残したが、行政法学に関しても、大正初期以降のわが国の行政法学の泰斗であって、その論理的・実証主義的な行政法学は、東京大学教授美濃部達吉の学説とともに、明治憲法下の

日本行政法の自由主義的な把握として、学界・実務界に大きな影響を与えた。佐々木の行政法に関する業績としては、『日本行政法原論』（1910年）、『日本行政法論・総論』（1914年）、『日本行政法論・各論』（1922年）、『官吏ノ不法行為ニ因ル国家ノ責任ヲ論ズ』（1904年）、『警察法概論』（1940年）、『日本国行政一般法論』（1）（1952年）などがある。その多くは明治憲法下の行政法を研究対象とするものであったが、現在もなお不朽の著作として光彩をはなっている。

渡辺は、その透徹した分析力と論理構成力をもって、戦前・戦後の行政法学界に指導的な役割を果たした。渡辺の業績は枚挙にいとまがないほど多く、例えば、戦前には『日本行政法』上下（1935、1936年）、『地方自治の本質』（1935年）、『土地収用法論』（1936年）、『行政法に於ける全体と個人』（1940年）などがあり、戦後には、『日本国行政法要論』上下（1949、1950年）などがある。

助教授山岡龍次（1904～32）は、在職中、行政法および社会法の研究に従事した。その業績として『救護法と失業保険』（1933年）がある。

須貝は、その広い視野と鋭い洞察により、新憲法の下における新しい行政法理論の究明に力を注いでいる。また、須貝は、新たな独立した一法律分科としての税法学を唱え、その租税債務関係理論の研究は高く評価されている。彼の行政法に関する主要な業績には、『行政法総論』1（1964年）、「公企業の特許」（『法学論叢』66巻6号）、「米国行政法に関する一考察」（『法学論叢』70巻5号）、「行政事件訴訟法に関する一考察」（『法学論叢』73巻3号）、「法律と命令」（『法学論叢』75巻5号）、「内閣総理大臣の異議」（『法学論叢』80巻4号）、「憲法と社会保障」（『法学論叢』89巻4号）、「法治国の政治的成本」（『法学論叢』93巻4、5号）などがある。

杉村は、行政法を憲法原理の見地から再構成することに力を注ぎ、特に法の支配の理論、行政手続法論、地方自治法論などについて業績をあげている。わが国の行政法学の大きな課題である民主主義的な行政法理論の形成・確立のために果たしてきた役割は大きなものがある。彼の主要な著書には、

『防衛法』（1958年）、『全訂行政法講義総論』上（1969年）、『法の支配と行政法』（1970年）、『憲法と行政法』（1972年）、『行政手続法』（1973年）、『続・法の支配と行政法』（1991年）がある。

園部は、特に行政行為と行政手続および社会保障の分野における新しい行政法理論の研究に従事した。彼の在職中の業績として『行政手続の法理』（1969年）、『現代行政法の展望』（1969年）があり、その後も、『現代行政と行政訴訟』（1987年）、『裁判行政法講話』（1988年）、『オンブズマン法』（1989年）などの著作を公刊している。

芝池は、行政裁量、計画行政法、行政手続法などを中心に研究を進め、「行政決定における考慮事項」（『法学論叢』116巻1～6号）、「大規模プロジェクトと計画法」（『公法研究』53号）、「行政決定と第三者利益の考慮」（『法学論叢』132巻1・2・3号）、「行政手続における文書開示」（『法学論叢』134巻1号）、「『行政手続法』の検討」（『公法研究』56号）などの論文を公表している。また、著作として、『行政法総論講義』（1992年）がある。

岡村は、イギリス法を比較検討の対象として、行政訴訟法、都市計画法などの研究を行っており、「イギリスにおける司法審査申請の排他性」（『法学論叢』118巻1号～127巻5号）、「イギリスにおける計画許可に関する『関連考慮事項』」（『法学論叢』120巻4・5・6号）、「イギリス行政訴訟における仮の救済」（『法学論叢』126巻4・5・6号）、「行政訴訟改革」（『公法研究』52号）、「イギリスにおける計画協定」（『法学論叢』130巻3号）などの論文がある。

3. 租税法講座

租税法講座は、第2次世界大戦後の新しい要請に応えるために、東京大学と並んで、昭和26（1951）年に設置され、教授須貝脩一（1911～）の担任により開講された。須貝は昭和44（1969）年度まで、租税法講座を行政法第1または第2講座と兼担した。教授清永敬次（1931～）は、昭和45（1970）年度から租税法講座を担当している。平成4（1992）年の改組により、法学研究科において、国際税法の授業が、清永によって始められた。

須貝は、新憲法の下における税法学の独立を唱え、これを一法律分科として確立した。税法分野での業績には『税法総論』I(1964年)、『租税債務関係理論とその展開』(1968年)、「税法学の誕生」(『税法学』201号)などがある。特に、租税債務関係理論は、税法学に新たな法律学としての地位を与えた研究として、高く評価され続けている。

清永は、租税回避論および実質主義の研究を進めると同時に、給与所得課税をはじめとする租税実体法、手続法理論を大きく発展させ、学界を指導してきた。その主な業績として、『税法』(1973年)、「税法における同族会社の行為計算の否認」(『法学論叢』72巻1・2号)、「税法における実質主義について」(『法学論叢』78巻3・4号)、「隠れた利益処分と租税回避」(『日本税法学会創立30周年記念祝賀税法論文集』)、「基地会社とAO四二条(租税回避否認認定)」(『法学論叢』116巻1～6号)、「給与所得を巡る課税上の法律関係」(『シュトイエル』300号)などがある。

助教授岡村忠生(1957～)は、国際課税における移転価格税制を対象に研究を開始したが、法人・個人所得課税の基礎理論にも取り組んでいる。業績として、「関連法人グループと内国歳入法典482条」(『税法学』404号以下)、「無利息貸付課税に関する一考察」(『法学論叢』121巻3号以下)、「国際課税とインテグレーション」(『法学論叢』132巻1・2・3号)、「譲渡所得課税における取得費について」(『法学論叢』135巻1号以下)などがある。

4. 国際法講座

国際公法講座は明治32(1899)年、法科大学開設と同時に設置され、教授千賀鶴太郎(1857～1929)がこれを担当した。大正3(1914)年に第2講座が増設されて、国際私法担任の跡部定次郎(1872～1938)が兼担するところとなった。昭和2(1927)年からは千賀の後を受けて、政治史担任の教授末広重雄(1874～1946)が第1講座を兼担した。また、昭和7(1932)年には法理学担任の教授恒藤恭(1888～1967)が第2講座を兼担している。昭和10(1935)年に至り、東北帝国大学教授の田岡良一(1898～1985)が講師を委嘱されて講義を開

始し、昭和15(1940)年に本学教授に就任して両講座を担当することになった。翌昭和16(1941)年から助教授田畑茂二郎(1911～、昭和20<1945>年教授に昇任)が講義を分担し、以後20年間、国際法の講義は田岡、田畑両教授によって行われた。昭和35(1960)年に田岡が退官した後、翌昭和36(1961)年からは、国際法第1部を田畑が、国際法第2部を助教授太寿堂鼎(1926～)が担任し、別に国際機構の講義を助教授香西茂(1929～)が行った(両助教授は昭和41<1966>年、共に教授に昇任した)。昭和49(1974)年に田畑が退官した後は、太寿堂と香西が交互に国際法第1部と国際法第2部の講義を担当した。また昭和59(1984)年には、岡山大学助教授位田隆一(1948～)が本学助教授に就任し(昭和61<1986>年、教授に昇任)、平成元(1989)年以後、香西に代わって国際機構の講義を担当して、今日に至っている。なお、平成4(1992)年、かねてから提出されていた国際機構講座増設の要求が認められ、国際法大講座の一専攻分野となった。平成2(1990)年に太寿堂が退官後、神戸大学教授の安藤仁介(1935～)が本学教授に就任して、香西と交互に国際法第1部、国際法第2部の講義を担当した。さらに平成5(1993)年に香西が退官した後は、北海道大学教授の杉原高嶺(1941～)が本学教授に就任して、安藤と交互に国際法第1部、国際法第2部の講義を担当して、今日に及んでいる。

千賀は、10余年間にわたるドイツ留学の成果に基づき、ヨーロッパ国際法学の精髓の十分な理解の上に立って、簡潔明快な国際法の論述を行った。その学風は、主著『国際法要義』(1909年)によく表れている。

田岡は、綿密な歴史的考証と理論的分析を基礎とする実証的方法論をわが国国際法学界に導入し、画期的な業績をあげた。その研究態度を一言にしていえば、国際法規を、国際法の本質、国際社会の基本的性格に照らして法理論的・歴史的に考察するとともに、国際社会の現実に基づいて、その適正な妥当の根拠を明らかにする点にあるといえよう。田岡の学問の体系化は、既に第2次大戦前、『国際法学大綱』上下(1934、1939年)においてなされていたが、戦後は『国際法講義』上(1955年)および『国際法』Ⅲ(法律学全集、1959年)に、それぞれ引き継がれて、さらに発展せしめられた。特殊分野での代

表的著述としては、学位論文である『空襲と国際法』（1941年）のほか、『戦争法の基本問題』（1944年）、『国際連合憲章の研究』（1949年）、『永世中立と日本の安全保障』（1950年）、『国際法上の自衛権』（1963年）、『大津事件の再評価』（1976年、日本学士院賞を受賞）があり、これらを通じて彼の一貫した研究態度がうかがわれる。

田畑は、昭和21(1946)年に『国家平等概念の転換』を発表、国際法の基本原則の1つである国家平等原則の意義と機能を、近代国際法思想史の研究を通じ明らかにし、学界に新風を吹き込んだ。その後、『世界政府の思想』（1950年）、『国家主権と国際法』（1950年）、『人権と国際法』（1952年）、『国際法における承認の理論』（1955年）というふうに、国際法の基礎理論に関するモノグラフィーを次々に著し、その成果の上に立って、『国際法』上下(1955年)、『国際法』（岩波全書、1956年）、『国際法』I（法律学全集、1957年）の体系書を刊行した。また国際人権法の分野でも研究を発展させ、『国際化時代の人権問題』（1988年）を公表している。田畑の学風の特徴は、近代国際法の歴史的な性格を明確にするとともに、その現段階における妥当の様態を分析しようとする点にある。そして、国際法の歴史的・社会的本質の探究に先駆者的な活動を続ける一方、国際法のより具体的な諸問題にも実証的研究の手を広げており、後進の学徒に対する影響が極めて大きい。

太寿堂は、領域取得の原則である先占の歴史的研究から出発したが（『国際法上の先占について——その歴史的研究』『法学論叢』61巻2号）、その後、国家の裁判権免除や（『国際法における国家の裁判権免除』『法学論叢』68巻5・6号）、国内的救済原則（『国内的救済原則の適用の限界』『法学論叢』76巻1・2号）等、国際法の基本的理論について特に関心を示し、緻密な分析に基づく優れた業績を数多く発表している。

香西は、国有化の国際的効力の問題から始めたが（『外人財産の収用と国際法』『法学論叢』61巻3号）、その後、特に国際機構の研究に焦点をしぼり、国連軍を中心に、国連の平和維持活動に関する論考を集積して（『国連軍をめぐる『関係国の同意』の問題——スエズとコンゴの場合』『法学論叢』68巻5・6

第4章 大学院法学研究科・法学部

号、「国連の平和維持活動と経費の分担義務」『法学論叢』76巻1・2号)、その成果を『国連の平和維持活動』(1991年)にまとめ、この分野におけるわが国の権威として注目されている。

安藤は、外人財産の国有化に関する研究を皮切りに(「インドネシアにおけるオランダ系企業の国有化について」田岡・田畑編『外人資産の国有化と国際法』1964年)、一貫して国家責任の問題に取り組んでいるほか、「中・印国境紛争と国際法」「スエズ運河自由航行の保障」(『政法論集』1、2号)、「フォークランド(マルビナス)諸島の領有権紛争と国際法」(『国際法外交雑誌』83巻5号)など、領域法の分野でも見るべき成果を発表している。また研究会を組織し外務省の協力を得て、日本の国際法実行の収集・整理・分析を手掛け、『国家承認』(1983年)、『国交再開・政府承認』(1988年)、『領土』(1990年)等を公開している。安藤には“Surrender, Occupation, Private Property in International Law”(1991)など、英文の出版物もあり、最近では国際人権保障にかかわる論考をも公表して、その研究対象は幅広く、研究方法は着実かつ実証的である。

杉原は、国際司法裁判所の裁判の制度と機能の問題から研究を始め、昭和60(1985)年にその成果をまとめた『国際裁判の研究』を著した。その後も、「国際司法裁判所の司法機能の積極性と消極性」(『国際法外交雑誌』85巻2号)、「国際司法裁判の地位と機能」(広部・田中編『国際法と国内法』1991年)などの論文や個別事件の研究の発表を通して、この分野におけるわが国研究の第一人者と目される活動を続けている。これとは別に、海洋法の研究にも関心を寄せ、「海峡通航の制度的展開」(山本・杉原編『海洋法の歴史と展望』1986年)、また近代海洋法が欧米の国内判例を通して形成された側面が少なくないことに着目した『海洋法と通航権』(1990年)を公にするなど、海洋法の歴史的展開を跡づけている。杉原の研究は、このように裁判判例の丹念な分析を踏まえた、実証性を特色としている。

位田は、UNCTAD(国連貿易開発会議)の研究(「国際経済機構における実質的平等の主張——国連貿易開発会議の成立」『法学論叢』96巻3号、97巻3号)を手

始めに、「実質的平等」の観点から開発の国際法の理論的体系化を目指した一連の論文を発表してきた。また法源論(「ソフトローとは何か」『法学論叢』117巻5、6号)、比例性(「最近の海の境界画定紛争における比例性概念」『法学論叢』124巻5、6号)、自衛概念(「国際法における自衛概念」『法学論叢』126巻4・5・6号)と研究対象を広げる一方で、当初から国際機構の機能に興味を持ち続けており、国際連合の活動の研究(「国際連合と国家主権」『国際法外交雑誌』90巻4号)にも力を割いている。位田の基本的視座は国際社会の変容に対する法の適応にあり、その特徴はフランス的思考を取り込んだ独自の研究方法であって、仏文による論文発表をも試みている。

第3項 民刑事法

1. 民事法講座

明治32(1899)年法科大学開設と同時に民法3講座が設置されたが、当初は3講座が、教授巖谷孫蔵(1867～1918)、教授岡松参太郎(1871～1921)によって担任された。次いで、明治34(1901)年第3講座が教授仁保亀松(法理学)により分担され、明治35(1902)年より教授岡村司(1866～1922)の担任するところとなった。明治40(1907)年に民法第4講座が設置され、4講座は岡村のほか、教授中島玉吉(1875～1960)、教授石坂音四郎(1877～1917)の担任・分担となった。大正4(1915)年に教授石坂が東京帝国大学に転出した後、中島玉吉、講師岡村司(大正4年に教授退官)、教授曄道文芸(1884～1966)、大正6(1917)年より教授菅原眷二(1884～1965)、により民法講義が担当された。大正9(1920)年曄道、大正14(1925)年菅原が退官し、民法講座はここに、中島のほか、教授末川博(1892～1977)、教授宮本英雄(1880～1973)により担任・分担され、昭和5(1930)年以降は助教授近藤英吉(1901～40)が講義を分担した。昭和8(1933)年に末川が退官し、中島、近藤(昭和9<1934>年教授に昇任)のほか、新任の教授石田文次郎(1892～1979)、教授田島順(1894～1966)が各講座の担任となった。昭和10(1935)年中島が停年退官し、また昭和15(1940)

第4章 大学院法学研究科・法学部

年に近藤が死去した後、石田、田島のほか、助教授於保不二雄(1908～、昭和18<1943>年教授に昇任)により講義が分担され、終戦を迎えた。

石田(昭和21<1946>年)・田島(昭和18年)の両教授がそれぞれ退官の後、昭和21年より、民法講義は、於保のほか、助教授磯村哲(1914～)、講師末川博により担当された。なおその間、教授勝本正晃(1895～1993、初め東北大学教授と兼任)や講師中川善之助が講義の一部を分担した。昭和26(1951)年以後は、教授於保、助教授磯村(同年教授に昇任)、講師末川により講義が行われ、昭和28(1953)年、神戸大学より着任した教授林良平(1919～)が末川に代わった。そして、昭和39(1964)年からは、於保・磯村・林に加えて助教授奥田昌道(1932～、昭和45<1970>年教授に昇任)が、於保が退官した昭和46(1971)年からは、磯村・林・奥田に加えて教授北川善太郎(1932～)が、磯村が退官した昭和53(1978)年からは、林・奥田・北川に加えて教授前田達明(1940～)が、林が退官した昭和57(1982)年からは、奥田・北川・前田に加えて教授錦織成史(1945～)が、さらに、平成元(1989)年からは、奥田・北川・前田・錦織に加えて教授辻正美(1949～)が、民法第1部から第4部の講義を分担している。なお、その間、昭和49(1974)年と昭和53(1978)年には、講師太田武男(人文科学研究所教授)が民法第4部の講義を分担した。また、昭和51(1976)年から、民法第3部の講義を補完するものとして民法特別講義が開始され、民法担当の教授・助教授により、不法行為法を中心とした講義を行っている。

さて、法科大学開設は、わが民法典施行(明治31年)の翌年に当たり、初期には、岡松、中島、石坂らを代表として、ドイツ法学の摂取に努力が払われた。その成果は、わが民法学の形成に大きな貢献をした。

岡松は、『民法理由』上下(1896、1897年)ほか多数の著書論文を著し、わけでも代表作である『無過失損害賠償責任論』(1916年)は、論理的分析に精緻厳正を極め、今日なお高い学問的意義を有している。

中島は、詳細を極めた民法の注釈書である『民法釈義』巻之一総則篇・巻之二物権篇・巻之三債権総論・巻之四親族篇を著したのみならず、その戦前には例外的であった30年にわたる教授在職中の学術活動は、本学法学部の発

展に寄与するところ極めて大であった。

石坂は、その大著『日本民法債権総論』全6巻(1911~16年)における詳細精密な理論的考察をもって知られ、わが民法学史上不朽の業績を残している。また、その『改纂民法研究』上下(1920年)は同教授の死去後末弘厳太郎・雫本朗造等により上梓された論文集であるが、その価値はなお失われていない。このような精緻で厳正な理論構成を重んずる学風は、その後も歴代の教授に引き継がれた。

曄道は、こうした精緻で厳正な理論構成を重んずる学風を引き継ぎ、代表作『民法要論』第1巻(1920年)ほかの著書論文を著した。

菅原は、代表作『日本民法論総則』上(1922年)において、やはり精緻で厳正な理論構成を重んずる学風を示した。

さらに、若くして死去した近藤も、『相続法論』上下(1936、1938年)のほか、『註釈日本民法(総則・債権総論・契約法)』(1932、1934~36、1937年、いずれも共著)など多数の著作を通じて、理論的に徹底した法解釈論を展開している。

田島には、『民法一九二条の研究』(1933年)のほか多くの著作がある。

石田においては、ゲルマン法への深い造詣が『土地総有権史論』(1927年)に表れているほか、財産法に関する多数の著作がある。特に『財産法における動的理論』(1928年)は伝統の中であって、新しい視角の導入を図った労作である。

これらは伝統的な法学方法論に即したものであるが、その中にも、これとは異なる新しい法学の動きもいち早く受け止められている。既に、岡村の著した『民法と社会主義』(1913年)は、所有権概念の発展や労働契約の研究において斯界の注目を惹いた。末川は、ドイツ法学の流れに立ちつつも、概念法学的な方法論より脱し、現実の生ける法を解釈学に反映せしめる、一種の社会学的法学の方向を開拓している。その『権利侵害論』(1944年)は、新しい展開をわが国の不法行為論に与えた画期的な労作である。また、『物権法』(初版1940年、改訂版1956年)、『契約総論』(初版1932年、改訂版1958年)など多

数の著作に見られる平明な叙述に盛られた深い法理論は、高く評価されている。

於保は、財産管理権概念の確立とその体系化を試みた画期的な研究『財産管理権論序説』（1954年）、高水準の体系書である『民法総則講義』（1951年）、『物権法』上（1966年）、『債権総論』（初版1928年、新版1972年）、親子関係の本質を解明した『親子』（1950年）などの著書がある。個別論文では、時効制度の本質に関する「時効の援用及び時効利益の放棄」（『法曹時報』5巻7号）、物権法の基礎理論に関する「公示なき物権の本質」（『法学論叢』58巻3号）、「物権的請求権の本質」（『法学論叢』70巻2号）、「時効と登記」（『法学論叢』73巻5・6号）、「物権行為について」（石田文次郎先生還暦記念『私法学の諸問題』1、1955年）、「相続と登記」（『石田文次郎先生古稀記念論文集』1965年）などがある。於保の研究は、制度の発展史を視野に入れた上で、慎重な利益衡量を行いつつ精緻な解釈論を展開し、その理論構成においては民法の全体系との調和が周到に考慮されている点に特色がある。

磯村は、法解釈学に関して、戦前には、緻密な歴史的研究を踏まえた「不当利得に就いての一考察」（『法学論叢』45巻7号）を発表し、戦後には、「Impossibilium nulla obligatio 原則の形成とその批判理論 その一、独民法の『原始的不能』の学説史的背景」（石田文次郎先生還暦記念『私法学の諸問題』1、1955年）、「シカーネ禁止より客観的利益衡量への発展」（末川先生古稀記念『権利の濫用』上、1962年）、「動機錯誤と行為基礎——ドイツ錯誤論の発展」（『法学論叢』76巻3号、77巻1号、79巻1号）などを発表した。これらの諸論文は、ドイツ民法学について最高水準をゆく研究である。他面、同教授は、理論科学・歴史科学としての法学の確立に努めた。その成果として、M. ウェーバーやエールリツヒの法社会学の研究（『エールリツヒの法社会学』上下、1953年、はその代表作）、法思想史についての諸研究（「啓蒙期自然法理論の現代的意義」『法律時報』28巻4、6号）、「サウィニー研究序説」（『石田文次郎先生古稀記念論文集』1965年）などがある。さらに、わが国の法学史にも分析が及び、美濃部達吉・末弘厳太郎の法理論・法思想を中心に分析した「市

民法学」上中下(『日本近代法発達史』7・9・10巻、1959～61年)にその豊かな学殖が示されている。

林は、神戸大学時代には主として物権法の研究に従事し、「登記請求権について」(『神戸経済大学創立50周年記念論文集』法学編II)、「物権変動の対抗要件と物権の排他性」(『神戸法学』1巻2号)、『物権法』(1951年)などを発表している。京都大学に転じて後は、債権法の研究に関心が向けられ、「積極的契約侵害論とその展開」(『法学論叢』65巻4号、71巻2号)、「ドイツ民法第280条の履行不能概念」(『法学論叢』61巻4号)、「解除に際しての損害賠償算定の時期」(『民商法雑誌』31巻2号)などの諸論文のほか、『担保的機能からみた相殺と仮処分』(共著、1961年)、『債権総論』(共著、1978年)の研究などがある。同教授にあつては、法理論構成はもとより、緻密な利益衡量にも鋭い分析がなされ、判例を極めて多角的に分析することを提唱した。これまで、日本民法学界の主流であった客観主義に対して主観主義的解釈を主張し、社会学、経済学、心理学等に対する深い造詣が、その解釈理論の中に生かされている。

奥田には、19世紀ドイツ私法学においてヴィントシャイトによって樹立された「請求権」に関する詳細な研究である『請求権概念の生成と展開』(1979年)、債権総論の詳細な体系書としての『債権総論〔増補版〕』(1992年)の著書がある。個別論文としては、契約責任と不法行為責任の関係を研究する「物品運送契約における債務不履行責任と不法行為責任——ドイツの判例・学説を中心として」(『法学論叢』90巻4・5・6号)、「契約法と不法行為法の接点——契約責任と不法行為責任の関係および両義務の性質論を中心に」(『於保不二雄先生還暦記念民法学の基礎的課題』中、1974年)、「債務不履行と不法行為」(『民法講座4』1985年)、「安全配慮義務」(『石田喜久夫・西原道雄・高木多喜男先生還暦記念論文集(中)損害賠償法の課題と展望』1990年)、「契約責任と不法行為責任の関係(契約法規範と不法行為法規範の関係)——特に安全配慮義務の法的性質に関連して」(『谷口知平先生追悼論文集2 契約法』1993年)などがある。

北川は、博士論文『契約責任の研究』(1963年)で法史と比較法を基盤に債務不履行の新体系を構築した。ドイツ債権法改正案(1992年)を先取りした精緻で斬新な理論は法学界に多大の影響を与え、民法学に一時期を画した。次いで、『現代契約法』I・II(1973、1976年)ほかの契約研究は取引実務や品質保証等未踏の分野を開拓し、現実分析に基づく解釈論は深く浸透しその契約法モデルは中国の契約立法にも影響を及ぼした。日本法学の特質を学説継受という法発展類型を用いて論証した『日本法学の歴史と理論』(1968年)と“Rezeption und Fortbildung des europäischen Zivilrechts in Japan”(1970)は大きな反響と日本法への強い関心を呼び起こした。ハーバード、ワシントン、ミュンヘン、マールブルク大学の客員講義からは幾多の日本法専門家が輩出し、“Kitagawa, Doing Business in Japan”(全10巻、毎年改訂)は日本法の標準書として海外で定着している。『民法の理論と体系』(1987年)、情報科学との相互作用説を展開した法解釈システム論(1993年～)は法学に新境地を切り開いた。消費者、情報、コンピューターの複合法域研究では『消費者法のシステム』(1980年)、『コンピュータシステムと取引法』(1987年)、『技術革新と知的財産法制』(1992年)等を公開し、理論と実践で学界をリードしている。『民法講要』I～VI(1993年～)は、『レクチャー民法入門』(1988年)とともに段階的学習を提唱した新しい型の教科書である。北川は財団法人比較法研究センター理事長を務め(1981年より)、松永賞(1976年)、神戸賞(1980年)、シーボルト賞(1984年)、マールブルク大学名誉博士(法学、1989年)、ドイツ功労勲章一等十字章(1992年)を受けている。その還暦を祝して15カ国の友人、同僚、弟子が“Der Weg zum Japanischen Recht——Festschrift für Zentaro Kitagawa”(1992)をドイツで公開した。

前田は、法義務負担の根拠(帰責事由)の研究に従事し、「不法行為法についての一考察」(『法学論叢』81巻4号以下)において、故意責任は意思責任、過失責任は信頼責任であるという学説を提唱し、「不法行為法の構造」(『於保還暦』下、1976年)、「共同不法行為法論序説」(『法学論叢』99巻4号以下)において、主観的意意思責任と客観的過失責任を帰責論において展開した(『不法

行為帰責論』1978年)。その見解を判例研究において検証し(『判例不法行為法』1978年)、体系書を著し(『民法VI 2 不法行為法』1980年)、加えて理論的發展を行い(『不法行為法理論の展開』1984年)、さらに特殊問題にもメスを入れた(『愛と家庭と』1985年)。また、この帰責論を、債権総論においても展開し(『口述債権総論』1987年)、次いで、法義務負担の最重要要件たる法律行為論に研究を拡大している。また、民法全体の基礎的論点についても深い洞察を行っている(『民法随筆』1989年)。

錦織は、ドイツ不法行為法の研究から出発し、不法行為法を中心に債権法の基礎理論について、いくつかの領域を設定して研究を進めてきた。不法行為法においては、違法と過失、無過失責任の帰責根拠等に続いて、近年は、作為不法行為と不作为不法行為の競合する場合における帰責問題の研究を進めている。また、不法行為法と債権総論の交錯領域では、安全配慮義務の根拠についての検討作業を行い、判例および従来の有力学説に対する再検討を企図している。次に、不法行為から出発して医事法領域にも研究が広がり、ここでは事故類型の再検討を行い、帰責根拠から見た法発展の展望を考察した。さらに、要件と効果の関連を検討する視点から、医療事故における賠償減額の根拠の吟味に進んでいる。さらに、プライバシーの民事法上の保護を出発点にして、近時は人格権保護の法理の構築を目指して、医療情報にかかる法律問題の分析に従事している。

辻には、個別論文として、受託者の背信的処分の効力を比較史的に分析検討した「受託者の背信的処分の効力について」(1)～(4)(『法学論叢』103巻1号、104巻1、5号、106巻6号)、わが国の代理学説の発展史を分析検討した「代理」(『民法講座』1、1984年)、遺留分の算定方法に関する通説的見解に疑問を投じた「遺留分の算定方法について」(『法学論叢』110巻4・5・6号)、在外研究の成果である「西ドイツにおけるソフトウェア法の展開」(『日本工業所有権法学会年報』12号、1989年)、情報システムを活用した法学教育のあり方を探った「民事法学教育用情報システムについて」(『法学論叢』118巻3号)などがある。その他に、研究面では、近時、著作権法と不正競争防止法

を中心とした知的財産法制、遺言や遺留分制度を中心とした相続法制の研究に主力を注ぐ一方、自ら開発した大審院・最高裁の民事判例データベースを本学大型計算機センターを通して全国の研究者に公開するなど、情報化と高齢化を特色とする近未来社会を見据えた研究を進めている。

助教授山本敬三(1960～)は、「補充的契約解釈」(『法学論叢』119巻2、4号、120巻1、2、3号)を出発点として、契約規範の内容確定の方法論に関する研究を進めている。「一部無効の判断構造」(『法学論叢』127巻4、8号)は、その延長線上において、契約解釈と契約の無効判断が交錯する問題の方法論的構造を検討しようとしたものである。こうした問題の解決に当たっては、契約当事者の私的自治・契約自由をどのように位置付けるかが決定的な意味を持つ。「現代社会におけるリベラリズムと私的自治」(『法学論叢』133巻4・5号)は、このような問題関心から、憲法の私人間適用という憲法と民法の交錯問題を取り上げたものであり、リベラリズムの立場から憲法システムにおける私的自治・契約自由の意義を問い直そうとしている。

なお、助教授伴房次郎(1874～1956)には、京大在職中に「売主ノ不履行」(『内外論叢』4巻1号)等の論説があった。また、助教授吉岡正(1918～49)には「近代所有権概念の変遷について」(『法学論叢』48巻2号)があり、助手広瀬稔(1941～65)には「無因性理論についての一考察」(『法学論叢』77巻2号)があったが、共に若くして死去した。

2. 商事法講座

明治32(1899)年法科大学が開設された当時、商法関係の講座としては商法破産法講座(2講座)があった。大正7(1918)年、破産法について別に独立の1講座が設けられ、現在の商法講座(2講座)が確立された。さらに大正11(1922)年、新たに海法学講座が設けられ、従来商法講座の対象の一部とされていた海商法は、船舶・船員・航海に関するほかの諸法規とともに、この講座で取り扱われることになった。なお、海法学講座は昭和28(1953)年海法講座と改称された。

法科大学開設以来昭和10(1935)年頃までの間に、以上の諸講座は、高根義人・毛戸勝元・竹田省・烏賀陽然良・小栗栖国道の諸教授によって担任された。高根(1867~1930)は、明治33(1900)年から明治40(1907)年まで商法破産法講座を担当し、有価証券法の研究において令名があった。毛戸(1874~1945)は、明治38(1905)年から大正4(1915)年まで商法破産法講座を担当し、比較法学的方法による多くの業績を残したが、特に『統一手形法論』(1914年)が著名である。竹田(1880~1954)は、大正4(1915)年から昭和7(1932)年まで商法破産法講座ないし商法講座を担当し、『商法総論』(1912年、改訂増補1917年)、『商行為法』(1931年)、『商法総則』(1932年)などの著書および多数の論文・判例批評を公にした。その卓抜精緻な学説は学界に大きな影響を及ぼし、わが国商法学の確立は教授に負うところが極めて多い。烏賀陽(1876~1946)は大正8(1919)年から昭和11(1936)年まで商法講座および海法学講座を担当した。その著書・論文は商法全般にわたっているが、なかんずく『海商法論』(1936年)、『商法研究』第3巻・第4巻(1936年)などによって、海商法研究の発展に指導的な役割を果たした。小栗栖(1888~1931)は、大正13(1924)年から昭和4(1929)年まで商法講座を担当し、会社法および商行為法に関する注目すべき論文を発表した。

昭和11(1936)年に烏賀陽が停年退職した後、商法関係の講座は一時担任教授を欠いていたが、助教授大隅健一郎が昭和13(1938)年に、助教授大橋光雄が昭和16(1941)年に、助教授大森忠夫が昭和18(1943)年に、それぞれ教授に昇任し、教授陣容は著しく充実した。しかし、海法学講座担任の教授大橋は昭和18年に退職して在野法曹となり、その後は大隅、大森両教授が商法講座を担当し、大隅が海法学講座を兼任して、昭和20(1945)年に及んだ。

大橋(1906~93)は、比較法学的研究に対する関心が強く、手形法統一条約を中心に各国手形法の比較法的研究を試みた『新統一手形法論』上下(1932、1933年)、船荷証券統一条約の各国法による受容の仕方を検討した『海上物品運送法論』(1944年)は、それぞれの条約の研究に先鞭をつけた力作として定評がある。このほか大橋には、『船荷証券法及船舶担保法の研究』(1941

年)、『小切手法』(1935年)、『手形法』(1937年)、『有限会社法』(1940年)等の著書がある。

昭和21(1946)年より名誉教授竹田が講師として再び教壇に立ち、大隅、大森両教授と共に講義を担当した。そして、同年以降は、商法の講義を、第1部：総則・商行為・手形小切手、第2部：会社、第3部：保険・海商の3部に分けて行い、海法を独立の一講義科目としないようになった。昭和25(1950)年、講師竹田はその職を退き、代わって助教授上柳克郎が講義の一部を担当した。昭和28(1953)年には、再び講義科目の編成替えが行われ、商法の講義を第1部：総則・手形小切手、第2部：会社、第3部：商行為・保険・海商に分けるようになった。

名誉教授竹田は、昭和29(1954)年死去したが、遺稿『手形法小切手法』(1955年)は学界の最高水準を示す綿密な研究である。また、その主要な論文を集録した『商法の理論と解釈』が昭和34(1959)年に出版された。

昭和29年に上柳が教授となり、その後十数年にわたり大隅・大森・上柳3教授による講義が行われた(ただし、昭和36年上柳の外国出張中は、助教授川又良也が講義の一部を担当した)が、昭和41(1966)年9月大隅は、最高裁判所判事に就任するため辞任した。

大隅(1904～)は、なかんずく会社法とその隣接領域の研究に力を注いだ。綿密明快な論理と経済の実態についての深い洞察によって基礎付けられた大隅の学説は、数十年にわたりわが国における会社法研究の指導的役割を演じてきた。『株式会社法変遷論』(1953年、新版1987年)、『会社法論』(1938年)、『最新会社法概説』(1984年、新版1991年、3版1994年、今井宏との共著)など、多くの著作がある。とりわけ『会社法論』上(新版1980年、3版1991年、今井との共著)、『会社法論』中(新版1983年、3版1994年、今井との共著)、『会社法論』下II(1991年、今井との共著)は、大隅の幅広く奥深い研究を基礎に書かれた著作であり、わが国の会社法の最高水準の代表的体系書となっている。会社法に関する論文の数々は、『会社法の諸問題』(1956年、増補版1962年、新版1983年)に収録されている。

また大隅は、処女作『企業合同法の研究』（1935年）以来、常に新しい経済事象に深い関心を抱き、カルテル・トラスト・コンツェルン、証券取引、ノウハウおよび特許権などの法的規制について、先駆者的意義を有する幾多の研究を発表した。大隅の研究は、文字どおり商法の全域に及ぶものであり、『手形法小切手法講義』（1943年、改訂版1962年、新版1989年）、『注釈手形法・小切手法』（1977年、河本一郎との共著）、『商法総則』（1957年、新版1978年）、『商行為法』（1958年）などの著作がある。会社法も含め、商法全体に及ぶ論文は、『商法の諸問題』（1971年）、『商事法研究』上下（1992、1993年）に収められている。

大隅は、昭和41（1966）年9月に最高裁判所判事に就任し、昭和49（1974）年10月に退官するまで8年余り、その職にあり、その間極めて多くの民事・刑事・行政等の事件の裁判に関与した。これらの事件の裁判の中には、判例として最高裁判所判例集に登載されているものが少なくなく、商法関係のものだけでも数十件にのぼっている。これらの商事事件の判例は、解説とともに『私と商事判例』（1976年）に収められている。

『商事法六十年』（1988年）は、少年時代からの大隅の足跡を明らかにする、いわば大隅の「履歴書」とも称すべきものとなっている。大隅は、昭和60（1985）年、文化功労者として顕彰を受けたのに続き、平成5（1993）年、「会社法の領域での先駆者で、独占禁止法や証券取引法の分野でも開拓者的業績を残した」ことを理由として、文化勲章を受章した。

大隅の辞任後、その講義は助教授川又良也によって引き継がれた。川又は昭和41（1966）年11月に教授に昇任し、昭和47（1972）年に大森が停年退官するまでの間、大森・上柳・川又3教授による講義が行われた。

大森（1908～72）は、特に保険法の研究において著名である。保険法は従来専攻者が少なく研究が比較的遅れていた領域であったが、彼は多数の精緻な論稿を発表して、その研究を飛躍的に発展させた。なかんずく、損害保険契約の本質を損害填補を目的とする契約と見る従来の通説（客観主義・絶対主義）を批判し、損害保険契約における被保険利益は、射倖契約としての損害

保険契約が反公序良俗の行為に墮するのを防止するために、いわば政策的見地から要求される外面的前提要件にすぎないと見る、いわゆる主観主義・相対主義の立場を提唱し、この立場から保険契約法の多数の具体的問題を解明したことが、画期的な業績として学界に注目を集めることとなった。これら保険法に関する論文は、『保険契約の法的構造』(1952年)、『続保険契約の法的構造』(1956年)、『生命保険契約法の諸問題』(1958年、三宅一夫との共著)、『保険契約法の研究』(1969年)に収められている。また、『保険法』(1957年)は、この分野における最高の体系書としての評価を獲得したが、それは発表以来40年近くたった現在もなおまったく揺らいでいない。このほか、『手形法・小切手法講義』(1950年、新版1974年)、『逐条改正会社法解説』(1951年、大隅と共著)、『商法総則講義』(1962年、新版1964年)、『会社法講義』(1954年、新版1964年)等の著書がある。

昭和45(1970)年に助教授龍田節が教授に昇任し、昭和47(1972)年から大森に代わって商法講座を担任することとなった。この後、昭和59(1984)年まで、上柳・川又・龍田3教授による講義が行われた(ただし、昭和56年龍田の外国出張中は、助教授森本滋が講義の一部を担当した)。

上柳(1922～)は、手形法を中心として会社法の研究にも力を注いだ。その代表的論文は『会社法・手形法論集』(1980年)に収められている。上柳は、具体的・個別的問題についても「会社能力」「合併」(以上、『会社法・手形法論集』)等の優れた論文を多数発表しているが、それ以上にその研究の特徴をよく表しているのは、商事法の基礎理論に関する幾多の著作である。「手形債権の無因性」「手形の文言性」「有価証券の定義と特徴」「法人論研究序説」(以上、『会社法・手形法論集』)、「商的色彩論について」(『現代私法学の課題と検討』中、1982年)等の論文は、その代表作としてあげることができるが、これらは手形法・会社法さらには商法総論における種々の基本的概念について綿密かつ明晰に分析・検討したものであって、学界におけるその後の研究の発展に絶大な影響力を及ぼしている。また、経済法に対する関心も強く、「クレイトン法7条の運用について」「アメリカの再販売価格維持制度」

(以上、『会社法・手形法論集』)等の論文がある。このほか、『協同組合法』(1960年)は、この分野におけるわが国で初めての本格的な理論的研究といえるものであり、今なお代表的な体系書となっている。

川又(1931～)の研究領域は、有価証券法、海商法、さらに国際取引法および国際私法の広きにわたるが、とりわけ、海商法と涉外関係法の有機的関連性に着目して、取引法上の重要問題について多様な視点から幾多の論稿を発表した。その代表的著作として、「アメリカ法における双方過失による船舶の衝突」(『法学論叢』69巻5号)、「アメリカ法における運送品荷揚げ後の運送人の責任」(『法学論叢』72巻3号)、「船荷証券における裁判管轄約款」(『海法会誌』復刊9号)等がある。また、川又は国際私法学者としても令名があり、「我国裁判所における外国法の適用」(『法学論叢』62巻5号)は、国際私法の本質的問題を扱った力作として高い評価を得ている。さらに、川又の業績中特筆すべきは、米国法研究の重要性を認識し、これを研究において実践してきたことであり、その成果は商法・涉外関係法にかかる諸論説のほか、『平等と正義』総合研究アメリカ第4巻(1957年)等の編著者としての業績においても反映されている。

昭和58(1983)年に森本が教授に昇任し、昭和59(1984)年に上柳が比較法大講座を担当したのに伴い、上柳に代わって商法講座を担当することとなった(上柳は昭和60年に停年退官した)。その後、平成6(1994)年に川又が停年退官するまで、川又・龍田・森本の3教授が商法の講義を担当した(なお、平成6年は助教授洲崎博史が川又に代わり講義の一部を担当した)。

龍田(1933～)は、とりわけ会社法の研究に力を注いだ。その特徴は、卓抜した語学力と鋭い分析力を基礎とする比較法的研究手法であり、「株主の議決権の排除」(『法学論叢』64巻3号)、「株主総会における議決権ないし多数決の濫用」(『権利の濫用』中、1962年)「自己株式取得の規制類型」(『法学論叢』90巻4・5・6号)、「営業譲渡と株主総会決議」(『法学論叢』105巻3号)、「開示制度の目的と機能」(『法学論叢』110巻4・5・6号)をはじめとする論文の数々は会社法の全域をおおい、わが国の会社法研究の発展に絶大な寄与

第4章 大学院法学研究科・法学部

をした。明晰かつ斬新な体系で著された『会社法』（1989年、4版1994年）は、わが国の会社法の最高水準の代表的体系書となっている。また、龍田は証券取引法にも巨大な足跡を残し、「不実の開示と取締役の責任」（『法学論叢』74巻4号）、「株式会社の委任状制度」（『インベストメント』21巻1号）、「内部者取引の効果に関する立法論的考察」（『企業法の研究』1975年）をはじめとする多くの論文は証券取引法の全般に及び、わが国の証券取引法研究の基礎を確立した。その概要は「証券取引の法的規制」（『現代の経済構造と法』1975年）によって知ることができる。さらに、龍田には、“Securities Regulation in Japan”（1970），“Recent developments in Japanese corporation law”（in “Staat und Unternehmen aus der Sicht des Rechtes”, 1994）等の英文の著作も多数あり、海外における講義・講演を含め、その国境を越えた研究学術活動には定評がある。

森本（1946～）は、特に会社法に造詣が深い。「いわゆる法人格否認の法理の再検討」（『法学論叢』89巻3、4、5、6号）、「新株の発行と株主の地位」（『法学論叢』104巻2号）、「取締役の善管注意義務と忠実義務」（『民商法雑誌』81巻4号）、「企業結合」（『現代企業法講座』2、1985年）、「コーポレートガバナンスと商法改正」（『商法・経済法の諸問題』1994年）をはじめとする幾多の論文は、会社法の全体に及ぶ。また森本は、EC企業法の研究において指導的役割を果たし、EC会社法におけるその研究の成果は、『EC会社法の形成と展開』（1984年）にも著されている。『会社法』（1993年）は、会社法全域にわたる森本の幅広く奥深い造詣の上に成り立っており、緻密で明快な論理が展開された厚重的な体系書となっている。このほか、森本は証券取引法や金融監督法といった商法の隣接領域にも関心を持ち、「公開買付」（『証券取引法体系』1986年）、「生命保険相互会社の管理と商法改正」（『保険法の現代的課題』1993年）等の多数の論文がある。

以上2教授のほか、助教授洲崎博史（1959～）および助教授前田雅弘（1958～）が商法を専攻している。

洲崎は、「保険代位と利得禁止原則」（『法学論叢』129巻1、3号）、「ECに

における保険会社の計算書類規制について」(『法学論叢』134巻5・6号)等の保険契約法および保険監督法に関する多数の研究を発表している。このほか、会社法にも関心があり、「不公正な新株発行とその規制」(『民商法雑誌』94巻5、6号)等の論文がある。

前田は、「支配株式の譲渡と株式売却の機会均等」(『法学論叢』115巻4、6号)、「会社の管理運営と株主の自治」(『商法・経済法の諸問題』1994年)、「株主代表訴訟と和解」(『法学論叢』134巻5・6号)等、会社法について多くの論文を発表している。

3. 経済法講座

経済法講座は、平成4(1992)年の大学院改組を契機に設けられたもので、その歴史は極めて新しい。しかし、既に戦前より昭和16(1941)年から昭和19(1944)年まで、商法講座担任の教授大隅健一郎、同じく大橋光雄、非常勤講師実方正雄(大阪商科大学教授)らによって経済法の講義が行われていた。この時期の経済法の講義は主として戦時諸立法に関するものだったといわれる。戦前期の経済法の研究に関しては商法学における金字塔でもある大隅の『企業合同法の研究』(1935年)があげられる。

戦後、独占禁止法の制定は経済法のあり方を一変させた。大隅は独占禁止法制定の年にその背景にある英米法を明らかにした「英米コモンローにおける独占及び取引制限」(『法学論叢』53巻5・6号、54巻1・2号)を発表するとともに『独占禁止法注釈』(1947年、吉川大二郎と共著)を刊行しわが国独占禁止法解釈の基礎を築いた。また、昭和25、26(1950、1951)年には公正取引委員会の委嘱に基づき、特別講義として独占禁止法が大隅により開講され、独占禁止法の定着に貢献した。その後昭和45、46(1970、1971)年に商法講座担任の教授龍田節により独占禁止法特殊講義が開講され、昭和54(1979)年からは特別講義として独占禁止法と証券取引法が龍田により毎年開講されるようになった(ただし、昭和56年のみ証券取引法は開講されなかった)。平成元(1989)年から独占禁止法の講義は助教授川濱昇により行われている。ま

た、商法講座担任の教授上柳克郎、龍田、森本滋らは、独占禁止法および証券取引法に数多くの重要な論文を発表してきた。

現在、経済法を専攻しているものとして助教授川濱昇(1959～)がいる。川濱は「独禁法上の抱き合わせ規制」(『法学論叢』123巻1、2号)、「[法と経済学]と法解釈の関係について」(『民商法雑誌』108巻6号、109巻1、2、3号)など独禁法および経済法の基礎理論に関する多数の研究を公表してきた。このほか、「株式会社の支配争奪と取締役の行動の規制」(『民商法雑誌』95巻2、3、4号)等の会社法にかかわる研究も公表している。

4. 社会法講座

労働法の本格的発展は戦後のことであるが、既に戦前において、多少の断続はあったものの、社会法なる講義科目が設けられ(昭和15(1940)年厚生法、昭和20(1945)年労務統制法と改称)、労働法に関する講義が行われた。本講義は、昭和7(1932)年に教授末川博が行い、翌昭和8(1933)年末川の退官後一時中断したものの、昭和10(1935)年以降教授石田文次郎によって再開された。戦前のわが国では労働法が未発達であり、その研究も外国の制度・理論に関するものが中心で、労働法の講義もそれに沿った内容であった。両教授によるこの方面での研究成果として、末川の「新独乙における労働立法の趨勢」(『法学論叢』4巻6号)、『ソヴィエト・ロシアの民法と労働法』(1926年)、石田の「任用契約」(『法学』3巻1号)等がある。

戦後、労働法の本格的発展に伴い、その研究・教育も一層重要性を増した。そこで、昭和21(1946)年から、教授加藤新平により昭和16(1941)年以降中断していた社会法の講義が再開され、引き続き昭和23(1948)年後期からは、於保不二雄・磯村哲両教授によって労働法の講義が開始された。この講義は、翌昭和24(1949)年から昭和27(1952)年までの間は、講師恒藤武二(同志社大学教授)によって行われたが、昭和28(1953)年以降は教授片岡昇(1925～)が行った。片岡が平成元(1989)年に退官した後は、助教授村中孝史(1957～)が行っている。

加藤のこの分野での代表的論文としては、「社会法概念とその基本問題」(『法律文化』3巻10～12号合併号)、「労働の従属性」(『法学論叢』55巻5・6号)等をあげることができる。また、磯村は「社会法の性格」(『哲学研究』31巻第3冊、第9冊)を発表しており、両教授とも当時発展途上にあった社会法・労働法に関しその基礎的研究を行い、いずれも以後の労働法学の発展にとって貴重な貢献をなすものであった。

労働法講座は、昭和33(1958)年にイギリス法第2講座を改称して初めて設けられた。開設後最初に本講座を担当したのは、昭和37(1962)年に教授に昇任した片岡である。片岡は、当時いまだ一法律分野として確立していなかった労働法の独自性と現代法秩序におけるその位置付けを明らかにするととの観点から、労働法の体系的理論化に取り組んだ。そのための基礎的作業として労働法理論の歴史的発展を検討した『英国労働法理論史』(1956年)および団結法理と労働契約法理の基礎理論を検討した『団結と労働契約の研究』(1959年)は、労働法学の基本的成果として今なお重要な意義を有する。また、労働法学の方法論を取り扱った『現代労働法の理論』(1967年)をはじめ、『使用者の争議対抗行為』(1969年)、『労働法の基礎理論』(1969年)、『労働組合法の争点』(1971年)、『現代資本主義と労働法の動態』(1977年)等の著作は、いずれも労働法学の発展に大きく寄与するものであった。比較的最近の著作である『現代労働法の展開』(1983年)および『労働協約論』(1984年)は、近時の労使関係をめぐる状況変化を法理論にいかに関与させるかという困難な課題に取り組むものであり、片岡のかような問題意識は、昭和49(1974)年に初版が出版された『労働法』1・2のその後の改訂過程にも表れている。

平成4(1992)年の機構改革に伴い、従来の労働法講座は社会法大講座の一専攻となった。昭和63(1988)年に助教授となった村中はこの講座の労働法専攻助教授であり、学部講義とともに平成6(1994)年からは大学院において社会法の講義を行っている。村中は主に労働契約論に関する研究を進めており、「西ドイツにおける解雇制限規制の史的展開」(『法学論叢』114巻6号、

115巻2号)、「労働契約と労働条件」(『民商法雑誌』97巻6号、98巻1、2号)等の研究成果を発表している。

5. 民事手続法講座

現在の民事手続法大講座は、平成4(1992)年に従前の民事訴訟法講座を改組してできたものであるが、その前身の1つである民事訴訟法講座は明治32(1899)年法科大学創立とともに設置され、翌明治33(1900)年から教授仁井田益太郎(1868～1945)により担当された。当時は実務家が招かれて民事訴訟法を講ずるのが常であって、仁井田の本学部における講義はわが国において民事訴訟法が専攻学者により講義された最初である。仁井田の東京帝国大学への転出(明治41<1908>年)後は、教授雫本朗造(1876～1922)が本講座を担当した。雫本は訴権論、当事者適格論、訴訟行為論、証明責任論などの分野において、当時ドイツの新しい訴訟法理論を吸収し、今日のわが国民民事訴訟法学の基礎を確立した最大の功労者である。雫本の業績の一部は、その他界後、『民事訴訟法論文集』(1928年)、『民事訴訟法の諸問題』(1955年)として編纂され、現在なお影響を与え続けている。この雫本の偉業は教授山田正三(1882～1949)によって受け継がれたのであるが、大正15(1926)年の民事訴訟法典の全面改正に当たり、山田が『日本民事訴訟法概論』上(1940年)など数巻の体系書を著して、新法解釈の指針を示した功績は大きい。

他方、破産法講座は当初「商法破産法二講座」として設置され、仁井田・雫本両教授がこれを分担したが、大正7(1918)年に商法講座より独立した。しばらく山田が本講座を担当した後、教授井上直三郎(1888～1933)がこれを担当し、独創的な学風で斯界に知られた。その主要な業績は、他界後に論文集『訴訟・破産の基本問題』(1971年)として公刊されているほか、大正11(1922)年制定にかかる現行破産法を扱う体系書『破産法綱要』第1巻(初版1925年、増訂3版1927年)はその後の破産法学の展開に大きな影響を与え、今日もなお引用が絶えない。井上の没後、本講座を併任で担当した神戸商業大学教授斎藤常三郎(1878～1951)は破産法の比較法制研究の業績で著名であ

る。なお、井上・斎藤両教授はまた民事訴訟法講座をも分担したことがある。斎藤の退官(昭和13年)後は助教授小野木常(1909～91)が本講座を分担した。小野木は、ドイツ法学の成果を吸収しつつ、民事手続法の幅広い分野で活躍したことで知られ、その主要な業績としては論文集『破産理論の研究』(1938年)、論文集『和議制度の研究』(1941年)、論文集『訴権論序説』(1959年)などをあげることができる。

山田の停年退官(昭和18(1943)年)、教授小野木常の大阪大学への転出(昭和25(1950)年)後、教授中田淳一(1908～71)および教授中務俊昌(1922～90)が両講座を担当した。倒産法の分野においては、中田は基礎理論のみならず、個別的分野についても、綿密精緻な理論的追究の下に、体系書『破産法・和議法』(1959年)を著した。民事訴訟法の分野においても、中田は論文集『訴訟と仲裁の法理』(1953年)、教科書『民事訴訟法講義』上(1964年)、その他界後に編纂された論文集『訴と判決の法理』(1972年)、判例研究集『民事訴訟法判例研究』(1972年)に収録された諸論稿を通じて、従前の民事訴訟法理論の一応の集大成に大きく寄与した。とりわけ、昭和30年代以降わが国においても多くの主張者を見出した新訴訟物理論に対しては、終始批判的であったことは注目に値する。また、中田がわが国において研究の遅れている仲裁手続にも早くから関心を向けていたことも忘れてはならない。さらには、中田は、民事訴訟法学会理事長として、海外の研究者との交流の促進にも努力した。

中務の研究は、「当事者の確定」(『民事訴訟法講座』第1巻)、「『唯一の証拠方法』と民事訴訟における証拠調の範囲」(『法学論叢』60巻1・2号)、「準備手続拡充の可能性」(『法学論叢』73巻2号、75巻4号)、「債権取立命令に基づく取立と執行の停止」(『民事訴訟雑誌』12号)、「西独における *Vis attractiva concursus* 論の再生について」(『法学論叢』88巻1・2・3号)等多数の論文によって示されるように、民事手続法のあらゆる方面にわたっている。その成果の上に立って著された「民事訴訟の動向」(『現代法』第5巻)は、わが国の民事訴訟制度と民事訴訟法学の発展を広い視野から分析し、将

第4章 大学院法学研究科・法学部

来の方向に示唆を与えたものとして高い評価を受けている。また、中務は、翻訳活動においても多大な業績を残しており、とりわけ、共同執筆にかかる「西独民事訴訟における訴訟費用扶助法」(『民商法雑誌』89巻3、4、5、6号、90巻1、2号)は、訴訟救助、訴訟費用援助という、現代における民事司法制度の重要課題の研究に先鞭をつけた、先駆的な業績である。

中田が在職中に他界した後、両講座は中務と並んで教授谷口安平(1934～)が担当したが、谷口は、民事訴訟法の分野において、アメリカ法研究を中心とする比較法的研究に関心を持ち、「比較法的に見た訴訟上の和解」(『法学論叢』70巻6号)、「多数当事者紛争とデュー・プロセス」(『法学論叢』78巻5号)、「会社訴訟のための手続構造」(『民商法雑誌』55巻5号、56巻1、2、3号)などを発表するとともに、「判決効の拡張と当事者適格」(中田淳一先生還暦記念『民事訴訟の理論』下)、「手続的正義」(『基本法学』第8巻)などの論稿や教科書『口述民事訴訟法』(1987年)を通じて、わが国の民事訴訟法学において手続保障の観念が市民権を得るに当たって大きな寄与をなした。それ以外にも、各種の倒産手続を包括的に扱う倒産法学の樹立に当たっても、谷口は多大な功績を残し、その体系書『倒産処理法』(初版1976年、第2版1980年)はこの分野におけるモニュメンタルな意義を有する業績である。また、谷口は、中田の衣鉢を継ぎ、仲裁法の分野でも重要な業績を残しているほか、その堪能な語学力を生かして、日本法に関する知識の海外における普及に努めており、20本を超える欧文論文を発表している。なお、谷口は平成4(1992)年より3年間、民事訴訟法学会の理事長を務めた。

中務の退官(昭和60<1985>年)後、前記のように大講座への移行が行われたが、現在、民事手続法大講座には谷口のほか、助教授山本克己(1959～)が所属している。山本は「民事訴訟におけるいわゆる“Rechtsgespräch”について」(『法学論叢』119巻1、3、5号、120巻1号)、「外国法の探査・適用に伴う民事手続法上の諸問題」(『法学論叢』130巻1号)、「消費者信用取引と民事裁判手続」(『金融法研究・資料編』9号)などの論稿を発表し、民事訴訟法のほか、倒産法や国際民事訴訟法の研究を行っている。

6. 渉外関係法講座

国際私法講座は、明治32(1899)年、法科大学と同時に設置・開講された。こえて明治38(1905)年7月、助教授跡部定次郎(1872～1933)が教授に昇任し、昭和7(1932)年、跡部の停年退官の後、助教授斎藤武生(1901～86)が、国際私法の講義を担当した。斎藤は昭和9(1934)年に本講座を担任し、昭和13(1938)年教授に昇任、昭和40(1965)年停年退官した。斎藤の後、助教授溜池良夫(1921～)が、昭和35(1960)年より国際私法の講義を担当した。溜池は昭和36(1961)年教授に昇任、昭和40年本講座を担任したが、昭和60(1985)年停年退官した。溜池の後に北海道大学から着任した教授櫻田嘉章(1944～)が講座を担任したが、平成4(1992)年に改組されて渉外関係法の一専攻となって現在に及んでいる。平成3(1991)年に法学研究科助手として中西康(1968～)が採用され、平成6(1994)年助教授に昇任した。

跡部は、わが国の当時の通説である国内法主義を排して、国際法主義の立場をとり、それによって国際私法の本質を解明、この基調の上に、諸種の基本的問題を明快に解説した。特に、その著『国際私法論』上(1923年)は、他に比類を見ない本格的体系書であり、斯学の研究に多大な貢献をした。

斎藤は、跡部の学流を汲み、国際私法における特殊問題の研究を重ねたが、特に、準国際私法の研究と比較国際私法の研究に関して多くの業績をあげた。すなわち、「準国際私法と公序の機能」(『法学論叢』37巻6号)、「準国際私法に於ける若干の問題」(『法学論叢』39巻1・3号)、「被併合地私法についての若干の考察」(『法学論叢』55巻3・4号)、その他一連の準国際私法の研究は、国内異法地域間の法律衝突問題を解明したものであり、わが国においてまったく未開拓であった分野に研究を加えたものとして、その学問的価値は高く評価されている。また、「国際私法に関する所謂ブスタマンテ法典とその研究」(『法学論叢』23巻1号)に始まる多数の外国立法例、草案の翻訳研究は、わが国の比較国際私法研究に多大の貢献をした。また、斎藤は、イタリア国際私法学に造詣が深く、この分野における第一人者として定評が

ある。「伊太利新民法の実施と国際私法規定」(『法学論叢』43巻4号)、「準国際私法の性質について」(『国際法外交雑誌』48巻5号)などその学殖の深さを示す論文が多い。

溜池は、内外文献の詳細丹念な研究を基礎に、深思熟考の結果自己の結論を展開するという斎藤の学風を受け継ぎ、まず基本理論において学界をリードする研究を示した。例えば「国際私法概念について」(『法学論叢』70巻5号)は、国際私法の法的性質について内外学説の緻密な検討と熟慮の上に明快な解説を行っているし、自ら最重要問題という国際私法における両性平等問題について「国際私法と両性平等」(『民商法雑誌』37巻2号)を著し、平成元(1989)年の法例改正の理論的基礎を提供した。国籍法についても「妻の国籍について」(『法学論叢』58巻1号)、「国籍法の適用に関する若干の問題」(『法学論叢』67巻6号)、「平和条約発効前に台湾人の養子となった内地人の国籍——大阪高等裁判所昭和48年3月20日決定をめぐって」(『法学論叢』94巻5・6号)をはじめとして多くの論攷があり、昭和59(1984)年の国籍法改正に貢献した。国際婚姻・親子法については特に強い関心を示し、その主著『国際家族法研究』(1985年)に収められた諸論文が示すように、伝統的国際私法の理論的可能性を徹底的に深めた点で、学界のみならず実務界にも大きな影響を与えた。なお、講義の集大成として『国際私法講義』があり、基礎理論の精髓を後学の徒に伝えている。

櫻田は、危機に陥ったといわれる古典的国際私法の歴史的研究に手を染め、「サヴィニーの国際私法理論——殊にその国際法共同体の観念について」(『北大法学論集』33巻3・4・6号、35巻3・4号)、「Wirkungsbereich und Funktion des Kollisionsrechts——Einige Gedanken über Savignys IPR」(in; Hrsg. von W. Holl et al., “Internationales Privat recht, Internationales Wirtschaftsrecht”), 「サヴィニーにおける準拠法決定のあり方について」(『法学論叢』126巻4・5・6号)ほかを著し、国際婚姻法のほか、国際民事訴訟法の個別的研究に努めている。

中西は、国際民事訴訟法を中心に研究を進めており、「外国判決の承認執

行における *révision au fond* の禁止について」(『法学論叢』135巻2・4・6号、136巻1号)がある。

国際取引法講座は、昭和55(1980)年3月31日文部省令第6号により講座増設が認められ、昭和56(1981)年度から開講された。本講座の開設は、第2次大戦後の世界的な貿易と企業活動の発展、日本企業の海外進出と外国企業の日本への参入、商取引法の統一をめぐる新たな国際的な動きによって、わが国においても国際的企業活動に関する法律問題の研究と教育の必要性が増大したことによる。本講座では国際的企業活動に関する統一法、統一規則、標準契約条件、商慣習、各国の貿易・通商法の研究・教育を目的としている。本講座は、平成4(1992)年度における改組により、国際私法とともに渉外関係法になった。

最初の担当者である教授道田信一郎(1924~88)は米国商取引法と日本民法法の比較法研究(ブラウカー<R. Braucher>との共著『アメリカ商取引法と日本民法』I(売買)、II(担保権)、1960、1962年)、米国通商法の研究で著名であったが、特にその優れた英語の能力により、国際連合国際取引法委員会の第1会期(1968年)から第5会期(1972年)および第10会期(1977年)に日本政府代表として出席したほか、国際物品売買消滅時効条約、国際物品売買条約の作成には当初から深くかわり、条約採択のための外交会議には日本政府代表として参加し、国際取引法研究における先駆者といえることができよう。平成元(1989)年度から平成3(1991)年度までは江口順一(大阪大学教授)、平成4(1992)年度には高桑昭(立教大学教授)がそれぞれ非常勤講師として講義を担当した。

平成5(1993)年度から教授高桑昭(1937~)が担当教授となった。高桑は法務省民事局参事官として国際私法、渉外関係法の立法事務を担当するとともに、外務事務官に併任され、数回にわたり国際連合国際商取引法委員会、ハーグ国際私法会議、私法統一国際協会などに日本政府代表または代表代理として、実体法、国際私法の統一の作業に加わった。その研究分野は、統一私法、国際私法に加えて、国際民事訴訟法、仲裁法に及び、国際的な法の統一

事業に寄与する努力をしている。それとともに、特に統一私法と国際私法の関係をはじめとして、私法の相違の克服について、さらに研究を進めている。江頭憲治郎(東京大学教授)との編著『国際取引法』(第2版、1993年)は、この分野で広く用いられている。

7 刑事法講座

刑法刑事訴訟法講座は、明治32(1899)年法科大学開設と同時に設けられた。同年勝本勘三郎(1867~1922)が講座担当予定者として助教授に任じられ、直ちに留学して、明治35(1902)年に帰学し、同年教授に進んで本講座を担当した。その後、明治40(1907)年、刑法刑事訴訟法第2講座が増設され、同じく勝本が担任することとなった。勝本は、大正3(1914)年に退官するまで両講座を担当したが、退官後も、大正8(1919)年まで講師として講義を行った。

勝本の活躍した時代は、フランス法の流れを汲んだ旧刑法から、ドイツ法の影響の強い現行刑法への転換期に当たり、勝本自身この歴史的過程を経験し、また、転換に関与もした。彼は仏法学科の出身であり、当初フランス、イタリアなどの刑法学を学んだが、後にドイツ刑法学にも深い造詣を示したのは、時代の潮流と一致するものであった。その学問的傾向は、当時ヨーロッパに勃興した新派刑法学の流れに属して、保護刑論、目的刑論を唱えるものであったが、同時に、罪刑法定主義的人権擁護論も軽視すべきでないとし、自らの立場を折衷説ないし第三派と規定した。また、厳密・精緻に構成された解釈理論は、当時の刑法学の最高峰と評されている。勝本の業績としては、『刑法析義』上下(1899、1900年)、『プリンス——最近刑法理論の邦訳』(1903年)、『刑法講話』(1912年)、『刑法要論』(1913年)があり、没後『刑法の理論及政策』(1924年)が公刊された。

勝本の退官後、刑法刑事訴訟法講座は担当者を欠いたが、大正4(1915)年、助教授富田山寿(1879~1916)が教授に昇任し、両講座を担当した。しかし、翌大正5(1916)年、在職中に急逝した。富田は、刑事訴訟法を専攻し、

『最近刑事訴訟法論』上下(1910年)は、ドイツ法学の流れを汲み、当時としては概念法学的に最も優れたものの1つであった。

大正5(1916)年、宮本英脩(1882~1944)が助教授に任ぜられ、大正10(1921)年教授に昇任し、さらに、瀧川幸辰(1891~1962)が、大正8(1919)年助教授、大正13(1924)年教授に昇任するに及び、刑法刑事訴訟法講座は、初めて共に担当教授により充たされることとなった。

宮本は、刑法を主とし、刑事訴訟法を従として業績を残しており、とりわけ、刑法における立場は独創的である。基本的には、主観主義刑法学に依拠するものの、一般規範的評価と可罰的評価の峻別を主張し、前者との関係では、行為規範に対する違反を違法とする主観的違法論、後者との関係では、犯罪を行為者の危険な性格の徴表とする犯罪徴表説を採用した。このように違法に段階を認める考え方は、今日の可罰的違法論の先駆をなすものとして重要といえよう。また、刑罰論においては、特別予防としての教育刑主義を唱えるが、その際、刑罰による社会防衛よりも、社会調和の(再)確立を強調する「愛の刑罰観」が主張されている。宮本の刑法的思索は、『刑法学綱要』(1926年)、『刑法学粹』(1931年)、『刑法大綱』(1935年)の一連の体系書を通して発展していった。なお、彼の刑事訴訟法の体系は、『刑事訴訟法大綱』(1936年)に示されている。

瀧川は、その師勝本とは逆に、旧派刑法学に立ち、刑罰の本質を応報として、当時のドイツにおいて主流であった規範主義的刑法学に従った。彼が特に力を注いだのは、刑法における人権擁護であり、罪刑法定主義の強調、犯罪の客観面の重視、応報刑などは、いずれもこの思想に由来する。いわゆる京大(瀧川)事件(昭和8<1933>年)もまた、その人権擁護思想が時の政治権力批判に連なることを、政府が恐れての弾圧だったと見られる。瀧川の刑法学の業績としては、『刑法総論』(1929年)、『刑法講義』(1930年)、『犯罪論序説』(1938年)があるが、最後のものが代表作である。さらに、彼は、刑法史の研究も行い、特にフォイエルバッハに深い理解を示した。業績としては『刑法史の断層面』(1933年)がある。終戦後、瀧川は、本学教授に復帰し(昭

第4章 大学院法学研究科・法学部

和21<1946>年)、昭和28(1953)年に総長に選ばれるまで、講座を担当した。

佐伯千仞(1907～)は、助教授であった昭和13(1938)年より、既に刑法刑事訴訟法第2講座を担当していたが、昭和16(1941)年教授に昇任し、翌昭和17(1942)年宮本が停年退官すると、第1講座も兼担した。また、昭和11(1936)年から昭和17(1942)年まで、刑事学の講義も行った。佐伯の専攻は刑法学、特に犯罪論の分野であり、その立場は、客観的違法論に立ちつつも、規範的評価と可罰的評価を区別する宮本の見解に近づいている。その特筆すべき功績は、ドイツの刑法学を精力的かつ批判的に吸収して、わが国の犯罪論の水準を大きく引き上げた点にある。『刑法における期待可能性の思想』(1947年)は、その金字塔といえよう。しかし、彼の活躍したのは軍国主義の時代であった。佐伯は、ナチス刑法学には終始抵抗したが、戦局の悪化に伴い、自由主義的批判は抑圧されていった。そこで、日本固有法の法理をもって対抗しようとしたことが、戦後、昭和21(1946)年、佐伯が教授の地位を失う原因となった。佐伯刑法学の体系は『刑法講義(総論)』(4訂版1981年)に示されている。

昭和28(1953)年、刑法刑事訴訟法第1、第2講座は、それぞれ刑法講座、刑事訴訟法講座と改称され、また、昭和33(1958)年、刑事学講座がドイツ法第2講座から転換されて、刑事関係は3講座に拡充された。そして、戦後のこの時期に、新たに教授として加わったのが、平場安治(1917～)と宮内裕(1919～68)であった。

平場は、助教授であった昭和23(1948)年から、既に刑事訴訟法を講義していたが、昭和29(1954)年に教授に昇任、瀧川の総長就任の後には刑法講座も分担し、昭和53(1978)年に退官した。刑法学の領域で、平場は、ドイツにおける当時の新理論である目的的行为論による犯罪論体系をいち早く唱道し、師宮本の規範論的体系に行為の目的性という存在構造による修正を試みて、『刑法における行為概念の研究』(1961年)および『刑法総論講義』(1952年)を公表した。また、刑事訴訟法の分野では、アメリカ法の影響を受けた新刑事訴訟法の施行を受けて、特に被告人の人権擁護を重視する立場からの刑事訴

訟法理論の新しい方向付けに大きな足跡を残した。その基本的立場は『刑事訴訟法講義』(1954年)に示されている。加えて、少年法の理論的開拓にも多大な寄与をなしており、その集大成として『少年法』(新版1987年)がある。

宮内は、昭和24(1949)年、立命館大学助教授より本学助教授に転じ、刑事学および刑法を講じた(『刑事学』1956年、など)。昭和34(1959)年に刑事学講座の初代教授となり、刑事学の領域では、裁判官の意識の研究に特色を示し、『執行猶予の実態』(1957年)などがあるほか、戦後の新しい視角からする被収容者の矯正理論にも関心を示し、「被拘禁者の心理的処遇について」(『法学論叢』71巻6号～76巻3号)の業績がある。刑法の領域では、特に国家権力と人権との関連を研究の対象として、治安立法、労働立法、社会主義刑法の研究について多くの業績をあげた。宮内は、昭和43(1968)年、留学先の西ドイツ・ケルンで客死した。

平場、宮内に続いて、一時期、刑法を講義した者としては、木村静子(1927～)と乾(中山)研一(1927～)がいる。木村は、瀧川門下の助教授として、ドイツ刑法理論を基礎に、特に犯罪における心理的要素を主テーマとして、「主観的犯罪構成要素としての故意」(『法学論叢』64巻2号)などの一連の論文を公表したが、昭和43(1968)年に退官した。乾(中山)は、昭和43(1968)年から昭和57(1982)年まで、教授としてソビエト法講座を担当したが、主たる研究領域がソビエト刑法であったことから、わが国の刑法に関しても、『刑法総論』(1982年)、『刑法各論』(1984年)など、多くの業績を残している。

刑事法講座の現在のスタッフは、鈴木茂嗣(1937～)、中森喜彦(1944～)、吉岡一男(1946～)、塩見淳(1961～)である。

鈴木は、昭和46(1971)年、神戸大学助教授より本学助教授に転じ、昭和50(1975)年に刑事訴訟法講座の教授に昇任した。処女論文「刑事司法の機能」以来、実体刑法と刑事訴訟法の交錯問題に強い関心を示し、本学部就任直後から訴訟対象論に関する一連の論文を発表して、博士論文『刑事訴訟の基本構造』(1979年)にまとめた。鈴木のもう1つの関心は、証拠法の研究にあり、証拠開示、自白法則、伝聞法則等について個別論文を発表するほか、

第4章 大学院法学研究科・法学部

『注解刑事訴訟法』（共著、全訂版、1982～87年）において証拠法全体につき詳細な考察を行った。刑事手続に関する体系書としては、『刑事訴訟法』（改訂版、1990年）がある。また近時は、刑法総論の体系化にも関心を示しており、実体論と認定論を峻別する観点から、構成要件論や犯罪の主観的要素論に関して一連の論文を発表している。

中森は、昭和56(1981)年に刑法講座の教授となった。最初に研究対象としたのは不作為犯であり、作為犯との対比においてその理論的構造を検討するほか、現実の具体的な問題についてもいくつかの論文を発表している。中森のもう1つの関心は、現行日本刑法の特色の検討に向けられ、利益に対する財産罪や包括的な予備罪規定についての論文を発表するほか、職務犯罪についても研究を進めている。著作には、実体法の種々の個別問題に関する論文のほか、『刑法学のあゆみ』（共著、1978年）、『刑法各論』（1991年）がある。

吉岡は、昭和57(1982)年に刑事学講座の教授となった。刑罰・刑事制度を中心とする犯罪対応をも犯罪現象の中に位置付けて『刑事学』（1980年）を体系化した。責任主義・応報刑思想を刑事政策的に合理化した犯罪処理の考え方は、論文集『刑事制度の基本理念を求めて』（1984年）にまとめられている。刑罰目的としての犯罪予防や特殊な犯罪危険性・犯罪者概念を否定しつつ犯罪問題の解決を探るべきことは、『ラベリング論の諸相と犯罪学の課題』（1991年）で示された。各論をも扱った『刑事政策の基本問題』（1990年）や刑事制度論から刑事法全体を論じた『刑事法通論』（1994年）などの業績がある。

塩見は、助教授として、刑法各論の講義を行っている。彼の主たる関心は未遂論にあり、「実行の着手について」（『法学論叢』121巻2、4、6号）などの論文を公表している。また最近では、ドイツでの在外研究の成果を踏まえ、既遂犯を含めた犯罪処罰根拠の統一的構成に研究の幅を広げつつある。

なお、平成4(1992)年の大学院重点化に伴う改組により、従来の刑法、刑事訴訟法、刑事学の3講座は刑事法大講座に統合され、さらに、昭和57(1982)年より比較法大講座の中に認められていた刑法の枠が、経済刑法とし

て専攻分野に加えられ、刑事法部門は一層拡充されるに至っている。

第4項 政治学

政治学部門に属する講座は、法科大学開設当時、政治学政治史講座の1講座から出発した。その後、逐次講座を拡充整備し、大正末年には政治学政治史第1、第2、行政学、外交史の4講座を数えるまでになり、また専属教官も次第に充実するに至った。しかし第2次大戦から敗戦へと至る情勢の激動の中で、幾多の紆余曲折を経験し、昭和21(1946)年4月、戦後に初めて新学期を迎えたとき、既設4講座を担当すべき本学専属教官は、わずかに2名を数えるのみであった。

したがって政治学部門は実質的に戦後に再出発することを余儀なくされた。しばらくの間学外の非常勤講師によっていくつかの講義を行うかたわら、講座の拡充整備(昭和33年政治学史講座設置)、専属教官の補充に努め、ようやく昭和30年代の終わりには、教授5名、助教授4名の陣容を整えるに至った。さらにその後、斯学の発展と歩調を合わせて、国際政治学、比較政治学、政治過程論といった新たな研究領域の講座を設けるかたわら、人員のさらなる充実に努め、現在教授7名、助教授4名が研究教育に当たっている。これらの講座は、平成4(1992)年の組織改組で、5つの大講座に再編された。またその一方で、必ずしも講座にとらわれることなく、広く講義を開設し、学問の発展と激動する内外の情勢に対応せんとしている。

1. 政治理論講座

政治理論大講座は従来の政治学講座、政治思想史講座を受け継ぐものである。政治学講座は、明治45(1912)年、政治学政治史第2講座が増設されたときに始まる。明治45年から大正11(1922)年まで教授佐藤丑次郎(1877~1940)が、大正12(1923)年から数年間は教授市村光恵が兼担し、昭和5(1930)年から昭和20(1945)年までは、教授黒田覚(1900~90)が担当した。戦後は同志社

第4章 大学院法学研究科・法学部

大学教授田畑忍、本学助教授脇圭平(1924～)が担当した後、昭和37(1962)年から昭和60(1985)年までは教授福島徳壽郎(1923～)が政治原論と政治機構論の講義を隔年ごとに行い、また福島退官後、昭和61(1986)年からは助教役場敏博(1950～、平成2<1990>年教授に昇任)が政治原論の講義を担当している。

佐藤丑次郎の研究は、ドイツの国家学の影響を強く受けたものであり、『政治学』上(1908年)がその代表的なものである。黒田覚は、ドイツの法理論、国家学の影響のもと主権論、国家論、議会制に関する研究を行った。その業績としては、『ウィーン学派の法律学とその諸問題』(1927年)、「ドイツ保守主義の機能変化」(『法学論叢』29巻1、2、4号)、「一般国家論の諸性格」(『法学論叢』31巻3号)、「主権的独裁と主権」(『法学論叢』32巻5号)、「主権概念と正当性」(『法学論叢』35巻1号)がある。また昭和10年代の現実の政治に対しても積極的に発言し、『国防国家の理論』(1941年)を著したが、黒田の業績は、ハンス・ケルゼンやカール・シュミット研究の領域で、今日でも高い学問的価値を有している。また脇圭平もドイツの政治理論を主として研究し、「ドイツ(ウィルヘルム時代)における政治の問題性」(『法学論叢』59巻4号)等がある。

福島徳壽郎の研究の課題は、現代国家の統治構造の特質を究明することに置かれていた。そのため、比較政治学的方法が重視されるとともに、現代政治における重要な要素である政党、官僚制、軍部に特別の関心が向けられた。初期の主要な業績としては「政治社会の組織化の意味」(『法学論叢』60巻6号)、「プロレタリア民主主義と『代表』」(『年報政治学』1958年)、「ソ同盟における軍部の地位」(『法学論叢』64巻6号、65巻1号)などがある。その後福島は、アメリカを中心に発達した近代化論、政治発展論に取り組み、それによって従来の問題関心が「発展」というダイナミックな観点から位置付けられるようになった。この分野の業績としては「新興地域政治の研究」(『法学論叢』71巻5号)、「政治的発展と官僚制」1(『法学論叢』82巻5号)がある。

場敏博の研究は、日本を含む現代の先進資本主義国の政治構造を、政党政治の分析を通して解明せんとするものである。そのために各国の政党政治の比較分析を通じて、先進資本主義国の政党政治の「共通の構造」を明らかにし、それと対比して日本の政党政治の特質を浮き彫りにするという仕事に取り組んできた。その成果をまとめたのが『戦後の政党システム』（1990年）である。この研究の過程で「社会民主主義政党」が、わが国を含めて各国の政党政治の態様を規定する重要な要因の1つとなっていることが明らかとなった。それを受けて、以後各国の「社会民主主義政治」の特徴の比較研究に取り組み「一党優位政党制論の展望」（『法学論叢』118巻4～6号）、「戦後前半期の社会党」（『年報政治学』1991年）等の業績を生み出している。

政治思想史講座は、昭和33(1958)年政治学史講座が開設されたときに始まり、昭和41(1966)年政治思想史講座と改称された。これより先、既に大正末年より、教授森口繁治、田村徳治、牧健二、さらには、バブーフやジョルジュ・ソレルに関する先駆的研究・紹介、マキアベリの翻訳を行っていた助教授大岩誠(1900～57)によって、また戦後は東京大学教授堀豊彦、大阪大学教授森義宣、さらには元教授恒藤恭によって講義が行われていたが、昭和29(1954)年に助教授勝田吉太郎(1928～、昭和37<1962>年教授に昇任)が講義を担当するに及んで初めて講座専属の教官を迎えるに至った。勝田は、政治思想史と現代政治思想を隔年ごとに講義した。同教授が平成3(1991)年に退官した後には、神戸大学教授小野紀明が非常勤講師に委嘱されて政治思想史の講義を行っている。またこれと関連して日本政治思想史の講義を、昭和33(1958)年から継続して開講しており、人文科学研究所教授坂田吉雄、教育学部教授本山幸彦、教養部助教授宮本盛太郎らが非常勤講師として講義を担当した。

勝田吉太郎は19世紀ロシア政治思想史の研究から出発した。処女作『近代ロシア政治思想史』（1961年）は欧米の図書館に所蔵されている膨大な資料を渉猟し、精神史的手法を駆使してそれらに綿密な検討を加える一方で、広くヨーロッパの思想史の流れを踏まえて解釈せんとしたもので、まさに画期的

な業績である。その後研究対象を、革命史、革命思想史へと拡大し、『革命とインテリゲンツィヤ』（1966年）、『アナキスト』（1966年）、『バクーニン』（1979年）等を著した。その一方で現代の諸政治イデオロギーに対しても知識社会学、歴史哲学的観点から鋭い分析を加え、『革新の幻想』（1973年）、『現代社会と自由の運命』（1978年）、『民主主義の幻想』（1980年）等を生み出した。このように勝田の研究対象には極めて広範なものがあり、いずれの分野でも卓越した業績をあげている。その業績を集大成したものとして、『勝田吉太郎著作集』全8巻（1992～94年）がある。

2. 政治外交史講座

政治外交史大講座は従来の政治史講座、外交史講座、日本政治外交史講座を受け継ぐものである。政治史講座は、明治32（1899）年7月法科大学開設と同時に政治学政治史講座の設置が定められ、明治39（1906）年9月に政治史の講義が開かれたときに始まる。明治34（1901）年9月から昭和9（1934）年7月まで教授末広重雄（1874～1946）が、昭和9（1934）年10月から昭和20（1945）年2月までは池田栄（1901～89）が担任した。池田の退官後、しばらくの間、文学部教授原隨園が非常勤講師として講義を担当したが、昭和24（1949）年に助教授猪木正道（1914～、昭和24<1949>年教授に昇任）が着任するに及んで、猪木の担当するところとなった。猪木が日本政治外交史講座に移った後、教授野口名隆（1924～）が昭和42（1967）年から昭和61（1986）年まで担当した。昭和62（1987）年野口が退官した後、しばらく勝田吉太郎が兼担したが、平成4（1992）年に教養部の野田宣雄（1933～）が本学部の教授に就任した後、同教授が担当し、現在に至っている。また、平成元（1989）年には助教授唐渡晃弘（1962～）が採用された。

末広重雄は、ヨーロッパの時事問題に強い関心を抱き、多くの論考を著した。そのかたわらで『北米の日本人』（1915年）等の著作に見られるように、北アメリカにおける移民問題と排日運動に関心を向け、また中国における国権回復を取り上げて『支那の対外的国民運動』（1929年）を著すかたわら『日

支外交六十年』(1933~36年)を監修した。一方、池田栄は『イギリス近代政治史』(1922年)、『イギリス自主精神の本質と起源』(1923年)に見られるように、西欧近代の立憲政治の研究より始めたが、第2次大戦をめぐる時局の激動とともに、日本の独自性の究明へとその関心を転換させていくこととなった。

猪木正道は『ロシア革命史』(1948年)以来、全体主義独裁の研究を行い、独裁者のパーソナリティ、独裁の政治思想、社会的、経済的、国際政治的背景など広範な視角から現代の独裁を解明し、詳細な史実の把握に加えて、政治思想の深い理解に基づく卓越した成果を生み出した。その代表的な著作としては『共産主義の系譜』(1953年)、『政治変動論』(1953年)、『独裁の政治思想』(1961年)、『独裁者』(1963年)がある。日本政治外交史講座の担任に替わってからは、近代化という課題に苦闘する日本の政治体制の特徴とそこに孕まれた危険という観点を視座の中心に据えつつ、太平洋戦争前の日本外交・安全保障政策を研究した。この分野の成果の一部は名誉教授になって後、著された、大部の『評伝吉田茂』全3巻(1978~81年)に結実した。なおこれを除く成果のうち代表的なものは、『猪木正道著作集』全5巻(1985年)にまとめられている。

野口名隆の研究は、フランス革命の政治学的研究、特に革命の過程における独裁者の登場と革命戦争との相関関係の究明から出発した。さらに、フランスの政治の特質の把握を目指して、その後の歴史にも関心を拡大し、特にフランス共産党の歴史について研究した。主たる業績としては、「八月十日の背景——フランス革命における革命独裁の研究序説」(『法学論叢』61巻2号)、「フインヤン三頭派と革命戦争」(『法学論叢』65巻4号、67巻4号、72巻1号、73巻2号、75巻2号、79巻6号、84巻6号)のほか、「フランス共産党の1939年秋の「政策転換」に関する一考察」(『現代世界と政治——猪木正道先生古希論集』1988年)がある。

野田宣雄の研究は、ドイツを中心に欧米の近現代政治史を対象とする。ドイツに関しては、マックス・ウェーバーの宗教社会学の方法論を踏まえて教

第4章 大学院法学研究科・法学部

養市民層とナチズムの関係を考察した。その成果は『教養市民層からナチズムへ——比較宗教社会史のこころみ』（1988年）、「ドイツ教養市民層の諸問題」（『法学論叢』132巻4・5・6号）等にまとめられている。また、ドイツやイギリスの外交政策を内政との関連において分析することにも努め、早くにシュトレゼマン、ネヴィル・チェンバレンらに関する論文も発表している。冷戦終結後は、中世に遡る歴史的パースペクティブのもとにドイツ問題の考究に力を注ぎ、その成果の一端は「ドイツ人の歴史の重荷」（『法学論叢』134巻3・4号）に示されている。その他、その時々国際政治および国内政治の諸問題にも積極的に発言し、それらの論説を集めた『歴史の危機』（1992年）等の著書もある。

唐渡晃弘は、フランス第3共和制史の研究とともに、現代国際関係の端緒としての戦間期におけるヨーロッパ外交の研究を進めている。業績としては、「ロカルノ外交——ヨーロッパの安全とフランスの政策」（『法学論叢』125巻4、5、6号、126巻1号）がある。

外交史講座は、大正11(1922)年5月に開設され、初め教授末広重雄が兼担し、のち、昭和9(1934)年7月まで同教授の分担になっていたが、昭和11(1936)年より昭和20(1945)年2月までは教授池田栄が兼担した。その後、助教授立川文彦(1910～78、昭和24<1949>年教授に昇任)が昭和24年から昭和48(1973)年まで講義を担当し、同教授の退官後、教授高坂正堯(1934～)、東南アジア研究センター教授矢野暢、神戸大学教授五百旗頭真等が講義を行っている。また昭和46(1971)年には助教授豊下楯彦(1945～)が採用され、昭和62(1987)年以降、特別講義として比較占領史の講義を行っている。

立川文彦の研究は、「帝政ロシア帝国主義の研究」（『法学論叢』34巻1号）、「帝政ロシア侵略政策の基礎」（『法学論叢』35巻6号、36巻4号、37巻6号）などに見られるように、初めは帝国主義の一類型としての帝政ロシアの外交政策の研究に集中されていたが、欧米帝国主義全般にも批判の目を向けた。戦後においても帝国主義研究は続けられ、「具体的国際関係とその歴史的前提」（『法学論叢』55巻3・4号、56巻1・2号）、「日本外交の変遷とその分析」

『法学論叢』58巻4号)等を生み出した。これらの研究の成果は、編著『国際政治の史的構造』(1968年)にまとめられた。

豊下楯彦は、外交を国内秩序と国際秩序の相互関連の結節点と捉える視点から、イタリア外交史の実証的な研究に取り組み「イタリアの参戦決定をめぐる一考察」(『法学論叢』90巻1・2・3号)にまとめた。次いで、イタリアが連合国占領の最初の対象国であったという歴史過程に着目し、この研究史の空白領域を解明して『イタリア占領史序説』(1984年)を刊行した。さらにイタリア占領の「先例性」を踏まえ、東欧諸国、ドイツ、日本の占領を比較史の視点から捉えるという、まったく未開拓の分野に研究を進め、さしあたってイタリアから日本に至る占領管理体制の展開過程を『日本占領管理体制の成立』(1992年)にまとめた。

日本政治外交史講座は昭和42(1967)年に設置され、同年から昭和44(1969)年まで教授猪木正道が講義を担当した。そして猪木が防衛大学校長へと転出した後、高坂正堯、矢野暢、五百旗頭真らが講義を担当してきたが、平成6(1994)年4月には名古屋大学から教授伊藤之雄(1952～)を迎え、現在に至っている。

伊藤之雄は、近現代の日本政治における内政と外交の相互関係に関心を抱いている。まず原敬内閣から犬養毅までの、第1次大戦後の日本政党政治の展開と崩壊を主な研究対象とし、内外の変動に対する政党政治や原敬、横田千之助らの対応を、主著『大正デモクラシーと政党政治』(1987年)にまとめた。つづいて分析対象の中心を明治国家形成期に移し、『近代日本の政党と官僚』(共著、1991年)、「元老制度再考」(『史林』77巻1号)などで、日露戦争までの内政、外交や、伊藤博文、明治天皇、星亨、原敬などのリーダーシップを論じている。また近年は、戦後の55年体制の形成と展開にまで研究対象を広げている。

3. 国際政治学講座

国際政治学大講座は従来の国際政治学講座を継ぐものである。国際政治学

第4章 大学院法学研究科・法学部

講座は昭和42(1967)年に設置され、以後助教授高坂正堯(昭和46<1971>年教授に昇任)が講義を担当し、現在に至っている。また平成3(1991)年には助教授中西寛(1962～)が採用された。

高坂正堯は国際政治現象を力と価値の交錯する体系として捉える現実主義の立場をとり、まず、その理論の形成過程である18、19世紀のヨーロッパの古典外交の研究を行い、20世紀初頭にそれが崩壊するに至る歴史を『古典外交の成熟と崩壊』(1978年)にまとめた。同様の立場から、日本外交を歴史的に研究し、特に第2次世界大戦後の外交とその国際環境について、『宰相吉田茂』(1968年)、「第二次世界大戦中におけるアメリカの対日政策の形成」(『法学論叢』90巻1・2・3号)「日本の国際社会復帰における必然と偶然」(『法学論叢』120巻4・5・6号)を発表した。さらに、歴史社会学的な視点を取り入れて文明の遭遇の力学や文明の衰亡に関心を持ち、アメリカについての種々の論文とともに『文明の衰亡するとき』(1981年)を発表した。

中西寛は、20世紀の国際政治および国際政治理論の展開を歴史的に把握することを目標としている。そのために、第1次大戦期の国際政治を中心に研究を発表しているが、第2次大戦後および現代の国際問題についても研究を進めている。業績としては「二十世紀国際関係の始点としてのパリ講和会議」(『法学論叢』128巻2号、129巻2号)、「近衛文麿『英米本位の平和主義を排す』論文の背景」(『法学論叢』132巻4・5・6号)等がある。

4. 比較政治講座

比較政治大講座は従来の比較政治学講座を継ぐものである。比較政治学講座は昭和53(1978)年4月に設置され、以後、助教授木村雅昭(1942～、昭和55<1980>年教授に昇任)が講義を担当し現在に至っている。また特別講義としてこれまでアメリカ、東南アジア、南アジア、イスラム、ロシアの政治社会に関する講義を開講し、広く学外から非常勤講師を招聘し、講義を行っている。

木村雅昭は、インドの近代化の研究から出発した。マックス・ウェーバー

の歴史社会学を学ぶかたわら、インドの公文書館に所蔵されている資料を渉猟し、インドの基本的な社会構造をカーストに求めつつ、伝統と近代との相剋を追究した。その成果に『インド史の社会構造』(1981年)がある。その後、対象を広くヨーロッパとアジアの近代化の比較研究へと拡大し、資本主義と共産主義との文明史的背景、経済発展に果たす政治の役割等に関して比較的研究を進め、とりあえず『国家と文明システム』(1993年)にまとめた。またウェーバー、トクヴィルらの所説を踏まえつつ、現代社会に関して政治社会学的観点から検討を進めており、この分野の業績としては『ユートピア以後の政治』(1993年)がある。

5. 現代政治行政分析講座

現代政治行政分析大講座は行政学講座、政治過程論講座を引き継ぐものである。行政学講座は、大正11(1922)年5月に設置され、初めは教授市村光恵が兼担したが、大正13(1924)年4月から昭和8(1933)年7月まで教授田村徳治(1886～1958)がこれを担任した。京大(瀧川)事件で田村が去った後しばらく空白期が続いたが、昭和15(1940)年から昭和45(1970)年までは教授長浜政寿(1911～71)が、さらに昭和46(1971)年からは助教授村松岐夫(1940～、昭和51<1976>年教授に昇任)が講義を担当し、現在に至っている。また昭和63(1988)年には助教授秋月謙吾(1962～)が採用された。

田村徳治の研究は、それまでもすれば行政法学の延長線上に位置付けられていた行政学を、独立した学問体系として確立することに向けられた。通常、行政とは「公共事務の処理」とされるが、田村によればその「公共」の意味こそが問題であり、「人類全般の生々発達の実現」と理解されるべきものである。こうした立場に立って彼は、社会学、政治学、哲学を包括する学問として行政学を捉え、『行政学と法律学』(1925年)、『理論行政学』(1926年)、『行政機構の基礎原理』(1938年)で、方法論的な研究を行い、以後の行政学に大きな影響を与えることとなった。

長浜政寿の研究は、当時日本行政学界において支配的であった実証を重視

する蠟山政道と、理念的考察を主張した田村徳治との折衷を目指し、独自の行政概念である「政治的統一の維持」に到達した。長浜の研究は明晰な理論的な分析を特徴とすると同時に、独自の歴史観・国家観に支えられたものである。彼は、絶対国家と市民社会との対立として近代を捉え、これに対して現代を行政国家の時代と捉え、それが「国家と社会の自同化」の中で現れると考えた。長浜は、同時代の東京大学の辻清明教授が現代日本行政を日本に特殊なものと捉えたのと対照的に、外国と比較可能な枠組みで分析した。主著としては『国家機能の分化と集中』（1950年）、『地方自治』（1952年）、『行政学序説』（1959年）、遺稿集『現代国家と行政』（1973年）がある。

村松岐夫は、初期には、政治学・行政学の中でも責任論や組織論の理論的な研究に力を入れたが、カリフォルニア大学留学以降、地方自治や日本政治と行政に関する研究に重点を移した。多元主義の立場に立ち、戦後政治を戦前から切り離して捉える視点を強調して「戦後政治学」を批判すると同時に実証的な研究に取り組み、従来の官僚優位論への批判を手がかりにして、政党論、圧力団体論、地方自治論の領域の理論転換を目指した。政治学の雑誌『レヴァイアサン』の創刊に携わり、『戦後日本の官僚制』（1981年）、『戦後日本の圧力団体』（共著、1985年）、『地方自治』（1988年）、『日本の行政』（1994年）等を著した。また国際的なプロジェクトを多数起こし、国際交流に努めた。平成6（1994）年より日本政治学会理事長を務めている。

秋月謙吾は、中央地方関係の枠組みの中で政策分析を行うことから出発し、現在は、運輸・文教・産業政策などの複数の領域において、それぞれ地域を単位に、行政機関やその他の参加者の間のネットワークを焦点とした実証研究を行っている。またアメリカ政治学の動向を参照しつつ、政策形成における「イデオロギー」概念の理論的位置付けにも関心を抱いている。業績としては「非ルーティン型政策と政府間関係」（『法学論叢』123巻3号～124巻2号）、「利益・制度・イデオロギー」（『法学論叢』131巻2号）がある。

政治過程論講座は、昭和53（1978）年に設置された。設置後、関西大学教授山川雄巳、神戸大学教授三宅一郎が非常勤講師として、また一時は村松岐夫

も講義を担当したが、平成4(1992)年10月に東北大学教授大嶽秀夫(1943～)を本学教授として迎えて後は、同教授が担当し現在に至っている。

大嶽秀夫は現代日本の政策決定過程の研究や日独戦後政治のマクロな比較研究を主たる研究課題としている。15年間にわたる東北大学在任中は、多元主義政治理論による日本政治研究に従事し『現代日本の政治権力経済権力』(1979年)等の業績を発表するとともに、2年間のハンブルグ在外研究の成果として『アテナウアーと吉田茂』(1986年)等、日独比較研究を公刊した。本学部着任以来、戦後日本の政治過程、なかなずく行政改革に邁進した1980年代の「新保守革命」に関する研究を進め『自由主義的改革の時代』(1994年)を刊行する一方、戦後の政治学に関する総括的な批判的検討を行った『戦後政治と政治学』(1994年)を著した。また社会党の動きにも関心を持ち「高度成長初期における日本社会党のラディカリズム」(『法学論叢』133巻3号)を発表した。

第5項 総合法政分析講座

総合法政分析大講座は、平成4(1992)年の改組再編に際し、学理・実務の相互交流を図りつつ、先端的・横断的な研究教育の場所となるべく新設されたものである。平成4(1992)年以来、以下のような授業が実施されてきている。

平成4(1992)年度

企業法務「企業責任の総合的分析」	龍田節教授
裁判法務「民事裁判過程論」	土屋文昭講師(京都地裁判事)
同上 「民事訴訟運用論」	同上
公共政策「都市行政と都市政策」	村松岐夫教授
比較法政文化「法の比較文明論」	河上倫逸教授

第4章 大学院法学研究科・法学部

法政治情報論「コンピュータと法」

北川善太郎教授

綜合法政分析特講「公共政策の経済分析」

猪木武徳講師(大阪大学経済学部教授)

平成5(1993)年度

企業法務「株式会社とその取締役の責任」

龍田節教授

裁判法務「民事裁判過程論」

土屋文昭講師(京都地裁判事)

同上 「民事訴訟運用論」

同上

公共政策「産業政策と行政」

村松岐夫教授

比較法政文化「法的思考の比較研究」

田中成明教授

法政治情報論「情報公開制度の理念と実態」

佐藤幸治教授

平成6(1994)年度

企業法務「企業運営のあり方」

龍田節教授

裁判法務「民事裁判過程論」

土屋文昭講師(京都地裁判事)

同上 「民事訴訟運用論」

同上

公共政策「組織設計と組織行動」

村松岐夫教授・田尾雅夫講師(経済学部助教授)

同上 「政府・市場・公共政策」

猪木武徳講師(大阪大学経済学部教授)

比較法政文化「信託法の歴史構造」

河上倫逸教授

法政治情報論「法の情報管理」

辻正美教授

第3節 施設

第1項 建造物

明治32(1899)年の法科大学開設当初は、第三高等学校の建物を借りて講義が行われていたが、明治35(1902)年に至り、本部構内に木造1階建ての専用講義室が落成した。さらに明治40(1907)年には、木造2階建て建物が文科大学との共用として完成し、事務室・研究室がこれに置かれた。大正5(1916)年に至り、煉瓦造2階建て建物が建築され、大正13(1924)年に増築されて、法経両学部の研究室・図書室(書庫を含む)として使用された。「赤煉瓦」の通称で親しまれた建造物(旧館)である。なお、同じく大正13(1924)年7月に完成した本部構内正門前の時計台の建物にも法経両学部の使用する教室が置かれている。昭和8(1933)年、鉄筋コンクリート造り3階建ての法経両学部の新館が完成、これがまず西南部分をなし、次いで昭和13(1938)年7月に3階建て中央部分、さらに戦後昭和28(1953)年、30(1955)年に4階建て東南部分が増築されて今日に至り、研究室・資料室・教室・事務室・学生控室などに使用されている。昭和47(1972)年、「赤煉瓦」旧館を取り壊し、新たに5階建て建造物が竣工し、法経両学部の研究室・図書室等に使用されている(法経北館)。しかし、大学院重点化の制度改革を経て、これに対応し得る施設の整備を図るためにも建物等の環境整備が必要であり、文系4学部合同による長期計画が既に進行中である。

第2項 図書室

法学部図書室は、世界各国の法学・政治学関係の学術研究書(単行本・雑誌)・法令集・議事録・判例集その他の資料を集め、平成6(1994)年現在の蔵書数は、和書約22万5,000冊、洋書約30万3,000冊、合計約52万8,000冊に達している。およそ文科系学科の研究に文献・資料の収集は不可欠であるが、ことに法科大学では開設以来、図書の充実に多大の予算と努力が注入されてきた。開設当初の法科大学図書室の整備に尽力した点で特筆されるべきは教授岡松参太郎であり、「今日我法学部ノ図書室ノ内外ノ典籍ヲ網羅シ設備齊整範ヲ学界ニ示スハ未タ先生カ能ク其ノ基ヲ成スニ依ラスンハアラス」と評されている(「故法学博士岡松参太郎君哀弁」『法学論叢』7巻2号)。京都の地は、地震や戦争による災禍を免れてきただけに、第2次世界大戦前の図書に関していえば、法学・政治学の蔵書の水準は、東洋一ともいわれている。この中には、3名のドイツ人法学者の旧蔵書(ターナー文庫、ハチェック文庫、トゥール文庫)や、早逝した本学教授小早川欣吾の日本法制史関係を中心とする旧蔵書(小早川文庫)のように、全国の法学者の垂涎の的になっているものもある。

図書室は、教官の研究活動を支え、また他学部・他大学の研究者にも図書の利用を供するとともに、特に昭和47(1972)年竣工の法経北館に図書室が移ったのを機に、閲覧室を充実させ、学部学生にも広く利用の便宜を図って今日に至っている。

第3項 国際法政文献資料センター

昭和54(1979)年に設置された国際法政文献資料センターは、法学・政治学の第1次資料に関する情報センターとしての機能を果たすべく、設立以来、欧米主要国の議会・立法過程資料、政治第1次資料の収集と、文献情報のデ

データベース構築、さらにこれらに基づいた文献情報サービス提供、文献調査・レファレンス活動などを軸として活動を続けている。研究科長・学部長がセンター長を兼ね、法学部教官若干名・附属図書館長とによりセンターの運営委員会が構成されている。現在、専任職員1名が配されており、上記の活動のほか、センターニュースを発行して情報提供などを行っている。設備として文献コレクションのほか、各種情報機器を備えるが、施設は現在のところ、基本的には法学部図書室の一部を利用している。

第4項 法 学 会

京都大学法学会は、教官・在学生・卒業生を会員とする研究団体であって、会員の知識を交換して学術考究に資し、同時に会員間の情宜を厚くするという目的を持つ。毎年、春秋2季に法学会大会を開催し、『法学論叢』（月刊）を刊行している。

法学会の淵源は、明治32(1899)年10月に第1回が開かれた法科大学懇親会にさかのぼる。翌明治33(1900)年9月の第2回懇親会の席上、学理研究団体の設立が発議され、明治34(1901)年2月11日の「政法協会」の発足となった。同協会は毎年大会を開いて会員間の懇親を図ってきたほか、学理研究のための講演・討論なども開催してきたが、その成果を公表するため、また当時の法科大学の教育の特色をなしていた卒業論文について、その優秀ものに公表の機会を与える目的で、機関誌の刊行を企画した。既に明治35(1902)年2月には、主な教授数名の企画によって『法律学経済学内外論叢』が創刊され、通算30号に及んだが、明治39(1906)年1月、政法協会は「京都法学会」と改称され、また新たに『内外論叢』を実質的に継承する機関誌として『京都法学会雑誌』が創刊された。

大正4(1915)年7月には掲載論稿の輻輳を契機にして『経済論叢』が新たに発刊され、大正8(1919)年1月には『京都法学会雑誌』を『法学論叢』に改称した。以後、毎月刊行されて昭和期に及んだが、昭和19(1944)年に資材

不足のため変則的刊行に切り替えられ、昭和28(1953)年に隔月刊、そして学部創立60周年を迎えた昭和34(1959)年4月より月刊に復して今日に至っている。平成6(1994)年度には136巻に達し、わが国を代表する学術誌の1つとして、その声価は既に確固として定まっている。

第5項 有 信 会

有信会は、教官・在学生・卒業生の3者からなる親睦団体である。大正10(1921)年4月、法学会から分離して別個の組織として発足、その名称は「朋友有信」からとられたもので、織田萬の命名によるという。卒業生のみからなる同窓会ではなく、教官・在学生も加わり渾然一体となって活動する点が本会の特色であり、会の運営にも毎年在学生から委員が選ばれて携わっている。戦後の一時期には在学生の自治会活動も兼ねたが、昭和26(1951)年から法学部自治会とも分離して今日に至っている。

大正15(1926)年10月に、本学大ホールおよび京都市公会堂において第1回汎有信会大会を開催、以来、戦時期など一時の中断を見たものの、原則として3年ごとに汎有信会大会を開催して今日に至っている。このほか、卒業生・新入生の歓送迎会、旅行・見学などの活動が戦前から続けられてきた。昭和18(1943)年には有信会歌の制定もあり、戦後昭和29(1954)年からは『有信会誌』を刊行して、本年(平成6<1994>年)までに通算36号を数えている。現在、有信会支部も東京・近畿・東海・広島・福岡の5つがあり、また北海道連絡所もあり、全国に活躍する会員を結び付ける紐帯となっている。